

2014年9月

ディスカッション・ペーパー DP/2014/2

## 料金規制の財務上の影響の報告

コメント期限:2015年1月15日

## 料金規制の財務上の影響の報告

コメント期限：2015年1月15日

## DISCUSSION PAPER—SEPTEMBER 2014

Discussion Paper DP/2014/2 *Reporting the Financial Effects of Rate Regulation* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments on the Discussion Paper need to be received by **15 January 2015** and should be submitted in writing to the address below or electronically via our website [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Requests for confidentiality will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

**Disclaimer:** The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

**Copyright © 2014 IFRS Foundation®**

ISBN: 978-1-909704-58-9

**All right reserved:** Copies of the Discussion Paper may only be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB provided that such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

The Japanese translation of the Discussion Paper contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'IFRS Taxonomy', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IAS', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'SIC', 'International Accounting Standards' and 'International Financial Reporting Standards' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

## 料金規制の財務上の影響の報告

コメント期限 : 2015 年 1 月 15 日

ディスカッション・ペーパーDP/2014/2「料金規制の財務上の影響の報告」は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。本ディスカッション・ペーパーに対するコメントは、**2015年1月15日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか又は我々のウェブサイト [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) の 'Comment on a proposal' のページを使用して電子的に提出されたい。

すべての回答は公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者から秘密保持の要請があった場合は例外とする。そうした要請は、商業的な秘密事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

**注意書き：**IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準（国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

**コピーライト © 2014 IFRS Foundation®**

**不許複製・禁無断転載：**本ディスカッション・ペーパーのコピーは、IASB へのコメントを作成する目的でのみ作成できる。そのコピーが個人的又は内部での使用のためのもので、販売又は他の方法で配布されることがなく、IFRS 財団の著作物であることを明記し、かつ、IASB のアドレスを完全に表示することが条件である。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

本公表物に含まれているディスカッション・ペーパーの日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/IFRS for SMEs ロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘IFRS Taxonomy’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び‘International Financial Reporting Standards’ は、IFRS 財団の商標である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

## 目 次

	項番号
要約	
コメント募集	
セクション1——はじめに	1.1
背景	1.2
IASBの料金規制対象活動の調査研究プロジェクトの目的	1.11
本ディスカッション・ペーパーの範囲及び料金規制を定義する際のアプローチ	1.12
本ディスカッション・ペーパーの開発	1.16
協議グループ	1.18
予備的見解	1.21
求めているフィードバック及び今後のステップ	1.22
セクション2——料金規制に関する有用な情報の提供	2.1
はじめに	2.3
料金規制はキャッシュ・フローの金額、時期及び確実性に影響を与えるのか	2.10
定義された料金規制に関するどのような情報が財務諸表利用者にとって最も目的適合性が高いのか	2.21
コメント提出者への質問	2.27
セクション3——料金規制とは何か	3.1
背景	3.2
議論の焦点を絞る——料金規制を定義する	3.4
料金規制はなぜ存在しているのか	3.8
料金規制の目的	3.15
料金規制の区分	3.21
サービス原価又は基本料金に対するリターン	3.23
インセンティブ・ベース	3.27
市場規制	3.30
複合的な料金規制	3.34
コメント提出者への質問	3.38
セクション4——定義された料金規制	4.1
定義された料金規制とは何か	4.2
料金規制を定義すること——概要	4.4
定義された料金規制の顕著な特徴	4.30
不可欠な又は公共の財又はサービス	4.31
供給のための有効な競争がない	4.35
供給の質及び利用可能性の維持	4.43
顧客に課すべき料金の設定	4.54

<b>定義された料金規制は権利と義務の特別の組合せを生じるのか</b>	<b>4.62</b>
不可欠な財又はサービスを供給する独占的権利	4.64
定義された最低限のサービス水準を達成する義務	4.69
収益必要額を回収する権利	4.72
権利及び義務の強制	4.73
<b>コメント提出者への質問</b>	<b>4.80</b>
<b>セクション 5——代替的な財務報告アプローチ</b>	<b>5.1</b>
<b>背景</b>	<b>5.2</b>
<b>資産及び負債の議論</b>	<b>5.10</b>
「概念フレームワーク」の資産と負債の定義	5.14
<b>その他の考え得る財務報告アプローチ</b>	<b>5.32</b>
権利と義務のパッケージを無形資産として認識	5.35
規制会計の要求事項を用いて報告	5.47
原価・収益の繰延べ・加速化を行う具体的な IFRS 要求事項の開発	5.52
規制繰延勘定残高の認識を禁止	5.91
<b>コメント提出者への質問</b>	<b>5.110</b>
<b>セクション 6——IFRS 第 14 号における表示及び開示の要求事項</b>	<b>6.1</b>
<b>財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書に認識した金額の表示</b>	<b>6.3</b>
<b>示</b>	
<b>料金規制の対象となる活動及び財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書に認識した金額に関する開示</b>	<b>6.16</b>
<b>コメント提出者への質問</b>	<b>6.26</b>
<b>セクション 7——その他の論点</b>	<b>7.1</b>
はじめに	7.2
<b>料金規制機関の権限 協同組合</b>	<b>7.6</b>
<b>他の基準との相互関係</b>	<b>7.10</b>
IFRIC 第 12 号との相互関係	7.11
IFRS 第 15 号との相互関係	7.15
IAS 第 12 号及び IAS 第 20 号との相互関係	7.18
IFRS 第 3 号「企業結合」との相互関係	7.20
IFRS 第 9 号「金融商品」との相互関係	7.21
<b>コメント提出者への質問</b>	<b>7.23</b>
<b>付 録</b>	
<b>料金規制対象活動に関する IFRS のガイダンスへの過去の要望</b>	
<b>収益必要額の計算及び規制料金の設定</b>	

## 要 約

---

### なぜ本ディスカッション・ペーパーを公表するのか

国際会計基準審議会（IASB）は、広範囲の利害関係者に下記の点について協議するために本ディスカッション・ペーパーを公表している。

- (a) 一部の料金規制対象企業が営業を行っている経済環境を区別する特徴があるとすれば、それはどのような特徴か。
- (b) それらの特徴は、国際財務報告基準（IFRS）の要求事項を何らかの形で修正することによって、一般目的財務諸表に最も適切に反映されることになるかどうか。

本ディスカッション・ペーパーには、具体的な会計処理の提案は含まれていない。その代わりに、料金規制対象活動の特徴を検討し、これらの特徴を IFRS 財務諸表に目的適合性と表現の忠実性のある方法で報告する最善の方法を評価している。

料金規制は一般的に行われており、料金規制の中には、料金規制対象企業の経済環境に著しく影響を与える可能性のある形態のものもある。料金規制は、料金規制対象企業が稼働できる収益及び純利益の金額だけでなく、企業の料金規制対象活動に関連したキャッシュ・フローの時期にも影響を与える場合がある。時期が影響を受けるのは、顧客に課すべき料金を設定する際に、料金規制機関が、コスト（又は収益）の一部を当該コスト（又は収益）が財務報告目的で通常は純損益に認識される期間とは異なる期間に割り当てるからである。したがって、規制上の会計の要求事項を用いて資産、負債、収益及び費用として認識される金額と、IFRS に従って設定された会計方針を用いて認識される金額とを比較すると差異が生じる。

IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」が 2014 年 1 月に公表される前は、IFRS の一般的な要求事項に従って設定された会計方針について、規制上の会計の要求事項がそれに反する場合に、修正を行うことを認める具体的なガイダンスは IFRS になかった<sup>1</sup>。その結果、IFRS 第 14 号を適用するための要件に合致しないほとんどすべての料金規制対象企業の確立された実務は、IFRS 財務諸表において、料金規制対象企業がコスト又は収益の金額を規制上の目的で異なる期間に認識する場合に生じる残高（一般に「規制繰延勘定残高」と呼ばれる）を資産又は負債として認識しないことである。これは、この確立された実務が一部の種類の料金規制の財務上の影響を忠実に表現するのかどうかについての議論を生じさせている。

この確立された実務は、2つの要因を反映している。

---

<sup>1</sup> IFRS 第 14 号は、IFRS 第 14 号の公表後に IFRS を採用する所定の企業だけが利用可能であり、既存の IFRS 作成企業には影響を与えない（1.9 項から 1.10 項参照）。



- (a) 場合によっては、有形固定資産、無形資産及び棚卸資産の中に規制目的で認識される金額が、関連する基準の要求事項に従って認識される金額と異なっている。
- (b) 他方、独立の規制繰延勘定残高として識別された金額が IFRS の「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）における資産と負債の定義に該当するのかどうかに関して意見の不一致がある。この意見の不一致の中には、考慮している料金規制は同じ「種類」のもので想定しているはずなのに、基礎となる事実関係に関して異なる仮定が行われていることによって生じているものがある。このことが概念上の議論に混乱を生じさせており、料金規制対象企業が営業を行っている経済的環境及びそれらが料金規制の対象となっていない比較対象企業の経済環境とどのように異なっている可能性があるのかについての共通理解の識別への障害となってきた。

このため、IASB は、料金規制対象活動の会計処理に関しての焦点をより絞った議論の共通の出発点を設定するために、広範囲の利害関係者からのインプットを求めている。

## 本ディスカッション・ペーパーには何が含まれているのか

以下の各パラグラフは、本ディスカッション・ペーパーの各セクションを要約している。

### セクション 1—はじめに

セクション 1 は、

- (a) 料金規制対象活動プロジェクトの若干の背景を示している。
- (b) 当プロジェクトの目的を記述している。
- (c) 本ディスカッション・ペーパーの作成への IASB のアプローチを記述している。
- (d) IASB が本ディスカッション・ペーパーを通じて利害関係者からどのような情報を求めているのか、また、それを料金規制対象活動プロジェクトにおける将来の作業でどのように利用するのかを説明している。

### セクション 2—料金規制に関する有用な情報の提供

セクション 2 は、一般目的財務諸表の利用者が料金規制対象企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用と考えている情報の種類について IASB が聞いた主要なメッセージを概説している。この情報の中には、現在、IFRS 財務諸表や、より一般的には別の文書（財務諸表に付属する経営者による説明など）で自発的に提供されているものがある。

### セクション 3—料金規制とは何か

セクション 3 は、料金規制とは何か、異なる経済環境がどのように異なる種類の料金規制

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

を生じるのか、ほとんどの種類の料金規制が原価回収とインセンティブ・アプローチの両方の要素を含んでいる理由について、背景を示している。また、本ディスカッション・ペーパーの目的上、IASB は、いくつかの種類の料金規制の特徴のグループに焦点を当てており、それは料金規制の対象とされていない他の活動から生じる権利及び義務と区別できる権利と義務の組合せを創出する可能性が最も高いと考えられるものであることも強調している。こうした特徴のグループに焦点を当てることの目的は、料金規制の財務上の影響を IFRS 財務諸表にどのように反映するのが最善なのかを議論するための整合的な事実パターンを提供することである。参照を容易にするため、これらの特徴のすべてを含んだ種類の料金規制には、「定義された料金規制」という名称を与えている。

### セクション 4——定義された料金規制

セクション 4 は、以下のトピックを扱っている。

- (a) 定義された料金規制の特徴、規制料金がどのように設定されるのか、規制料金が過去の事象及び取引を反映するためにどのように事後的に調整されるのかの概要
- (b) 定義された料金規制の特徴のより詳細な記述
- (c) 定義された料金規制の特徴が、具体的な会計処理の要求事項を開発すべき権利と義務の組合せを創出するかどうかの検討

### セクション 5——代替的な財務報告アプローチ

セクション 5 は、規制繰延勘定残高が「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を満たすかどうかに関するさまざまな見解を議論している。さらに、このセクションは、定義された料金規制の財務上の影響を IFRS 財務諸表に反映する最善の方法を決定する際に IASB が考慮することのできる他の考え得るアプローチの概要を示している。以下の考え得るアプローチのそれぞれの識別された利点と欠点を示している。

- (a) 規制上の合意によって設定された権利及び義務のパッケージを、無形資産、すなわち、ライセンスとして認識——5.35 項から 5.46 項では、IAS 第 38 号「無形資産」の修正を伴うアプローチを IASB が探求すべきかどうかを検討している。これは、料金設定プロセスのいくつかの側面を、規制上のライセンス又はライセンスの内訳項目の帳簿価額の変動に認識するものである。
- (b) 規制上の会計の要求事項を用いた報告——5.47 項から 5.51 項では、IFRS の一般的な要求事項の免除を設けることを伴うアプローチを IASB が探求すべきかどうかを検討している。これは、料金規制対象企業が、免除をしなければ IFRS に抵触することとなる規制上の会計の要求事項を適用できるようにするものである。

- (c) コスト・収益の認識の繰延べ・加速化を行うための具体的な IFRS 要求事項の開発—5.52 項から 5.90 項では、コスト、収益又はコストと収益の組合せを繰り延べるか又は加速化する会計処理の要求事項の開発を伴うアプローチを IASB が探求すべきかどうかを検討している。
- (d) 規制繰延勘定残高の認識の禁止—5.90 項から 5.109 項では、このアプローチが適切かもしれない理由を論じ、IASB が開示のみの要求事項を開発すべきかどうかを検討している。

### セクション 6—IFRS 第 14 号における表示及び開示の要求事項

セクション 6 は、IFRS 第 14 号における表示及び開示の要求事項の簡潔な要約と、それらの開発に関しての若干の背景を示している。IASB は、IFRS 財務諸表の利用者にとってのこれらの要求事項の有用性に関して、より多くのフィードバックを求めている。IASB が IFRS 第 14 号を置き換える長期的な解決策を開発すると決定する場合には、現行の要求事項はその解決策の提案に情報を与えるものとなるが、開発される可能性のあるその後の要求事項に関する予断的な決定と考えるべきではない。

### セクション 7—その他の論点

セクション 7 は、IASB が、本ディスカッション・ペーパーから得られるフィードバックを検討した後に、料金規制対象活動に関する具体的な会計処理の要求事項を開発すると決定する場合に考慮が必要となる可能性のある論点のいくつかを明らかにしている。これらの論点は、本ディスカッション・ペーパーでは扱っていないが、これを記載しているのは、定義された料金規制の特徴のいくつかに関する一層のフィードバックを促進し、IASB がやがて検討することが必要となる論点を利害関係者が理解するのに役立つためである。

### 本プロジェクトの今後のステップはどのようなものか

本ディスカッション・ペーパーに示した見解は、予備的なものであり、変更の可能性がある。IASB は、本ディスカッション・ペーパーに関して寄せられるコメントを検討してから、料金規制の財務上の影響の報告に関する公開草案を開発すべきかどうかを決定する。

## コメント募集

IASB は、本ディスカッション・ペーパーにおけるすべての事項、特に各セクションの末尾に示した質問についてのコメントを求めている。

コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載した質問に回答している。
- (b) コメントが関連している具体的な項を示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) IASB が考慮すべき代替案を記述している（該当がある場合）。

コメント提出者は、すべての質問にコメントする必要はなく、追加的な事項についてコメントすることは推奨される。

IASB は、**2015 年 1 月 15 日**までに書面で受け取ったすべてのコメントを検討する。

IASB は、定義された料金規制の記述を検証しようとしている。その記述が適切な範囲の活動を捕捉していることを確実にするためである。回答者の組織が何らかの形の料金規制の対象となっている場合には、定義された料金規制の記述を回答者の組織が対象となっている料金規制の詳細との比較で位置付けるのに役立つためのサーベイ又はフィールドテストに進んで参加するようお願いしたい。参加される場合には、[RateRegulation@ifrs.org](mailto:RateRegulation@ifrs.org) にメールしてプロジェクト・チームに連絡先をお知らせいただきたい。回答は極秘扱いとし、個々の回答は、公表する要約結果の中では特定されないようにする。

## コメント提出者への質問

### 質問 1

- (a) 企業の料金規制対象活動及び料金規制環境に関するどのような情報を、財務諸表の作成者が財務諸表又は経営者による説明などの付属文書に記載する必要があると考えるか。

次の書類でどのような情報を提供すべきなのか明示されたい。

- (i) 財政状態計算書
- (ii) 純損益及びその他の包括利益の計算書
- (iii) キャッシュ・フロー計算書

(iv) 注記開示

(v) 経営者による説明

(b) この情報は、投資者及び融資者が投資及び融資の意思決定を行う際にどのように使用されると考えるか。

## 質問 2

回答者は、規制繰延勘定残高を規制資産又は規制負債として認識する財務諸表（例えば、米国会計基準若しくは他の国内基準に従って、又は IFRS 第 14 号に従って）の使用に習熟しているか。その場合、こうした残高を認識する料金規制対象企業を下記の企業と比較して投資又は融資の意思決定を評価する際に、こうした残高の認識は、財務諸表利用者にとってどのような問題（もしあれば）を生じさせるか。

(a) 料金規制の対象ではない企業

(b) こうした残高を認識していない料金規制対象企業

## 質問 3

このプロジェクトを進めるためには、IASB は、料金規制が具体的な会計処理のガイダンスの開発が必要となる可能性のある権利と義務の組合せを創出するのかどうかに関して、焦点をより絞った議論のための共通の出発点を提供するために、定義された種類の料金規制（セクション 4 参照）に焦点を当てるべきであることに同意するか（3.6 項から 3.7 項参照）。同意しない場合には、セクション 3 で要約している料金規制の種類の多様性に IASB がどのように対処することを提案するか。

## 質問 4

2.11 項では、IASB は、市場における不十分な競争力を補うために使用される限定的又は「市場」料金規制の形式について、特別の会計処理の要求事項の開発を求める要望は受けていないと述べている（3.30 項から 3.33 項参照）。

(a) この種類の料金規制は、著しく異なる経済環境を創出しないので、具体的な会計処理の要求事項の開発を要しないということに同意するか。同意しない場合、理由は何か。

(b) この種類の料金規制が具体的な会計処理の要求事項の開発を要しないことに同意する場合、IASB がその代わりに具体的な開示要求の開発を検討すべきだと考えるか。そう考える場合、どのような内容を提案するか、また、理由は何か。

**質問 5**

4.4 項から 4.6 項では、定義された料金規制の主要な特徴を要約している。これらの特徴は、定義された料金規制が、一般目的財務諸表の利用者に目的適合性のある情報を提供するために具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項が開発される可能性のある権利と義務の組合せを創出するのかどうかについての、IASB の検討の焦点となってきた。

- (a) 定義された料金規制の記述が、料金規制スキームの適切な母集団を範囲に取り込んでいると考えるか。そう考える場合、理由は何か。そう考えない場合、理由は何か。
- (b) 記述している特徴のいずれかを、特定の種類の料金規制スキーム又は料金規制対象活動を定義された料金規制の範囲に含めるか又はそこから除外するために、修正すべきだと考えるか。提案する特徴の修正を明示し、その根拠となる理由を示していただきたい（特に、その特徴が、財務諸表利用者にとっての特定の情報ニーズを生じる状況となる理由又はならない理由に言及のこと）。
- (c) 定義された料金規制の範囲を確定するために含めるべきだと考える追加的な特徴はあるか。あるいは、記述している特徴のいずれかを除外するか。追加又は除外する特徴を明示し、その根拠となる理由を示されたい。

**質問 6**

4.62 項から 4.72 項は、定義された料金規制の特徴から生じる権利及び義務の分析を内容としている。

- (a) IASB が考慮すべきだと考える追加的な権利又は義務はあるか。明示して、理由を示されたい。
- (b) 記述している権利と義務の組合せを会計処理するための具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項を IASB が開発すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

**質問 7**

セクション 5 は、本ディスカッション・ペーパーから受け取るフィードバックに応じて、IASB がさらに開発を検討する可能性のあるいくつかの考え得るアプローチを概説している。それぞれのアプローチのいくつかの利点と不利益を明らかにしている。

- (a) どのアプローチ（もしあれば）が、定義された料金規制の財務上の影響を IFRS 財務諸表に最も適切に描写し、投資者及び融資者が投資及び融資の意思決定に役立てるた

めに最も目的適合性があると考えられる情報を提供する可能性が最も高いと考えるか。回答の理由を示されたい。

- (b) IASB が考慮すべき他のアプローチがあるか。その場合、それを明示し、こうしたアプローチがどのように投資者及び融資者に料金規制の財務上の影響に関する目的適合性のある情報を提供できるのかを説明されたい。
- (c) これらのアプローチのいずれかをさらに開発すべきかどうかを決定する前に、IASB が考慮すべき追加的な利点又は不利益はあるか。その場合、それらを記述されたい。

資産・負債アプローチについてコメントする場合には、関連があれば、回答者のコメントが「概念フレームワーク」における資産及び負債の現行の定義又は 2013 年 7 月に公表された「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーで提案された定義案を反映しているのかどうかを明示されたい。

#### 質問 8

回答者の組織は、料金規制の対象となる活動を行っているか。その場合、IASB が具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項を開発すると決定するときに IASB はどのような運用上の問題を考慮すべきか。

#### 質問 9

本ディスカッション・ペーパー及び「概念フレームワーク」プロジェクトからのフィードバックを検討した後に、IASB が IFRS 財務諸表における規制繰延勘定残高の認識を禁止すると決定するとした場合には、IASB は具体的な開示のみの要求事項の開発を検討すべきだと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。そう考える場合、どのような種類の情報が、投資者及び融資者が投資又は融資の意思決定を行う際に目的適合性があると考えられるかを理由とともに明示されたい。

#### 質問 10

セクション 2 及び 6 では、一般目的財務諸表の利用者の情報ニーズのいくつかを論じている。IASB は、料金規制が企業の営業に与える財務上の影響に関する情報に対する財務諸表利用者のニーズと、長大な開示から生じる可能性のある財務諸表の理解可能性の不明瞭化と作成コストの増大に関する懸念とをバランスさせることを図る (2.27 項参照)。

- (a) IASB が、定義された料金規制の対象となるすべての企業について具体的な会計処理の要求事項を開発すると決定する場合に、IFRS 第 14 号の要求事項は投資者及び融

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

資者の情報ニーズをどの程度満たすと考えるか。要求すべきだと考える追加的な情報はるか。その場合には、それを明示し、投資者又は融資者がその情報をどのように使用する可能性が高いのかを説明されたい。

- (b) IFRS 第 14 号の開示要求のいずれかを、財務諸表利用者が十分な情報に基づく投資又は融資の意思決定を行うのに役立つ情報を省略せずに、要求事項の遵守のコストを軽減するために省略又は修正できると考えるか。そう考える場合には、それを明示し、回答の理由を説明されたい。

### 質問 11

IFRS 第 14 号は、認識されている規制繰延勘定残高を、他の基準に従って財政状態計算書に認識されている資産及び負債とは区分して表示することを要求している。同様に、規制繰延勘定残高の正味の増減は、純損益及びその他の包括利益の計算書に認識される収益及び費用の項目と区分して表示することが要求されている。

IASB が、既存の IFRS 作成企業と IFRS の初度適用企業の両方に適用される具体的な会計処理の要求事項を開発し、その要求事項が規制勘定の財政状態計算書への認識を生じるとした場合に、IFRS 第 14 号で要求している区分表示を適用したとすると、どのような利点又は欠点を予想するか。

### 質問 12

セクション 4 は、定義された料金規制の顕著な特徴を記述している。この記述は、料金規制が具体的な会計処理のガイダンスの開発が必要となる可能性のある権利と義務の組合せを創出するのかどうかに関して、焦点をより絞った議論のための共通の出発点を提供することを意図している。

4.73 項では、法令又は他の公式の規則で役割と権限が設定されている料金規制機関の存在は、定義された料金規制の重要な特徴であると提案している。これは強制可能な権利又は義務を創出するための必要条件だと考えるか、それとも、定義された料金規制と同じ特徴を有する自己規制による料金規制に基づいて営業している協同組合又は類似の企業（7.6 項から 7.9 項参照）も、定義された料金規制に含めるべきだと考えるか。そう考えない場合、理由は何か。そう考える場合、こうした協同組合を定義された料金規制の範囲に含めるべきなのは、政府機関又は他の有権的機関からの公式の監督の対象となっている場合だけであると考えるか。



**質問 13**

7.11 項から 7.22 項では、IASB がこのプロジェクトを引き続き進める場合に考慮する可能性のある論点のいくつかを明らかにしている。

これらの論点、又は本ディスカッション・ペーパーで指摘している論点又は指摘していない論点のうち、IASB が料金規制対象活動について具体的な会計処理の要求事項を開発すると決定する場合に考慮すべきだと考える論点について、コメント又は提案があるか。

**コメントの方法**

コメントは、以下のいずれかの方法で提出されたい。

**電子的に**        ‘Comment on a proposal’ のページにアクセス ([go.ifrs.org/comment](http://go.ifrs.org/comment))  
(我々が推奨する方法)

**電子メール**     電子メールでのコメントを、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) に送付することができる。

**郵 送**            IFRS Foundation  
30 Cannon Street  
London EC4M 6XH  
United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。ただし、秘密保持の要請があった場合は例外とする。そうした要請は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。これに関する詳細及び我々が回答者の個人データをどのように使用するかについては、我々のウェブサイトを参照のこと。

## セクション1—はじめに

---

- 1.1 このセクションでは、
- (a) 料金規制対象活動プロジェクトの若干の背景を示している (1.2 項から 1.10 項参照)。
  - (b) 当プロジェクトの目的を記述している (1.11 項から 1.15 項参照)。
  - (c) 本ディスカッション・ペーパーの開発に対する IASB のアプローチを記述している (1.16 項から 1.21 項参照)。
  - (d) IASB が本ディスカッション・ペーパーを通じて利害関係者からどのような情報を求めているのか、また、それを料金規制対象活動プロジェクトにおける将来の作業でどのように利用するのかを説明している (1.22 項から 1.24 項参照)。

## 背景

- 1.2 多くの政府が、企業による特定の種類の活動の供給及び価格設定を規制している。これらの活動は通常、当該法域において顧客にとって不可欠と考えられている財又はサービスの供給を伴うものであり、運送サービス、いくつかの種類 of 保険証券、ガス・電気・水道などの公益事業などが含まれる。これらの規制は、顧客に課す料金 (すなわち、価格又は料率) を通じて、供給者が所定の原価を回収し、所定の金額の対価を稼得することができるように設計されていることが多い。しかし、料金規制は顧客の利益を保護するようにも設計されている。その結果、料金規制機関は、企業が顧客に課す料金を引き上げることによって所定の原価を回収することを認める場合があるが、顧客にとっての料金の変動を緩和するために料金引上げを一定期間にわたり分散させる場合がある。料金規制機関は、この繰延べに対する補償として企業に財務的なリターンを提供することもある。料金規制対象企業は、規制の目的上、通常は、これらの繰り延べた金額及び他の所定の金額 (2.18 項から 2.19 項参照) の追跡記録を、それらが規制対象の財又はサービスの将来の販売を通じて回収されるまで、独立の規制繰延勘定の中で維持する。
- 1.3 IFRS 第 14 号 (1.9 項参照) を除いては、こうした規制上の繰延金額の残高の会計処理方法に関して IFRS に具体的なガイダンスがない。しかし、一部の国内会計基準では、施行されている料金規制の種類に応じて、所定の状況において当該残高を資産及び負債として認識することを許容又は要求している。場合によっては、これらの規制繰延勘定残高は有形固定資産や無形資産などの項目の帳簿価額に組み込まれている。他方、当該残高が独立の項目 (「規制資産」又は「規制負債」と呼ばれることが多い) として認識される場合もある。認識される場合には、これにより、

これらの金額が財務諸表において純損益に認識される時期が、料金規制の対象となっていない企業が国内の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に従って通常適用するであろう時期に比べて変化する。

- 1.4 2005年6月に、IFRS 解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）は、米国基準 SFAS 71 「特定の種類の規制の影響の会計処理」<sup>2</sup> に含まれていた具体的なガイダンスの適用に関する要望を受けた。この要望は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項から第 12 項におけるヒエラルキーに従って、企業が IFRS に具体的なガイダンスがない場合に会計方針を選択する際に、SFAS 71 を適用することができるのかどうかを質問していた。
- 1.5 解釈指針委員会は、SFAS 71 における認識要件は、IFRS における認識要件と完全には整合していないと結論を下した。SFAS 71 におけるガイダンスを適用すると、特定の状況においては、関連する基準の認識要件を満たさない規制繰延勘定残高の認識を生じることになる。この解釈指針委員会の結論の詳細と、IASB 及び解釈指針委員会に対する他の要望の結果は、付録 A に記載している。
- 1.6 2005 年以降、確立された IFRS 実務が形成されており、ほとんどすべての企業が、IFRS を採用する際に規制繰延勘定残高を消去し、このような残高を IFRS 財務諸表において認識しない結果となっている。この実務は、SFAS 71 及び同基準を基礎とした国内 GAAP の会計処理の要求事項の一部と、IAS 第 16 号「有形固定資産」などの基準の要求事項との間の矛盾を認めている。この矛盾は解釈指針委員会の 2005 年の結論で明らかにされていたものである。
- 1.7 確立された実務にかかわらず、規制繰延勘定残高が IFRS の「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）における資産及び負債の定義を満たすのかどうか、そしてそれゆえ、IFRS 財務諸表におけるそれらの認識を要求するように IFRS のガイダンス変更すべきなのかどうかに関して、不明確な点が残っている。IASB は、以前に料金規制対象活動プロジェクトを開始したが、中断した（付録 A 参照）。当該プロジェクトが進行するにつれて、強固ではあるが多様な見解が形成され、多くの複雑な会計上の論点が提起された。その時点では、IASB は当該論点の解決に役立つ明確な方向性を開発することができなかったが、それらの解決を求める要望を引き続き受けていた。
- 1.8 2011 年アジェンダ協議プロセス<sup>3</sup>の結果として、IASB は、2012 年 9 月に、料金

<sup>2</sup> SFAS 71 におけるガイダンスは、その後の修正及び関連するガイダンスとともに、現在は財務会計基準審議会（FASB）の「会計基準コード化体系」の Topic 980「規制対象事業」に組み込まれている。

<sup>3</sup> 2011 年 7 月に、IASB は自らのアジェンダ設定プロセスの幅広い側面についての公式な一般からのインプットのための経路を提供するため、公式の「意見募集」文書を公表した。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

規制対象活動についての新たな包括的な調査研究プロジェクトを開始することを決定した。利害関係者が以前に提起した論点を検討するためである。2012年12月に、IASBは、確立されたIFRS実務が、IFRSにおける料金規制に関しての明示的なガイダンスの欠如とともに、多額の規制繰延勘定残高を有する企業にとって、IFRSの採用への重大な障害となる可能性があることを認めた。

- 1.9 このため、2014年1月に、IASBはIFRS第14号「規制繰延勘定」を公表した。IFRS第14号は、1.8項に述べたIFRSの採用への重大な障害を軽減するための暫定的な対応策として意図されたものである。これを利用できるのは、IFRS第14号の公表後にIFRSを採用する所定の企業だけであり、既存のIFRS作成企業には影響がない。IFRS第14号を使用すると、所定の初度適用企業は、従前のGAAPの認識及び測定の方針を規制繰延勘定残高に引き続き適用することができる(ただし、表示及び開示の要求事項は、従前のGAAPとは異なる場合がある)。
- 1.10 IFRS第14号を開発した際に、IASBは、規制繰延勘定残高が「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を満たすのかどうかについて見解を示さなかった。その代わりに、IASBは料金規制対象活動についての調査研究プロジェクトを継続した。

### IASBの料金規制対象活動の調査研究プロジェクトの目的

- 1.11 この調査研究プロジェクトの目的には、以下を識別することが含まれている。
- (a) 料金規制の経済的影響に関するどのような情報が、財務諸表利用者が投資及び融資の意思決定を行う際に最も目的適合性があるのか。
  - (b) 料金規制のどの特徴が、収益、純利益及びキャッシュ・フローの金額、時期及び確実性に最も大きな影響を与えるのか。
  - (c) 企業が対象となっている料金規制に関してIFRS財務諸表において目的適合性のある情報を提供するように、IFRSを修正すべきかどうか、また、その場合にどのように修正すべきか。

### 本ディスカッション・ペーパーの範囲及び料金規制を定義する際のアプローチ

- 1.12 本ディスカッション・ペーパーを開発するプロセスの初期のステップは、このプロジェクトにおいて考慮すべき料金規制スキームの範囲を特定することであった。2013年3月に、IASBは情報要請「料金規制」(「RFI」)を公表した。この協議は、利害関係者に、IASBがそうしたスキームの共通の特徴を識別するのに役立てるために、当プロジェクトに関連性があると考えられる料金規制の種類の大観を示すよう求めた。

- 1.13 RFI に対する回答は、料金規制の枠組みとスキームに幅広い多様性があることを明らかにしている。記述された枠組みは、2つの大まかな種類（サービス原価規制とインセンティブに基づく規制）に区分されるが、ほとんどすべての記述されたスキームは両方の種類の要素を含んでいる。IASB は、さまざまな事実パターンに「料金規制」及び「料金規制対象活動」という共通の用語を適用していたことで、会計原則に関する合意の形成が困難になっていたことに留意した。異なる種類の料金規制によって創出される権利及び義務には、幅広い相違があるからである。
- 1.14 したがって、技術的な議論のための共通の焦点を提供するため、IASB は、本ディスカッション・ペーパーにおいては、一般的な種類の料金規制に焦点を当てることを決定した。これは RFI に対する回答で、利害関係者がこのプロジェクトのために目的適合性があると考えている料金規制の種類を合理的に代表していることが示されたものである。本ディスカッション・ペーパーは、この一般的な種類の料金規制を「定義された料金規制」と呼んでいる。これまでに混乱を招くことが判明している既存の用語を避けるためである。定義された料金規制は、顧客が料金規制の対象である財又はサービスを企業から購入する以外に選択肢がほとんど又は全くない場合に当てはまる。料金規制は、料金規制対象企業が、履行する料金規制対象活動と交換に決定可能な金額の対価（「収益必要額」）を回収することを確保するように設計されている。さらに、料金規制は、顧客に課される単位当たりの料金を通じて、企業が当該対価について顧客に請求できる時期を設定している。セクション 4 では、定義された料金規制並びにそれらから生じる権利及び義務の特徴を論じる。
- 1.15 IASB は、定義された料金規制に焦点を当てることを暫定的に決定した。他の活動から生じる権利及び義務と区別できる権利と義務の組合せを創出する可能性が最も高いと考えられるからである。したがって、IASB の予備的見解では、定義された料金規制は、IASB が料金規制対象活動についてのガイダンスを提供すべきかどうかを議論するための最も明確な事例を提供するものと考えられる。しかし、この定義された料金規制の暫定的な記述は、当プロジェクトの範囲を永久的に確定することを意図したものではない。

### 本ディスカッション・ペーパーの開発

- 1.16 本ディスカッション・ペーパーを開発する際に、IASB は料金規制対象活動に関する議論（過去及び現在の両方の料金規制対象活動プロジェクトでの）を活用した。本ディスカッション・ペーパーは、資産及び負債の定義や業績報告との相互関係の検討を伴う他のプロジェクト（収益認識など）に関する IASB の議論も活用した。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

- 1.17 IASBは現在、「概念フレームワーク」の見直しと改訂を進めている<sup>4</sup>。この見直しは、資産及び負債の定義の検討を含んでいる<sup>5</sup>。資産及び負債の定義は料金規制対象活動プロジェクトの中心的な局面であるため、料金規制対象活動プロジェクトの結果は「概念フレームワーク」プロジェクトの結果に影響を受けることになる。

### 協議グループ

- 1.18 IASBは、さまざまな専門家（財務諸表利用者、作成者、監査人、規制当局者を含む）の観点を提供する料金規制対象活動協議グループを設置した。本ディスカッション・ペーパーは、このグループのインプットから便益を受けた。特に、料金規制の記述及びさまざまな料金規制スキームがどのように運営されているのかに関してである。
- 1.19 さらに、IASBは、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）から、特に資産及び負債の定義並びに「概念フレームワーク」及び他の基準との相互関係に関して、若干のインプットを受けた。ASAFはIASBへの助言機関であり、会計基準設定に関与している各国基準設定主体及び地域団体で構成されている。ASAFについてのさらに詳細な情報は、<http://go.ifrs.org/ASAF> を参照されたい。
- 1.20 IASBは、本ディスカッション・ペーパーへの回答を検討する際に、協議グループ及びASAFと引き続き共同で作業する予定である。

### 予備的見解

- 1.21 IASBは、本ディスカッション・ペーパーで議論した論点のすべてについて予備的見解に至っているわけではない。さらに、IASBは本ディスカッション・ペーパーに対して寄せられるコメントによって予備的見解を変更する可能性がある。

### 求めているフィードバックと今後のステップ

- 1.22 料金規制対象活動プロジェクトは、IASBの活動中の調査研究プログラムの一部である。IASBは、料金規制対象活動に関する会計処理のガイダンス又は要求事項を開発すべきかどうかを検討する前に、RFIに対する回答及び現在までに実施した他の調査を通じて得た情報に関するIASBの分析に対してさまざまな利害関係者からインプットを求めることを決定した。これは、IASBは、料金規制対象企業が営業を行っている経済環境の理解を確認することだけでなく、定義された料金規制

<sup>4</sup> IASBは、2013年7月に、ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパー）を公表した。コメント期限は2014年1月14日であった。IASBは現在、現行の「概念フレームワーク」の修正案の公開草案を2014年後半に公表することを意図して、受け取った回答を検討している。

<sup>5</sup> 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの3.2項参照。

の記述が、料金規制対象活動の会計処理に関する焦点をより絞った議論のための共通の出発点を提供できるかどうかを確認することも望んでいるからである。

- 1.23 したがって、IASB は以下のために利害関係者からのインプットを求めている。
- (a) 料金規制の財務上の影響に関するどのような情報が、財務諸表利用者が投資及び融資の意思決定を行う際に最も目的適合性が高いのかを識別する。
  - (b) 定義された料金規制の記述が、収益、純利益及びキャッシュ・フローの金額、時期及び確実性に最も大きな影響を与える料金規制の種類を適切に識別しているのかどうかを確認する。
  - (c) 料金規制の財務上の影響に関する目的適合性のある情報の提供に対するいくつかの考え得るアプローチの利点と決定についての洞察を IASB に提供する。
- 1.24 本ディスカッション・ペーパー及び関連するアウトリーチ活動から受けるフィードバックは、料金規制対象活動についての会計処理モデルを開発すべきかどうかに関して広範囲の利害関係者から幅広く支持され得る結論に至るための基礎を IASB に提供すると期待される。本ディスカッション・ペーパーへの回答を検討した後に、IASB は当プロジェクトを活動中の基準設定アジェンダに追加すべきかどうかを評価する。

## セクション 2——料金規制に関する有用な情報の提供

- 2.1 このセクションは、一般目的財務諸表の利用者が料金規制対象企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用と考えている情報の種類について IASB が聞いた主要なメッセージを概説している。この情報の中には、現在、IFRS 財務諸表や、より一般的には別の文書（財務諸表に付属する経営者による説明など）で自発的に提供されているものがある。
- 2.2 IFRS 第 14 号は、同基準を適用する要件に該当し適用を選択する企業のための若干の表示及び開示の要求事項を導入した。IASB は、IFRS 第 14 号が暫定基準であり、同基準の開発の際に至った結論は必ずしも IASB がこのプロジェクトにおいて至るであろう決定を反映していないことを明確にしてきた。IASB は、実務が展開し始めた時点で、提供される情報の適切性に関して利用者及び作成者から受け取るフィードバックをモニターする。セクション 6 では、IFRS 第 14 号の要求事項の要約及びその開発に関する若干の背景を示している。

### はじめに

- 2.3 一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。それらの意思決定は、資本性及び負債性金融商品の売買又は保有、並びに貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済を伴う<sup>6</sup>。
- 2.4 現在の及び潜在的な投資者による、資本性及び負債性金融商品の売買又は保有に関する意思決定は、当該金融商品への投資から彼らが期待するリターンに左右される。同様に、現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者による、貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済に関する意思決定は、彼らが期待する元利支払又は他のリターンに左右される。投資者、融資者及び他の債権者のリターンに関する期待は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性（見通し）に関する彼らの評価に左右される<sup>7</sup>。
- 2.5 将来の正味キャッシュ・インフローに関する企業の見通しを評価するために、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が必要としているのが、企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのかに関する情報である<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 「概念フレームワーク」の OB2 項参照

<sup>7</sup> 「概念フレームワーク」の OB3 項参照

<sup>8</sup> 「概念フレームワーク」の OB4 項参照



- 2.6 本プロジェクトのための調査研究の一部として、IASB は、料金規制が企業への将来のキャッシュ・インフローの金額、時期及び確実性にどのような影響を与えるのか、また、これが現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が期待するリターンにどのように影響を与えるのかを検討している。
- 2.7 IASB は、本ディスカッション・ペーパーに対する回答を使用して次のことを検討する。検討するのは、仮に特定の種類の料金規制対象活動について特定の会計処理の要求事項を定めるように IFRS を修正したとした場合に、料金規制が料金規制対象企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響に関する目的適合性のより高い情報を財務諸表利用者が提供されることになるのかどうかである。本ディスカッション・ペーパーは、財務諸表の主たる利用者のニーズに焦点を当てている<sup>9</sup>。しかし、他の利用者も一般目的財務諸表を有用と考える可能性がある。特に、IASB が聞いたところでは、一部の料金規制機関が一般目的財務諸表を規制目的のための情報源として使用している。
- 2.8 2009 年から 2010 年に行われた料金規制対象活動プロジェクトの間に、IASB スタッフは、財務諸表利用者の情報ニーズに関して今回の調査研究に関連性のあるインプットを収集した。この情報は、会合、電話、交信文書を通じて得たものであり、その入手先は、投資者、融資者及びアナリスト、公益事業の作成企業及び業界団体、会計事務所の国際ネットワーク、国内基準設定主体、証券規制機関、公益事業の規制機関であった。この情報は、IASB が利用者のニーズを理解するのに役立ち、今回の調査研究の間に、主として我々の協議グループのメンバー及び他の利害関係者との議論を通じて補完された。信用格付機関が料金規制対象の公益事業の企業を評価する際に使用している方法論も考慮された。
- 2.9 このセクションとセクション 6 では、IASB がこの調査研究から識別した主要なメッセージの概要を示している。IASB は、利害関係者（特に投資者及び融資者（すなわち、主要な利用者））からのインプットを求めている。財務諸表利用者には有用な情報の主な種類が適切に識別されているのかどうかの評価に役立てるためである。IASB は、このインプットを使用して、そうした情報を IFRS 財務諸表の中で表示することが実行可能なかどうか、また、その場合にどのように表示するのが最善なのかを検討する。

### 料金規制はキャッシュ・フローの金額、時期及び確実性に影響を与えるのか

- 2.10 料金規制は、料金規制機関（多くの場合、政府機関）が、財又はサービスについて

<sup>9</sup> 主要な利用者は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者のうち、情報を直接提供することを報告企業に要求することができず、必要とする財務諸表の多くを一般目的財務諸表に依拠しなければならない者である（「概念フレームワーク」の OB5 項参照）。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

顧客に課すことのできる料金に対して統制を課す仕組みである。場合によっては、これは企業が料金規制の対象である財又はサービスについて課すことを認められる単位当たりの料金だけに直接に影響を与える。しかし、企業の経営者は、そのあとは企業の収益性を最大化するように事業を営む自由がある。

- 2.11 この種類の料金規制は、セクション 3 で「市場規制」と呼んでいる（3.30 項から 3.33 項参照）が、これが使用されることが多いのは、市場に供給者が少なく、供給者間の競争が、すべての供給者が課すことのできる最大限の価格を制限するのに十分なほど強くない場合である。この状況では、料金規制機関は市場におけるすべての供給者に適用される価格上限を課す。これは、供給者が原価の低減又は販売量の増加によって収益性を高めるようとすることを促進する。IASB が聞いたところでは、こうした場合、経営者の行動が通常、料金規制機関よりも大きな影響力を、収益の合計額や当期の純利益及び関連するキャッシュ・フローに対して有している。したがって、IASB は、この種類の料金規制について具体的な会計処理又は開示の要求事項の開発を求める要望を受けていない。
- 2.12 これと対照的に、定義された料金規制（1.14 項参照）は、より重大な影響がある。この種類の料金規制は、通常、「不可欠な」財又はサービスの単一の供給者がいる場合に適用される。そうした場合には、料金規制機関は、顧客の利益のために行動するだけでなく、供給者の財務的な存続可能性を保護することも図る。このように顧客と供給者の利益をバランスさせる必要により、料金規制機関は供給者の事業の多くの局面に介入する。したがって、料金規制機関は、料金規制の対象である財又はサービスについて顧客に課すべき単位当たりの料金を規制するだけでなく、企業が行わなければならない活動も規制し、それらの活動の質と収益性も規制する（詳細はセクション 4 参照）。
- 2.13 規制上の合意は、企業が料金規制対象活動のすべてと交換に権利を得る対価の合計額（一般に「収益必要額」、「許容収益」又は「認可された収益」と呼ばれる）を設定する。この収益必要額は、目標とする利益率（定義された料金規制において設定される）を反映する。企業はこれらの活動の実行に対して料金規制機関又は政府から直接に支払を受けるのではない。その代わりに、これらの活動についての対価を顧客に請求される金額を通じて受け取る。
- 2.14 規制上の合意は、企業が次の「規制対象期間」（すなわち、次回の料金設定の決定又は合意までの期間）中に企業が顧客に課す単位当たりの料金を特定する。この料金は通常、規制対象期間の存続期間にわたり固定されるか、あるいは、調整が認められている場合には、状況が事前に決定されるか又は規定されている。この料金は、同じ規制対象期間中に顧客に引き渡されると見込まれる料金規制の対象である財

又はサービスの量に関する見積りを基礎とする。この料金設定の仕組みは、期間中に顧客にどれだけの収益が請求されることになるのかを設定する。

- 2.15 企業が稼働できる収益及び純利益の金額に影響を与えることに加えて、定義された料金規制は、収益が顧客に請求される期間にも影響を与える場合がある。これは、顧客に課すべき単位当たりの料金を設定する際に、料金規制機関は多くの要因を考慮するからである。これには、料金の変動性、企業の財務的安定性、現在と将来の消費者の間での公正性（「世代間の公平」と呼ばれることもある）、価格の手ごろさ及び他の政府方針などが含まれる。
- 2.16 これは、料金設定の目的上、料金規制機関が一部の原価（又は収益）を、当該原価（又は収益）が財務報告基準に従って純損益に通常は認識される期間と異なる期間に割り当てることを意味する。これは企業が規制上の財務報告書を通じて料金規制機関に報告する純利益と、IFRS に従った一般目的財務諸表において報告する純利益との間に若干の差異を生じる。これらの差異は通常、企業が規制上の目的で、独立の「規制繰延勘定」において、将来の期間における顧客への請求を通じて解消されるまで追跡調査される。
- 2.17 一般的な差異のいくつかの例の簡潔な記述を、ここに記載している。財務諸表利用者の情報ニーズに関して生じる議論のための何らかの文脈を提供するためである。追加的な例は、セクション 5 と付録 B に示している。
- 2.18 多くの差異は、料金規制機関が次の規制対象期間に係る料金を設定する際に使用する見積りと、当該期間中に発生する取引及び事象から生じる実際の結果との間に生じる差額である。これらの差額はさまざまな理由（引き渡される料金規制の対象である財又はサービスの数量の相違、原材料価格の相違、予測不能な事象の発生など）で生じる。例えば、大規模な暴風雨により送電線が損傷を受けて、送電企業にとっての修繕コストの増大が生じる場合があり、これはその後、将来の料金引き上げを通じて顧客から回収されることになる。
- 2.19 また、有形固定資産などの資産の測定に関する IFRS の要求事項と、これに相当する料金規制上の要求事項との差異により生じる差異もある。例えば、IAS 第 16 号では、資産の当初の取得原価に、有形固定資産項目を経営者が意図した方法で稼働できるようにするのに必要な場所及び状態に置くことに直接起因するコストだけを含めることを企業に要求している。間接的なコストは、IFRS の目的では、発生時に直ちに純損益に認識されることになる。場合によっては、企業は、料金規制の目的上、間接費を資産の当初の取得原価に算入する。これは資産の規制上の帳簿価額を増加させる。間接費を資産の取得原価に算入すると、規制目的上の当該間接費の純損益への認識が遅くなる。直ちに費用として認識されずに、資産の減価償却を

通じて数期間にわたり費用として認識されるからである。

- 2.20 料金規制に関するどのような情報が財務諸表利用者に目的適合性があるのかを識別しようとする前に、IFRS に従って純損益に認識される金額と規制目的で認識される金額との相違が、時期以外の理由で生じる場合があることを強調する必要がある。例えば、企業が顧客に転嫁するのは不適切であると料金規制機関が判断するコストが企業に生じる場合がある。顧客に課すべき料金を設定する際に、料金規制機関は料金計算においてこうしたコストを否認する。当該コストは、通常の IFRS の要求事項に従った一般目的財務諸表では、発生時に認識される。当該コストは、規制上の財務諸表でも発生時に認識されるが、収益要求額の計算には算入されない。

### 定義された料金規制に関するどのような情報が財務諸表利用者にとって最も目的適合性が高いのか

- 2.21 我々が聞いたところでは、料金規制が顧客に課される価格と事業の経営及び収益性の両方に影響を与える場合、財務諸表利用者は料金規制の影響に関する情報を必要とする。したがって、セクション 2 の残りの部分では、定義された料金規制に焦点を当て、定義された料金規制が料金規制対象企業の事業の経営と収益・純利益・キャッシュ・フローの金額・時期・確実性に与える影響を、財務諸表利用者が理解できるようにするための最も目的適合性の高い情報の種類を検討している。
- 2.22 料金規制の対象となっている企業への資本の提供者は、料金規制が供給者（すなわち、料金規制対象企業）と顧客の両方の利益をバランスさせるように設計されていることを理解している（4.4 項から 4.7 項参照）。これは、課すべき料金を設定する際に、料金規制機関は、供給者が財務的に存続可能で、目標とする供給の量と質の維持に必要な水準の投資を吸引できることを確保しようとすることを意味する。その結果、供給者への他人資本と自己資本の両方の提供者は、料金規制により企業が適切なコストを回収するとともに資本コストを回収するのに十分なリターンを生み出すことが可能となるという確信が必要である。さらに、資本の供給者は、企業が借入金を返済し利息と配当を支払うために、料金規制対象活動から生み出される資金を回収する能力についての確信がなければならない。
- 2.23 しかし、企業の財務的な存続可能性を補強することに加えて、料金規制機関は、課される単位当たりの料金が顧客にとって比較的安定するようにしようとする。料金の変動性を軽減し、大幅な料金変更の影響を分散するために、料金規制機関は、企業が行ったか又は将来において行うことを要求される規制対象活動について顧客に請求できる時期を定める場合がある。この定められた時期は、単位当たりの規制料金の計算に反映される。その結果、企業の顧客からのキャッシュ・インフローは、料金規制機関の行動により平準化される傾向がある。これにより、企業が当期中に

顧客に請求できる金額と、当期に行った料金規制対象活動と交換に収益必要額に従って企業が権利を得る対価の金額との間に差異が生じる。こうした状況では、単位当たりの規制料金の計算は、通常、貨幣の時間価値を反映するための金利調整を織り込む。金利調整は、企業が料金規制に従って目標とする規制上の利益率を依然として稼得できることを確保するように設計される。

- 2.24 請求される金額と収益要求額との差額は、正と負のいずれになる場合もある。ある期間では、差異の発生と解消が互いに相殺されるかもしれないが、他の期間では、その後に料金規制の仕組みを通じて解消される利得又は損失を生じる場合がある。一部の人々の指摘では、これらの差額を IFRS 財務諸表に資産及び負債として認識するための修正を行わないと、IFRS に従って報告される結果が、人為的に変動性の大きいように見える可能性がある。定義された料金規制は、最終的には累計での収益性を目標利益率に戻すからである。
- 2.25 IASB が聞いたところでは、財務諸表利用者は、料金規制の仕組みを通じて調整される業績の変動可能性と、料金規制の仕組みが調整を行わない変動可能性とを区別するのに役立つ情報を特に評価している。この情報は、料金規制が企業の収益、純利益及び関連するキャッシュ・フローに与える影響を理解し、企業が顧客への請求を通じて目標とするリターンを稼得できることを確保する上で料金規制がどのくらい信頼できるのかを評価するのに役立つために必要とされる。
- 2.26 IFRS 第 14 号における開示要求（セクション 6 参照）を開発する際に、IASB スタッフは、IFRS 財務諸表に規制繰延勘定残高を認識していない IFRS 作成企業の一部が、自発的に、財務諸表に付属する経営者による説明の中で、定量的開示と定性的開示の両方を提供していることに着目した。場合によっては、料金規制に関するより詳細な情報が、業績を説明するために投資者及びアナリストに提供される文書に記載されていた。

## コメント提出者への質問

- 2.27 IASB は、このプロジェクトの結果として IFRS 財務諸表にどのような情報を表示すべきなのかに関する提案を作成していない。セクション 6 では、IFRS 財務諸表の利用者にとっての有用性に関するより多くのフィードバックを求めるために、IFRS 第 14 号における表示及び開示の要求事項の概要を示している。IFRS 第 14 号における表示及び開示の要求事項は、投資者、融資者、アナリスト及び料金規制機関が使用している情報のすべてを反映してはいないかもしれない。しかし、料金規制が企業の営業に与えている財務上の影響に関する情報に対する利用者のニーズと、過剰な開示により生じる可能性のある財務諸表の理解可能性の不明確化と作成コストの増大に関する懸念との間で、バランスを達成する必要がある。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

- 2.28 したがって、本ディスカッション・ペーパーは、利害関係者（特に、財務諸表利用者）からのフィードバックを求めている。料金規制に関する情報を IFRS 財務諸表にどのように反映するのが最善なのかに関する IASB の検討について情報を与えるためである。特に、IASB は、投資者、融資者及びアナリストから、当該情報になぜ価値があるのか及びどのように利用する可能性があるのかに関するインプットを求めている。

### 質問 1

- (a) 企業の料金規制対象活動及び料金規制環境に関するどのような情報を、財務諸表の作成者が財務諸表又は経営者による説明などの付属文書に記載する必要があると考えるか。

次の書類にどのような情報を提供すべきなのか明示されたい。

- (i) 財政状態計算書
  - (ii) 純損益及びその他の包括利益の計算書
  - (iii) キャッシュ・フロー計算書
  - (iv) 注記開示
  - (v) 経営者による説明
- (b) この情報は、投資者及び融資者が投資及び融資の意思決定を行う際にどのように使用されると考えるか。

### 質問 2

回答者は、規制繰延勘定残高を規制資産又は規制負債として認識する財務諸表（例えば、米国会計基準若しくは他の国内基準に従って、又は IFRS 第 14 号に従って）の使用に習熟しているか。その場合、こうした残高を認識する料金規制対象企業を下記の企業と比較して投資又は融資の意思決定を評価する際に、こうした残高の認識は、財務諸表利用者にとってどのような問題（もしあれば）を生じさせるか。

- (a) 料金規制の対象ではない企業
- (b) こうした残高を認識していない料金規制対象企業

## セクション 3—料金規制とは何か

- 3.1 このセクションでは、以下のトピックを扱っている。
- (a) 料金規制に関する背景情報：これには、「定義された料金規制」への導入、料金規制が存在する理由、どのような目的を達成しようとしているのかが含まれる（3.2 項から 3.20 項参照）。
  - (b) 料金規制の区分（原価に基づくもの、インセンティブに基づくもの及び混合型など）（3.21 項から 3.37 項参照）

### 背景

- 3.2 RFI（1.12 項参照）は、料金規制を「サービス又は製品について顧客に課すことのできる価格の設定に対して料金規制機関が統制を課す仕組み」と定義していた。この協議では、利害関係者に、IASB がアプローチの範囲とそうしたスキームの一般的な特徴の両方を識別するのに役立つため、当プロジェクトに関連性があると彼らが考える料金規制の種類の高レベルの概観を提供するよう求めていた。
- 3.3 このセクションは、料金規制のいくつかの一般的な区分の一般的記述を、これらの区分が存在している理由の簡潔な記述とともに示している。これは、料金規制に関する全般的な背景と料金規制の目的を示すことを意図したものであり、そのあと、セクション 4 で、RFI への回答から識別された「定義された料金規制」と名付けた一般的な種類の料金規制を明示する。

### 議論の焦点を絞る—料金規制を定義する

- 3.4 IASB の料金規制対象活動プロジェクトの主要な目的は、料金規制による料金規制対象企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローの変化が、当該企業に適用される IFRS の一般的な要求事項の改変の根拠となるのに十分かどうかを識別することである。特に、IASB は、非料金規制対象活動について IFRS に従ってすでに認識されている資産及び負債に加えて、「規制資産」又は「規制負債」を認識する根拠となる区別できる権利及び負債を料金規制が創出するのかどうかを決定しようとしている。創出するとした場合には、規制資産又は規制負債の性質を識別することが必要となる。IFRS 財務諸表にどのように反映するのが最善なのかを評価するためである。
- 3.5 IASB は、利害関係者から、多くの規制資産及び規制負債の存在と性質の両方に関するさまざまな見解を聞いた。一部のコメント者は、料金規制は IFRS 財務諸表の目的上認識すべき資産及び負債を創出するという強固な見解を有しているが、そうではないという同様に強固な見解を有する人々もいる。表明された見解の多く

は、コメント者になじみのある特定の料金規制スキームに基づいている。しかし、このセクションで後述するように、多様な料金規制スキームがあり、ほとんどすべてが混合型のスキームであるため、それらを記述するために使用されている用語は混乱を招く可能性がある。これは、料金規制が創出する区別できる権利及び義務が、現在までのところ、過去の IASB の基準設定の取組みにおいて明確に識別されていなかったことを意味している。

3.6 したがって、1.14 項で述べたように、IASB は分析の焦点を、最初は、定義された料金規制と本ディスカッション・ペーパーが呼んでいる一般的な種類の料金規制に置くことを暫定的に決定した。この種類の料金規制は、不可欠な財又はサービスを合理的な価格で購入するという顧客のニーズを、資本を吸引して財務上の存続可能性を保つという企業のニーズとバランスさせるものである。これは、財又はサービスを料金規制対象企業から購入する以外の選択肢が顧客にほとんど又は全くない状況において見られる。この料金規制は、料金規制対象企業が自らが行う料金規制対象活動と交換に決定可能な金額の対価（「収益必要額」）を回収することを確保するように設計される。さらに、料金規制は、顧客に課すことのできる単位当たりの料金を通じて、企業が当該対価について顧客に請求できる時期を設定する。

3.7 セクション 4 では、定義された料金規制の特徴を記述している。これは、この形態の料金規制が、IFRS の一般的な要求事項を改変すべき権利及び義務の組合せを創出するのかどうかに関する焦点をより絞った議論の共通の出発点を提供する。セクション 5 では、本ディスカッション・ペーパーに対して提供されるフィードバックで会計処理モデルの開発が適切であると示唆された場合の、会計処理モデルの開発に対するいくつかの考え得るアプローチの概要を示している。

### なぜ料金規制が存在するのか

3.8 料金規制は、一般に、市場が有効な競争を支援していない場合に導入されている。例えば、当該サービスを単一の企業が供給するのが最も効率的である場合には、自然独占が成立する可能性がある。資本集約的で基盤資産への多額の投資を要する業種において、このようになる傾向がある。これは、基盤資産の建設と設置に関する物理的制約と相まって、高い参入障壁を生じる。自然独占のある業種の例として、水道サービス、鉄道、送電などの公益事業がある。

3.9 他方、自然独占はないが、財又はサービスの質、継続性、信頼性、安全性を改善し、サービス提供がさまざまな顧客グループの間で差別的とならないようにするために、政府が料金規制を課す場合がある。これは、料金規制の対象とされる財又はサービスが性質上「不可欠」と考えられる場合に生じることが多い。



- 3.10 「不可欠」という用語は、法域間で相違があるので定義が困難である。不可欠な財又はサービスは、現代生活に不可欠であるために、道徳的又は社会的な理由で、一律の提供を保証すべきだと政府が考えるものである傾向がある<sup>10</sup>。先進国において不可欠な財又はサービスとして広く提供されているものには、ガス・電力・水道サービス、運輸、電気通信、郵便サービス、医療、教育などが含まれることが多い（4.31 項参照）。このようなサービスは、依然として、一般的に地方政府又は国家によって提供されるが、公企業又は私企業を通じた提供は、多くの国々でますます重要となっている。
- 3.11 課される料金規制の強さ又は範囲は、通常、財又はサービスの供給と需要の水準と当該財又はサービスに関する市場に存在している競争の水準との関係を反映する。一般的に、利用可能性あるいは競争の水準が制限されているほど、料金規制の規範性が高くなる。
- 3.12 例えば、一部の環境では、多数の競争的な供給者からの不可欠な財又はサービスの豊富な供給がある。そうした場合には、政府は料金規制を適用しないことを選択する可能性がある。競争的な市場の力が、価格設定並びに供給の質及び利用可能性の点で顧客を十分に保護しているからである。規制のない競争的な市場アプローチが、一部の種類のサービスについてますます一般的となっている。電力の生成と供給（しかし送電ではない）及び電気通信などである。その結果、そのようなサービスは、競争の水準が有効となる場合には規制緩和される。
- 3.13 多くの環境では、不可欠な財又はサービスの合理的な供給があるが、供給者が少ないため競争が制限されている。そのような場合に、政府が限定的な料金規制の適用を選択することがある。これは、競争の水準が顧客を保護するのに不十分である場合に、価格設定に関する競争が制限されている現状を補完するように設計される。この種類の料金規制は、通常、市場におけるすべての競争者に価格上限の制約を適用する（3.30 項から 3.33 項参照）が、サービス品質又は供給者の財務的存続可能性のための保護の設定を伴わない。
- 3.14 他の環境では、不可欠な財又はサービスの供給が限定的で、供給者が 1 社しかない場合がある。そのような場合には、政府は広範な料金規制を課す可能性が高くなる。料金規制は、供給者の財務的存続可能性を保護するが、価格設定の制限に加えて供給の量と質に関する要求事項を織り込むことによって、顧客の利益も

<sup>10</sup> 他の用語が不可欠な財又はサービスを記述するために使用される場合がある。「公共サービス」、「公共の利益のサービス」又は「公共の一般的利益のサービス」などである。例えば、本ディスカッション・ペーパーで考慮している不可欠な財又はサービスの種類は、欧州連合で広く受け入れられている用語を用いて「公共の利益のサービス」又は「公共の一般的利益のサービス」という区分に含まれる可能性がある（公共の利益のサービスに関する白書、COM(2004)374, 12.5.2004）。

支援する（2.12 項参照）。この種類の料金規制（本ディスカッション・ペーパーでは定義された料金規制と呼んでいる）は、セクション 4 で論じている。

### 料金規制の目的

- 3.15 料金規制が取る形態は、料金規制の目的（通常は政府が設定する）を反映する。料金規制は、主として料金規制対象の財又はサービスの価格をできるだけ低く保つことによって顧客を保護するために設計されるという一般的な認識があるが、これは必ずしもそうではない。例えば、価格が低いとサービス水準の低下につながる可能性があり、これは許容可能ではない場合がある。したがって、料金規制機関は、より高い最低限のサービス標準を設定することによって顧客を保護する場合があります、これは顧客にとって高い価格を生じる。さらに、不可欠な財又はサービスの供給が限定されている場合、及び特に供給者が 1 社しかない場合には、料金規制機関は通常、料金規制が当該財又はサービスの供給者に経済的に持続可能な成果も提供することを確保しようとする。
- 3.16 3.8 項で述べたように、料金規制は、資本集約的で長期性の基盤資産への多額の投資を要する業種において一般的である。投資者が、リスク調整後の資本コストを回収できないという見込みに直面する場合には、これは新しい設備への投資を阻害することになる（これは他人資本だけでなく自己資本にも当てはまる）。基盤資産への投資の不足は、料金規制対象の財又はサービスの質の低下や、供給の不足さえも生じる可能性がある。これらの財又はサービスは不可欠と考えられているので、このような失敗は、この種類の料金規制が顧客の利益に役立たないことを示唆することになる。
- 3.17 この理由で、他人資本と自己資本の両方の提供者は、規制上のアプローチにより、資産の稼働期間全体にわたる料金規制対象企業の合理的な原価（資産の当初の取得原価と使用する資本のコストを含む）の全額の回収が可能になるという確信を必要とする。この文脈において、「合理的なコスト」は必ずしも、企業が最小限の労力又は費用の浪費で最大限の生産性を達成する方法で営業することと同等ではない。むしろ、料金規制機関が合理的なものとして設定する効率性の水準を反映する。これは、顧客に提供されるサービスの標準を維持又は改善すると同時に、企業の財務的な存続可能性を保護するニーズをバランスされるという文脈で設定される。
- 3.18 例えば、過去に政府が所有していた一部の業界（特に水道サービスなどの公益事業）では、企業が古く非効率な基盤資産を引き継いでいて、改善に時間と投資を要する場合がある。そうした場合には、料金規制機関は、一定期間にわたる効率の改善のための段階的なプログラムを設定する。このプログラムは、引き継いだ

基盤資産の非効率性のコストを、基盤資産を効率性改善プログラムに従って更新し改善することができるまで、顧客と企業の間で分担する。

3.19 料金規制におけるインセンティブの使用の増大は、RFI に対する回答に反映されており、その回答は、財務的な目的だけでなく、より多くの非財務的目的に向けて動いている国際的トレンドも示している。これらの目的の多くは、サービス水準の改善又は他の政府目標（社会政策、経済政策及び環境政策により創出される目標を含む）の達成に焦点を当てている。一般的な目的としては、以下のものがある。

- (a) サービスの質と効率の改善
- (b) 顧客満足の増大
- (c) 供給能力及び信頼性の増大
- (d) 環境目標の達成・汚染排出の削減
- (e) 革新的技術の開発・代替的資源の使用
- (f) 競争の奨励
- (g) 顧客の需要又は使用量の減少（又は増加）

3.20 このますます複雑な諸目的の組合せは、原価に基づく料金規制からますますインセンティブに基づく料金規制スキームに向けてのトレンドにつながっている。

### 料金規制の区分

3.21 RFI に対する回答は、料金規制の 2 つの一般的な区分を記述していた。

- (a) 原価に基づくもの（通常、「サービス原価」又は「基本料金に対するリターン」と呼ばれる）
- (b) インセンティブに基づくもの（価格上限又は収益上限の規制を含む）

3.22 しかし、これら 2 つの区分は、広い範囲の料金規制の両端を記述したものである。この範囲の一方の端では、料金の計算に使用される算式は、企業の実際のインプット原価に焦点を当て、実際のインプット原価が回収されることを確保するための「バランス調整」の仕組みを設けている。範囲の他方の端では、料金の計算に使用される算式は、目標とするアウトプットに焦点を当てており、実績への「修正」やバランス調整はほとんど又は全く行われない。

### サービス原価又は基本料金に対するリターン

- 3.23 この種類の料金規制スキームでは、料金は、「算入可能原価」のすべてに資本投資に対する「公正で合理的」な利益率を加算したものを料金規制対象企業が回収することを確保することを意図している。算入可能原価とは、所定の料金規制対象活動を遂行する目的で合理的に発生する原価であることに料金規制機関が同意する原価である。算入可能原価を合理的に発生する原価に限定するのは、回避可能な浪費又は他の非効率について顧客が支払わないことを確保するために設計されたものである。
- 3.24 「合理的に発生する」や「公正で合理的」あるいは他の同様の意味を持つ用語は、料金規制において一般的である。これは顧客に課すべき料金の設定の際に料金規制機関に若干の柔軟性を与え、企業と料金規制機関との間での交渉につながることが多い。こうした交渉は、通常、合意に達するために両者の何らかの妥協を伴うが、どの原価を認めてどれを否認するのかや、どのような利益率を認めるのかについて料金規制機関に自由選択があることを意味するものではない。一般的に、料金規制は規制料金の計算式を定めており、これには料金計算式の中で考慮に入れる原価又は他の項目の種類に関するガイダンスが含まれている。これは規制上の裁量を限定し、料金規制上の介入の結果に関しての予測可能性を提供するものであり、他人資本及び自己資本の両方の投資を吸引するのに役立つ。
- 3.25 典型的なサービス原価型又は基本料金に対するリターン型のスキームでは、料金の計算に使用される算式は、企業の実際のインプット原価に焦点を当てている。規制料金は、通常、その料金が適用される期間の前に決定され、予測と仮定に基づいている。実際の実原価及び量は、そうした予測及び仮定と相違する。原価に基づく料金算定式は、見積りと実績との差異について調整するためのバランス調整の仕組みを使用する。バランス調整の仕組みは、実質的に、当初の料金決定が「暫定的」である（すなわち、料金が改訂される可能性がある）ことを認めたものである。このような原価に基づく算式は、通常、企業が以下のものを回収することを確保するように設計されている。
- (a) 規制対象の財・サービスの提供の所定の営業原価
  - (b) 規制対象の財・サービスの提供に使用される資産の所定の資本コスト
  - (c) 企業の資本投資に対する所定の利益率
- 3.26 伝統的又は「純粹」な形でのサービス原価規制は、一般的ではなくなりつつある。サービス原価型と呼ばれているスキームの多くは、若干のインセンティブの基づく要素も含んでおり、したがって、混合型スキームと呼ぶ方が適切であろう（3.34

項から 3.37 項参照)。したがって、IASB は、本プロジェクトにおいて、サービス原価スキームだけでなく幅広い範囲のスキームを検討している。

### インセンティブに基づくもの

3.27 範囲の他方の端では、顧客に課される料金の計算に使用される算式は、目標とするアウトプットを基礎とし、実績に調整するためのバランス調整はしない。このようなスキームが目標を設定するのは、目標水準を上回る利益を企業が保持することを認めることによって、効率性を最大化するインセンティブを料金規制対象企業に与えるためである。それと対照的に、企業は非効率又は原価の回収不足と下方向の影響を負担する。

3.28 インセンティブに基づく算式は、通常、次のようなものである。

- (a) 「ベンチマーク」又は目標となる原価、収益及び利益率を、当初の料金を設定するための出発点として使用する。
- (b) 目標とするインプットの測定値を、物価上昇とさまざまなアウトプットに基づく目的について調整し、料金算定式を通じてインセンティブ又はペナルティを適用する。
- (c) 承認された料金について、実績と見積金額との間の過去の差異を回収又は返還するための調整はしない。しかし、過去の経験が将来の原価水準に関する予想に影響を与え、それが将来の価格の設定に使用されることはあり得る。

3.29 純粋なサービス原価型の料金規制（典型的ではなくなりつつあるように見える）とは対照的に、インセンティブに基づく料金規制の範囲の端にあるスキームは、実務で見られる。そうしたスキームは、通常、料金規制の対象である財又はサービスを供給するための若干の競争があるが、市場における競争の力を補完するために何らかの限定的な料金規制が必要な場合に適用される。3.30 項から 3.33 項は、この種類の料金規制（便宜上、「市場規制」と呼ぶ）に関する詳細を示している。

### 市場規制

3.30 市場規制とは、インセンティブに基づく規制を記述するために使用されることが多い用語であり、競争的市場におけるすべての供給者に適用される「価格上限」の形を取ることが多い。料金規制機関は、市場におけるすべての供給者が財又はサービスについて顧客に課すことのできる単位当たりの価格の最大限の水準（すなわち、価格上限）を設定するが、当該価格の「下限」は設定しない。

3.31 料金規制機関が設定する価格上限は、個々の供給者が料金規制の対象である財又

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

はサービスを提供する際に生じる具体的な原価を基礎とすることは稀であり、価格上限はベンチマーク原価を基礎とする。したがって、この種類の料金規制は、上限付きの単位当たり価格という形で顧客への保護を提供するが、市場における企業に対しては、料金規制の対象となっている販売される財又はサービスについて原価を回収することや合理的な利益を得ることができるという保証を提供しない。こうした規制の例として、次のような価格の上限設定がある。

- (a) 一部の法域における銀行がクレジットカード取引の処理について請求できる価格
- (b) 一部の法域における電気通信の提供者が携帯電話の「ローミング」サービスについて請求できる価格

- 3.32 この市場規制を使用して、料金規制機関は企業が「規制対象期間」（すなわち、制限された価格の適用が要求される期間）中に稼得できる収益又は純利益の金額を制限しない。したがって、企業は、原価の低減によって収益性を高めることができる可能性がある。さらに、企業は、市場シェアを獲得し販売量を増加させるために販売価格を上限よりも引き下げることによって、競争優位を得る場合がある。これにより、企業がより高い金額の収益を稼得して、固定費に対する貢献が大きくなり、したがって、企業がより高い純利益を稼得することとなる可能性がある。
- 3.33 市場規制がサービスの利用可能性及び質に不利な影響を与える（又は与えるおそれがある）場合には、料金規制機関は規制上の介入の水準を高めることがある。場合によっては、料金規制機関は、競争を支援するために、価格上限に加えて、単位当たりの価格の最低限（すなわち、価格下限）を課すことがある。これに代えて、料金規制機関は、供給の質と利用可能性を維持するために、供給者に対してサービス条件を課すこともある。そうした場合、その料金規制は純粋には市場規制ではない。むしろ、通常は原価に基づく仕組みとインセンティブに基づく仕組みの混合物を取り入れており、これは一般に混合型の料金規制と呼ばれている。

### 混合的な料金規制

- 3.34 RFI に対する回答の中で、サービス原価型として記述されたスキームのほとんどすべてが、何らかのインセンティブの仕組みを含んでおり、インセンティブに基づくものとして記述されたほとんどすべてのスキームが、何らかの原価回収の仕組みを含んでいた。
- 3.35 例えば、サービス原価型として記述されたスキームの一部は、インセンティブに基づく要素を含んでいた。例えば、ベンチマーク原価（企業の具体的な原価ではなく）、業界平均の加重平均資本コスト又は市場の利益率（企業の具体的な負債・

資本の比率や実際の資本コストではなく)、他の（通常は非財務的又はアウトプットに基づく）目的のために料金に加えるインセンティブ又はペナルティ調整などの使用である。

- 3.36 これと対照的に、インセンティブに基づくものとして記述されたスキームの一部のより詳細な記述は、一部の所定の原価についての差異勘定又は繰延勘定の使用への言及を含んでいた。これらは企業の実際原価と見積原価との間の差異を、伝統的なサービス原価型のスキームと同じ方法で承認された料金を通じて調整するためのバランス調整の基礎を提供している。
- 3.37 原価に基づく要素とインセンティブに基づく要素との間のバランスは、各地域の状況に応じて決まることが多く、各地域の状況の変化を反映するために時とともに変化する場合がある。例えば、業界の供給能力が制限されていて、新たな供給能力が必要とされている場合には、料金規制機関は、価格設定の仕組みに何らかの能力拡大のインセンティブを加えるかもしれない。これと対照的に、余剰能力がある場合には、料金規制機関は、営業上の原価の効率性又は能力削減をより重視する可能性がある。

### コメント提供者への質問

- 3.38 IASB は、純粋なインセンティブに基づく種類のスキーム（市場規制など）については、具体的な会計処理の要求事項の開発への要望を受けていない。以前の料金規制対象活動プロジェクト（1.7 項参照）では、IASB はサービス原価型のスキームだけを考慮していた。しかし、より広い範囲のスキームを考慮することへの要望に対応して、IASB は、現在ではサービス原価型のスキームだけでなく、混合型の料金規制にも焦点を当てており、後者を本ディスカッション・ペーパーでは、定義された料金規制と呼んでいる（セクション 4 参照）。

#### 質問 3

このプロジェクトを進めるためには、IASB は、料金規制が具体的な会計処理のガイダンスの開発が必要となる可能性のある権利と義務の組合せを創出するのかどうかに関して、焦点をより絞った議論のための共通の出発点を提供するために、定義された種類の料金規制（セクション 4 参照）に焦点を当てるべきであることに同意するか（3.6 項から 3.7 項参照）。同意しない場合には、セクション 3 で要約している料金規制の種類の多様性に IASB がどのように対処することを提案するか。

### 質問 4

2.11 項では、IASB は、市場における不十分な競争力を補うために使用される限定的又は「市場」料金規制の形式について、特別の会計処理の要求事項の開発を求める要望は受けていないと述べている（3.30 項から 3.33 項参照）。

- (a) この種類の料金規制は、著しく異なる経済環境を創出しないので、具体的な会計処理の要求事項の開発を要しないということに同意するか。同意しない場合、理由は何か。
- (b) この種類の料金規制が具体的な会計処理の要求事項の開発を要しないことに同意する場合、IASB がその代わりに具体的な開示要求の開発を検討すべきだと考えるか。そう考える場合、どのような内容を提案するか、また、理由は何か。



## セクション4——定義された料金規制

- 4.1 このセクションでは、以下のトピックを扱っている。
- (a) 定義された料金規制の特徴の概観、規制料金はどのように設定されるのか、規制料金が過去の事象及び取引を反映するためにどのように事後的に調整されるのか（4.2 項から 4.29 項参照）
  - (b) 定義された料金規制の特徴のより詳細な記述（4.30 項から 4.61 項参照）
  - (c) 定義された料金規制の特徴が、具体的な会計処理の要求事項を開発すべき権利と義務の組合せを創出するのかどうかの検討（4.62 項から 4.79 項参照）

### 定義された料金規制とは何か

- 4.2 定義された料金規制は、世界中のさまざまな料金規制スキームに共通するいくつかの特徴を取り入れている。これらの特徴は、RFI に対するコメント提出者が、料金規制されていない環境で見られる経済状況と区別可能な経済状況を創出する権利と義務の組合せを生じると指摘した種類のスキームから識別されたものである。一部の人は、この権利と義務の組合せは、会計処理の要求事項を開発すべき具体的な資産及び負債を創出すると指摘している。
- 4.3 このセクションでは、定義された料金規制の特徴を、それらに関連した権利と義務の簡潔な分析とともに示している。IASB は、これらの特徴が既存の料金規制スキームを適切に記述しているのかどうかについて、利害関係者からのインプットを求めている。また、IASB は、これらの特徴が具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項の開発を検討すべき権利と義務の組合せを創出するのかどうかに関して、利害関係者からのインプットを求めている。

### 定義された料金規制——概要

- 4.4 定義された料金規制は、不可欠な財又はサービスを合理的な価格で購入するという顧客のニーズを、資本を吸引して財務的な存続可能性を維持するという企業のニーズとバランスさせるものである。定義された料金規制は、以下のすべてを含んだ規制上の価格設定（すなわち、料金設定）の枠組みを伴う。
- (a) 顧客が以下の理由により財又はサービスを料金規制対象企業から購入する以外の選択肢がほとんど又は全くない状況で適用される。
    - (i) 供給のための有効な競争がない。
    - (ii) 料金規制の対象である財又はサービスが顧客にとって不可欠である（清

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

潔な水や電気など)。

- (b) 料金規制の対象である財又はサービスの供給及び企業の他の料金規制対象活動の利用可能性及び質を維持するための変数を設定する。
- (c) 次のような規制上の保護を提供する料金（価格又は料率と呼ばれることもある）のための変数を設定する。
  - (i) 顧客に対する価格の安定性の増大を支援する。
  - (ii) 料金規制対象企業の財務的な存続可能性を支援する。
- (d) 料金規制対象企業及び料金規制機関に対して強制可能な権利及び義務を創出する。

4.5 定義された料金規制についての料金設定の枠組みは、以下のものを設定する。

- (a) 「収益必要額」（「許容収益」又は「認可された収益」と呼ばれることもある）。これは企業が所定の料金規制対象活動を一定期間にわたり遂行するのと交換に権利を得る対価の合計額である。
- (b) 企業が料金規制の対象である財又はサービスを規制対象期間中に提供することに対して顧客に請求する単位当たりの規制料金

4.6 定義された料金規制については、規制料金の計算に使用される仕組みには、現在までに発生した収益必要額と顧客に請求した金額との間の所定の差異を解消するための規制上の調整の仕組みが含まれる。この規制上の調整の仕組みは、料金規制対象企業が稼得する金額が、権利を得る収益必要額及び関連する純利益又はリターンより多くも少なくもならないようにすることを図るものである。料金に対する規制上の調整は、料金の増減が繰り延べられる場合に貨幣の時間価値を反映することも図るものである。

4.7 したがって、一部の人々は、定義された料金規制は、所定の差異を企業が回収する権利又は返還する義務を財政状態計算書において資産又は負債として認識する根拠となる権利と義務の組合せを創出すると指摘している。このセクションの残りの部分では、定義された料金規制の特徴及び料金規制の仕組みに関連する権利と義務の組合せを概観する。

### **規制上の合意——サービスの条件**

4.8 顧客が不可欠な財又はサービスを単一の供給者から購入する以外に選択肢がほとんど又は全くない状況では、一般的に政府は規制上の介入を考慮することになる。

これは明示的な認可、法令上の料金規制、あるいはこの 2 つの組合せで示される可能性がある。これによるサービスの条件は、料金規制の対象となる活動及び企業が料金規制の範囲外の活動を行えるのかどうかを定める。

- 4.9 企業が行うことを要求される料金規制対象活動は、顧客に請求する財又はサービスの提供に、直接及び間接の両方で関連する。間接的な活動は、関連する政府の目的の充足を伴う場合がある。基盤ネットワークの変更（例えば、拡張、縮小、更新、改良）や他の環境政策・社会政策・経済政策の達成などである。
- 4.10 場合によっては、これらの活動の一部を遂行するための資金を政府が企業に提供することがある。これは、別個の契約上の取決めを伴う場合があり、それにより企業は行った作業について政府に請求する。あるいは、政府補助金又は税金の減免などの形式による場合もある。政府が部分的に資金を提供する状況は、定義された料金規制の定義に該当する可能性がある。しかし、本ディスカッション・ペーパーは、資金のすべてが顧客によって提供される状況に焦点を当てている（4.29 項参照）。このような場合には、料金設定の仕組みは、これらの活動に対しての関連性のある対価のすべてを、料金規制の対象である財又はサービスが顧客に引き渡される際に課すべき単位当たりの料金の計算に使用される算式に織り込む。したがって、この対価を顧客に請求する時期は、全体的な料金規制対象活動の履行の時期よりも、料金規制の対象である財又はサービスの提供の時期の方に密接に関連する。
- 4.11 さらに、定義された料金規制は、供給者に対して若干の規制上の保護を提供する。これには、競争への障壁や、顧客から収益必要額を回収する権利が含まれる。料金設定プロセスは、バランス調整の仕組みを使用するが、これは、顧客に請求した金額の不足を回収し、過大請求した金額を返還するように将来の料金を調整することを意図したものである。

#### **料金設定の仕組み**

- 4.12 料金設定の仕組みは、収益必要額を特定する。これは、企業がサービスの条件に従って所要の料金規制対象活動を所定の期間にわたり遂行することの対価として権利を得る対価の合計である。収益必要額は、通常、定義された料金規制では、認められる純利益の金額又は投資した資本に対する所定の利益率に連動する。しかし、定義された料金規制の中のインセンティブの仕組みが、目標とする純利益又は利益率との比較で企業が上回るか又は下回ることを認めている場合がある。したがって、料金設定の仕組みの主な焦点は、純利益の金額ではなく収益必要額を設定することである。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

- 4.13 当初は、収益必要額は見積金額を基礎とする。収益必要額の見積金額を、提供が見込まれる料金規制対象の財又はサービスの見積数量で割って、規制対象期間の持続期間にわたり顧客に課すべき単位当たりの料金又は価格、あるいは料金の範囲を設定する。規制対象期間は、規制料金決定又は合意の間の期間である。この期間は、料金規制スキームによって異なる。多くのスキームでは、持続期間が1年であるが、3年から5年又はそれより長い期間も一般的である。この単位当たりの料金は、請求の仕組みを企業に提供するように設計され、収益必要額（関連する当期の認められる純利益又はリターンを含む）の回収を生じることが意図されている。
- 4.14 提供すべき財又はサービスの量と種類は信頼性をもって見積れることが多いが、実際のアウトプットはいくつかの要因に応じて異なる。これには、料金規制対象企業の統制の及ばない偶発的な事象（暴風雨や洪水など）の発生又は不発生が含まれる。したがって、下記の両者の間に差異が生じる場合がある。
- (a) 請求可能な収益： これは企業が、当期中に引き渡した料金規制対象の財又はサービスの実際の量と交換に、設定された単位当たりの料金を使用して、顧客に請求する収益の金額である。
- (b) 収益要求額： これは企業が当期中の所要の料金規制対象活動の遂行と交換に権利を得る対価の金額であり、その活動には、料金規制対象の財又はサービスの提供に直接及び間接に関連した活動が含まれる。
- 4.15 さらに、意図的な差異を料金規制機関が作り出す場合がある。これは通常、料金規制機関が価格のボラティリティを減少させることを決定する場合に生じる。そのような状況では、料金規制機関は、料金を設定する際に、大きな価格変動を一定期間にわたり分散させる。この分散化は、複数の規制対象期間に影響を与える場合があり、一般的に、財務報告の目的上、複数の期中報告期間又は事業年度に影響を与える。
- 4.16 定義された料金規制では、料金規制の枠組みが、これらの差異を解消するように設計された仕組みを含んでいる。こうした規制上の調整の仕組みを含めることは、実質上、当初の規制料金の決定が暫定的である（すなわち、実際額への何らかの調整の可能性がある）ことを認めるものである。貨幣の時間価値が関連性がある場合、規制上の合意は、繰り延べられた価格引上げに利息を適用して企業に補償するか、又は繰り延べられた価格引下げに利息を適用して企業に負担を課す。規制上の調整の仕組みは、料金規制対象企業が稼得する金額が、規制対象期間中に権利を得る収益必要額及び関連する純利益又はリターンの金額より多くも少なくもならないようにすることを図るものである。

- 4.17 しかし、規制上の調整の仕組みは、完全な 1 対 1 のバランス調整ではない場合がある。これは、効率性と費用対便益の考慮のため、定義された料金規制が、若干の差異を「通過させ」て、調整なしで企業の純利益に影響をおよぼすことを認めているからである。多くの場合、こうした未調整の差異は、発生した原価の全体的な水準又は収益必要額との比較で重大ではない。場合によっては、特に規制対象期間が数年間に及んでいる場合、定義された料金規制が料金見直しの「トリガー」を含んでいる場合がある。このトリガーは、事象又は取引が収益必要額の見積りに使用されたものから大幅に乖離した場合に、企業が料金引上げを求めること又は料金規制機関（若しくは顧客）が料金引下げを求めることを認めるものである。このトリガーの仕組みは、未調整の差異を許容可能な水準に保つのに役立つ（B31 項参照）。
- 4.18 あるいは、特定の種類の差異が、料金規制の中のインセンティブに関するものであるために、企業の純損益を通過するように設計されている場合があり、この差異は金額に重要性がある場合がある。
- 4.19 一部の人は、こうした未調整の通過する金額は、特別の会計処理の要求事項の開発を必要としないと指摘している。これは、こうした未調整の差異は、規制上の調整の仕組みの対象とされないのので、IFRS の一般的な要求事項を用いて策定される会計方針に従って企業の純損益勘定を通過すべきだからである。これは、料金規制の対象とならない金額と整合的となる。
- 4.20 この分析の残りの部分は、料金規制の仕組みのうち、見積った収益必要額と単位当たりの規制料金を使用して顧客に請求した実際の金額との間に生じる差異を調整するために、顧客に課すべき料金に規制上の調整を加える側面に焦点を当てる。これに焦点を当てることは、財務諸表利用者からのフィードバックと整合的であり、彼らに関心を有しているのは、業績の変動可能性のうち、料金規制の仕組みを通じて調整されるものと、当該仕組みによる規制上の調整が行われないものを区別するのに役立つ情報を受け取ることである（2.25 項参照）。

**定義された料金規制は、収益必要額と請求した収益との差額をどのように調整するのか**

- 4.21 差額の回収又は返還のために使用される最も一般的な方法は、差額を一定期間にわたり解消するために将来の販売に係る価格を調整することである。その期間の長さは、通常、差額の大きさ、顧客が価格引上げを吸収する能力、企業が価格引下げの資金を得る能力など、いくつかの要因によって決まる。
- 4.22 定義された料金規制では、料金規制機関は、将来の販売について課される価格を調整するという手法を、企業が過小請求の金額の回収又は過大請求の金額の返還

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

をするための実務的で低コストの信頼性のある仕組みとして使用できると通常は想定されている。これは、顧客が料金規制の対象である財又はサービスを企業から購入する以外の選択肢がほとんど又は全くないからである。

- 4.23 顧客の選択に制限があることで、需要の弾力性が相対的に低くなり、将来の販売の時期の予測可能性及び蓋然性の水準を高めることに寄与する。これは、安定的な水準の需要が必要であるという意味ではない。これが一般的に意味するのは、予想される量の変動が十分に狭い範囲の中にあることにより、料金規制機関が料金規制対象企業と顧客の両方に規制上の保護を提供するという目的を達成できるということである。
- 4.24 したがって、一部の人々は、定義された料金規制の顕著な特徴は、過小請求又は過大請求の大部分を回収又は返還するための規制上の調整の仕組みであると指摘している。過小請求又は過大請求とは、当期中に顧客に請求可能な収益の金額と、企業が収益必要額に従って現在までに履行した料金規制対象活動と交換に権利を得る対価の金額との差額である。
- 4.25 料金規制機関が、料金規制の対象である財又はサービスに対する需要の量について、結果を管理可能な範囲内で予測できなくなった場合には、料金規制の種類、特に料金設定の仕組みはこれを反映するために変化すると予想される。そうした場合には、他の仕組みが、収益必要額の差額の解消又は顧客あるいは料金規制対象企業の保護のために使用されるであろう。こうした他の仕組みは、顧客が将来において料金規制の対象である財又はサービスを購入することだけに依存せずに、企業と料金規制機関又は他の政府機関との間のキャッシュ・フローを伴う場合がある。サービス委譲契約では、企業（運営者）と料金規制機関（委譲者）との間のキャッシュ・フローを伴う仕組みの方が、定義された料金規制の合意よりも一般的である場合がある。一部のサービス委譲契約の契約条件は、定義された料金規制において見られる条件と同様であるが、そうした契約の会計処理は、すでに IFRS の中では IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」で扱われている。したがって、そうした契約は本ディスカッション・ペーパーの範囲外であるが、IASB はやがて IFRIC 第 12 号との相互関係を考慮する必要があるかもしれない（セクション 7 参照）。

### **収益必要額の不一致を調整する他の形態**

- 4.26 少数の例では、請求可能な収益と収益必要額との差額が料金規制機関と直接に決済される。これは、企業が顧客に請求した収益が、企業がサービスの条件に従って規制対象期間中に完了した活動に関する実際の収益必要額よりも多かったのか少なかったのかに応じて、料金規制機関又は他の指定された機関に現金を支払う

か又はそこから現金を受け取ることを意味する。

- 4.27 他の少数の例では、規制対象の財又はサービスを過去に企業から購入した特定の顧客又は顧客グループに、企業が追加的な請求書又は返金計算書を発行する。請求又は貸方記入される金額は、差額の価値と同額あり、規制対象期間中に過去の購入に比例して顧客に配分される。
- 4.28 顧客との差額のこの形式での遡及的訂正は稀である。顧客を価格変動の即時の影響から保護するという目的に反するからである。差額が遡及的な請求調整を通じて決済されるか又は料金規制機関若しくは他の政府機関と直接に決済される稀な状況では、その受け取るべき金額又は支払うべき金額は、一般的に、IFRS 第9号「金融商品」<sup>11</sup>の範囲に含まれる金融資産又は金融負債であると考えられている。したがって、これらの場合には具体的な会計処理の問題点は生じない。
- 4.29 他の場合に、料金規制機関が他の方法を使用して、差額を回収又は返還するように企業のキャッシュ・フローを変更することがある。例えば、政府補助金若しくは助成金、賦課金又は課税が使用される可能性がある。しかし、企業が稼得する金額が収益必要額より多くも少なくもならないようにするためにこうした間接的な方法を使用することは、分析の複雑性を増大させる。したがって、本ディスクッション・ペーパーは、顧客に課される将来の料金の調整が、差額の回収又は返還のための仕組みとして使用される状況に焦点を当てる。本ディスクッション・ペーパーからのフィードバックの結果として、IASB が料金規制対象活動についてのガイダンス又は要求事項に関する提案を開発することを決定する場合には、他の決済方法との相互関係を検討することが必要となる（セクション7参照）。

### 定義された料金規制の顕著な特徴

- 4.30 4.4 項から 4.6 項では、本ディスクッション・ペーパーが定義された料金規制と呼んでいる種類の規制上の枠組みの特徴を概説している。以下の各項では、これらの特徴の概要を示している。これに続いて、それらに関連した典型的な権利及び義務の要約を示している。

### 不可欠な財又はサービス

- 4.31 定義された料金規制が供給者に課されるのは、供給される財又はサービスが不可欠と考えられる場合である（3.9 項参照）。RFI に対する回答で識別された、本ディスクッション・ペーパーにおいて「定義された料金規制」として記述している規制の範囲に一般的に含まれる業種の種類は、さまざまであるが、以下の大まか

<sup>11</sup> IFRS 第9号をまだ採用していない企業については、IFRS 第9号への参照はIAS 第39号「金融商品：認識及び測定」への参照に読み替えるべきである。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

な区分に該当する。

- (a) エネルギー（電力、ガス、石油、暖房を含む）
- (b) 水道及び衛生
- (c) 公共運送（鉄道、バス、タクシー、有料道路、航空管制、港湾及び空港サービスを含む）
- (d) 電気通信
- (e) 郵便サービス
- (f) 保険
- (g) その他（肥料、医療サービス、共同墓地を含む）

4.32 これらの業種区分は性質が非常に異なるように見えるが、それぞれは特定の法域において不可欠と考えられている財又はサービスを提供するものと考えられている。財又はサービスがどれだけ不可欠と考えられるのかは、需要に対する利用可能性の水準、業種の発展の水準、国内環境の文化を反映することが多い。

4.33 一部の法域では、性質上不可欠と考えられる財又はサービスが料金規制の対象とされていない。供給においてそうした規制の必要性を否定するのに十分な自然な競争があるためである。場合によっては、技術の変化で競争への自然障壁が減少していることにより、例えば、電気通信において、料金規制が廃止されている。

4.34 場合によっては、規制上のアプローチの変化が競争を促進している。例えば、電力及びガスの業界では、採取・生成から輸送・送電及び配給を経て最終利用者への小売供給までの供給段階の垂直統合の程度が、段階ごとにますます異なったものになっている。異なるレベルの料金規制が異なる段階に適用される場合がある。競争が可能な場合（通常、採取あるいは生成及び小売供給の段階）には、時には規制緩和が行われたり、単純な価格上限又は市場規制が適用されたりしている（3.30 項から 3.33 項参照）。しかし、輸送・送電及び配給の段階は、独占事業として運営される場合が多い。高水準の基盤投資が必要であるとともに、代替的な輸送・送電及び配給のラインの設置に物理的制約があるためである。したがって、定義された料金規制は一般にこれらの段階に適用される。

### 供給のための有効な競争がない

4.35 通常、定義された料金規制の対象となっている企業は、あらかじめ決められた地域的なサービス区域において営業する独占的権利を有している。この独占的権利



は次のいずれかである可能性がある。

- (a) 明示的——例えば、権利の定義が、独占的なライセンス契約又は料金規制機関若しくは他の認可機関との契約、あるいは法令又は他の規則を通じて行われる場合がある。
- (b) 黙示的——例えば、重大な算入障壁が存在している場合がある（自然独占）。これは例えば、高水準の資本投資が必要とされるか又は必要な基盤設備を稼働させる場合に適用される物理的制約（例えば、パイプラインを設置するための私有地へのアクセス）によるものである。

4.36 一部の人は、料金規制対象活動について定められる会計処理モデルは、規制対象である財又はサービスの供給について競争が全くない企業に限定すべきだと指摘している。他方、そうした厳格な要件を要求すると、IASB が開発する可能性のある料金規制対象活動についての会計処理のガイダンス又は要求事項の範囲に含まれる料金規制対象活動の種類を著しく限定することになると指摘する人々もいる。彼らはさらに、そのように範囲を限定すると、適用される料金規制の財務上の影響は同様であるのに、類似の取引について異なる会計処理を生じることになると指摘している。

4.37 したがって、IASB は、利害関係者からのインプットを、限定的な競争はあるが料金規制の結果が競争の全くない状況と同様の経済環境を生み出している状況に適用できる変数に関して具体的に求めている。特に、IASB は以下のシナリオに関するフィードバックを求めている。

- (a) 企業が財又はサービスの独占的な供給者であるが、顧客が当該財又はサービスの代替物の使用を選択できる場合（4.38 項から 4.39 項）
- (b) 企業が財又はサービスの独占的な供給者ではないが、不可欠の供給者と考えられる可能性がある場合（4.40 項から 4.42 項）

#### 代替的な財又はサービス

4.38 一部の状況では、企業が対象となっている料金規制が定義された料金規制の特徴を示しているが、料金規制対象企業が提供する財又はサービスの代替として異なる財又はサービスを使用する機会が顧客にある点が異なっているという場合がある。例えば、企業が、指定された区域において、天然ガスの独占的な配給者であり、天然ガスを顧客が家庭での暖房及び調理システムの燃料となる主要なエネルギー源として使用する場合がある。しかし、顧客は電気や石油などの代替的なエネルギー源を使用することもできる。別の例では、料金規制対象企業が 2 地点間

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

の有料道路又は自動車フェリーのサービスを運営している場合がある。顧客は、有料道路又はフェリーを使用せずに、両地点間を通行する代替的なルートを使用することもできる。

- 4.39 顧客が代替的な複数の財又はサービスの間で比較的自由な選択ができる場合には、企業が顧客から収益必要額を回収できることを確保できるかどうかは疑問となる。しかし、コスト又は他の制約により、顧客が代替的な財又はサービスを使用することが実行可能ではない場合がある。例えば、家庭の暖房と調理のためにガスを使用する顧客は、切換えのコストが禁止的に高いことにより、暖房と調理を電気の使用に切り替えることが制約される場合が考えられる。有料道路又は自動車フェリーのサービスについては、顧客は代替的なルートを運転することができるが、ここでも、代替的なルートの使用が不利であるために、それを選択する顧客が非常に少ないという場合も考えられる。

### 不可欠であるが独占的ではない供給者

- 4.40 一部の状況では、企業が対象となっている料金規制が定義された料金規制の特徴を示しているが、料金規制対象の財又はサービスを供給する複数の料金規制対象企業が存在している点が異なっているという場合がある。例えば、ある地域において、住民からの需要を充足し停電や電力不足を避けるために、電力を生成する複数の企業が必要となる場合がある。それぞれの発電企業が発電所を動かすために同じ燃料を使用している場合もあれば、料金規制機関が別々の発電企業に別々の燃料源（例えば、石炭、水力、太陽熱、原子力の混合）を使用するよう要求する場合もある。
- 4.41 定義された料金規制は、料金規制対象の財又はサービスに対する需要が単一の企業の生産及び供給の能力を超過している場合や、料金規制機関が供給の中断のリスクを分散しようとしている場合には、複数の供給者がいる状況に適用される可能性がある。したがって、料金規制機関は、他の企業が必要な需要を満たすことができるように、競争への障壁を低くすることが必要となる場合がある。こうした状況では、独占的な供給者はいないが、それぞれの供給者が不可欠な供給者と考えられる。
- 4.42 したがって、こうした場合には、料金規制機関はそれぞれの供給者の財務的な存続可能性の確保を図り、したがって、こうした不可欠な供給者は、定義された料金規制の対象となっている独占的な供給者と同等の権利及び義務を有することとなる。

### 供給の利用可能性と質の維持

- 4.43 定義された料金規制においては、料金規制機関は顧客のニーズを供給者のニーズとバランスさせる。したがって、企業が不可欠な財又はサービスを供給する権利に対する有効な競争がないことへの対抗手段として、定義された料金規制は、効率的な競争市場には通常は存在しない重大な義務を料金規制対象企業に課す。これは、定義された料金規制の一般的な目的を反映している。それは、不可欠な財又はサービスの供給の利用可能性と質を維持することである。これは供給の不足や質の低下が顧客に不利な影響を及ぼす可能性があるからである。
- 4.44 一般的な義務として、次のものがある。
- (a) 財又はサービスを顧客に無差別に提供しなければならない。
  - (b) 定義された最低限のサービス水準、例えば、
    - (i) 排出量及び他の環境目標を満たさなければならない。
    - (ii) 基盤設備に対する所定の水準の投資と信頼性を達成しなければならない。
  - (c) 料金規制の対象である営業は、料金規制機関の承認なしに終了、再編又は譲渡することができない。

#### **財又はサービスの無差別の供給**

- 4.45 料金規制対象の財又はサービスを無差別に提供する義務は、通常、ネットワーク・アクセス及びネットワークへの接続を拒絶できないこと、あるいは、サービスを特定のクラスの顧客に規制料金で提供しなければならないこと（当該特定のクラスの顧客（例えば、遠隔地の顧客）へのサービス提供のコストに関係なく）を意味する。
- 4.46 しかし、料金規制対象の財又はサービスを無差別に供給するということは、必ずしも、企業が財又はサービスをすべての顧客に同一の価格で提供しなければならないことを意味するものではない。場合によっては、料金規制機関は企業が異なる顧客グループに異なる価格を課すことを許容又は要求している。例えば、料金規制機関が、財政的困難にある顧客に低い料金を課すように要求する場合がある。場合によっては、料金規制対象企業が料金規制機関から、料金規制対象の財又はサービスを、受け取った財又はサービスに対する支払ができない顧客に引き続き提供することを要求されることがある。

#### **定義された最低限のサービス水準の達成**

- 4.47 定義された料金規制は、供給業者が提供する義務のある最低限のサービス水準を設定する。これは、財又はサービスの量及び質、並びに提供の時期及び場所につ

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

いての変数を設定する。また、料金規制対象の財又はサービスを生産又は提供するために、どのような資産を建設又は購入すべきなのかも定める。サービスの条件も、料金規制の対象となるどのような他の活動を企業が行う必要があるのかや、企業が規制の対象外の他の活動を行うことが認められるのかどうかを定める。

- 4.48 原価に基づく料金規制の中には、供給業者が基盤設備に対する投資のすべてについて原価を回収し一定の利益率を得ることを認めているために、非効率な行動を助長すると認識されている形式のものがあった。場合によっては、これは現在の又は予測される需要を満たすのに必要のない設備を生じる可能性がある。これは企業の許容リターンを増加させ、使用されない設備に対する支払により顧客が不必要に高い料金を払う結果となる。非効率な行動について企業に報酬を与えるのであれば、これは顧客の利益にならない。逆に、インセンティブに基づく料金規制の中には、供給の著しい不足が生じる可能性のあるものがある。許容される利益率が、増大する需要を満たしたり品質水準を維持したりするための追加的な基盤設備への投資を供給者に促すのに十分ではないためである。
- 4.49 定義された料金規制においては、料金規制は顧客のニーズを供給者のニーズ及び他の（政府の）目的（料金規制対象の財又はサービスの生産の環境への影響の軽減など）とバランスさせるように行動する。したがって、定義された料金規制においては、料金規制機関と供給業者は、通常、料金規制対象の財又はサービスに対する需要の予想される水準を見込んで、需要が管理可能で料金規制と政府の目的の範囲内で充足できるようにすることを確保するための行動を取ろうとする。これは、料金規制機関が、供給者が料金規制対象の財又はサービスを必要とされる量と質で供給するのに必要となる基盤設備への所定の水準の投資を行うことを要求できることを意味する。料金規制機関は、料金設定の仕組みを利用して、供給者がこれらの義務を遵守し、その遵守と交換に合理的な金額の対価を受け取ることを確保する。
- 4.50 場合によっては、料金規制機関は、需要の管理に役立てるために、供給者を利用して消費者の行動に影響を与える。例えば、排出量又は他の環境目標を満たす義務には、環境維持プログラムへの参加や、よりクリーンで維持可能なエネルギー又は材料への投資が含まれる場合がある。これにより企業が、顧客が料金規制対象の財又はサービスの購入の水準を減らすよう促さなければならなくなるか、あるいは料金規制対象の財又はサービスをより高価な材料ないしは方法を使用して生産しなければならなくなる場合がある。
- 4.51 例えば、料金規制機関が、より高い単位当たりの価格を顧客に課すことによって消費削減の目的を反映するように料金を設定する場合がある。こうした高い価格

は、より高い生産費の回収に役立つか、又は供給者の他の規制対象活動の資金に使用することが要求される場合もある。場合によっては、供給者がより高い税金又は賦課金という形で政府に支払う。

### 継続的な営業

4.52 多くの場合、規制上の合意は、料金規制対象企業が営業（並びに当該営業に付随する権利及び義務）を料金規制機関の承認なしに終了、休止、再編又は譲渡することができないことが明らかである。RFI への回答は、営業を継続する明示的な義務がない場合には、一般的な理解としては黙示的な義務があることを示唆している。これは、料金規制機関又は他の政府が支配する機関が、必要な場合には供給の継続を確保するために介入すると予想されるからである。したがって、一部の人の指摘では、営業を継続する明示的又は黙示的な義務は、定義された料金規制の顕著な特徴である。定義された料金規制の対象となっていない企業は、より有利な市場に再投資するために、営業を終了するか又は他の方法で不利な市場又は活動から撤退することを選択できるか、あるいは他人資本及び自己資本を融資者及び投資者に返還するために売却することができる。

4.53 さらに、料金規制によって創出される権利及び義務は、料金規制対象の事業と区分できることは稀である。料金規制対象の財又はサービスは不可欠な性質のものであるため、供給の利用可能性を確保するために供給者の料金規制対象事業の営業の継続を確保することは顧客の利益となる。料金規制機関が料金規制対象事業を別の営業者に譲渡することを承認する場合には、既存の権利及び義務は、料金設定の仕組みに関連したものも含めて、新しい営業者にそのまま移転する。したがって、事業の譲渡のために合意された価格は、通常、顧客への請求金額と発生した対価の金額との間の規制上の差異から生じる残高が、新規の供給者が行う将来の販売について設定された価格を通じて回収・返還されるという期待を反映している。

### 顧客に課すべき料金の設定

4.54 供給者に課される義務と交換に、定義された料金規制は、収益必要額を回収する権利を料金規制対象企業に与える。収益必要額及び単位当たりの規制料金を設定する際に、料金規制機関は、顧客が金額に見合った価値を受け取ること確保するだけでなく、料金規制対象企業の長期的な財務的及び経済的な持続可能性が維持されることも確保しなければならない。

4.55 料金規制対象企業に経済的に持続可能な成果を確保するために必要とされる水準を下回る料金は、企業の顧客の最善の利益とはならない（企業のコストと技術的

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

効率性が許容可能な水準であるという前提で)。これは、料金規制対象企業に対する持分投資者が、彼らが投資した資産の存続期間にわたりリスク調整後の資本コストを回収できないという見込みに直面する場合、又は融資者が元本と利息を回収できないリスクがある場合には、こうした通常は長期にわたるインフラストラクチャー業界のための新たな設備への投資が阻害されることになるからである。

- 4.56 この理由により、有効な定義された料金規制の主要な目的の 1 つは、資本を吸引することである。これを達成するためには、資本の提供者は、料金規制により、顧客に提供される料金規制対象の財又はサービスの価格を通じて、企業の合理的な原価を資産の稼働期間にわたり全額回収することが可能になるという確信を持つ必要がある。
- 4.57 したがって、定義された料金規制においては、企業は所定の金額（収益必要額と顧客への請求額との差額を含む）を指定された規制繰延勘定において追跡することになる。料金設定の仕組みは、これらの勘定における残高を、顧客に課すべき将来の料金の計算に織り込む。これは、料金規制対象企業がこの追跡された金額を顧客への将来の請求を通じて回収又は返還するためのプロセスを提供する。

### **規制繰延勘定残高の回収又は返還**

- 4.58 定義された料金規制は、規制繰延勘定残高を回収又は返還するために、料金規制対象の財又はサービスの将来の販売について課す料金に対して、将来に向かっての調整を使用する。この調整に使用される仕組みはさまざまであるが、以下のものが含まれる。
- (a) 次の規制対象期間を通じて（すなわち、次の料金設定手続で料金が再設定されるまで）の使用資本に対する許容される利益率に対する調整
  - (b) 資産の規制上の帳簿価額（すなわち、許容される利益率が適用される使用資本の金額）に対する調整
  - (c) 次の規制対象期間を通じての承認された料金に対する調整
  - (d) 所定の期間についての承認された料金に対する一時的な調整（「料金上乘せ分」と呼ばれることがあり、顧客に対して料金の別個の要素として明示される場合がある）
- 4.59 場合によっては、将来の料金に対する調整は自動的である（すなわち、料金算式に明示的に含まれている）。他方、料金規制機関が個別的に承認するまで調整を行えない場合もある。

- 4.60 多くの場合、料金設定の仕組みは、企業、料金規制機関又は顧客が通常の規制対象期間の終了前に料金の見直しを求めることを認めている。これは料金再設定条項又はトリガー条項と呼ばれることがある。この仕組みが発動される可能性があるのは、収益必要額と顧客に請求された実際の金額との差額が予想よりも大きい場合、又は実際の需要が承認された金額の全額の回収・返還を行うには不足、見直しを要求できる当事者のうち 1 つ又は複数が料金を合理的とは考えなくなった場合である。時には、料金の見直しは、差異があらかじめ定められた限度又は「コリドー」を超える場合に自動的に発動される。これは、趨勢が累積的に変化すること又は大規模な予想外の事象（暴風雨など）によって生じる場合がある。
- 4.61 付録 B では、収益必要額をどのように見積るのか及び収益必要額と実際の顧客への請求金額との差額をどのように調整するのかについて、詳細を示している。

### 定義された料金規制は権利と義務の特別の組合せを生じるのか

- 4.62 4.4 項で述べたように、定義された料金規制は、財又はサービスを料金規制対象企業から購入する以外の選択肢が顧客にほとんど又は全くない状況で適用される。これは、料金規制対象の財又はサービスが顧客にとって不可欠と考えられ、料金規制対象企業には、そうした不可欠な財又はサービスを供給する権利に対しての有効な競争がないからである。したがって、定義された料金規制は料金規制対象企業にとっての権利と義務の両方を設定する。これは顧客のニーズを、資本を吸引し財務的な存続可能性を維持するという企業のニーズとバランスさせるように設計されている。
- 4.63 このセクションの残りの部分では、定義された料金規制の特徴に関連した権利及び義務を検討するとともに、その権利又は義務あるいは当該権利及び義務の組合せが、IASB が料金規制対象活動について具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項を開発すべきであることを示唆しているのかどうかを検討する。

### 不可欠な財又はサービスを供給する独占的権利

- 4.64 「不可欠」な財又はサービスのすべてが、あらゆる法域で、定義された料金規制の対象となっているわけではない。これは、一部の法域では、不可欠な財又はサービスの十分な供給が、供給者間の競争とともに存在している場合があるからである。そうした場合には、定義された料金規制は不要である（3.12 項参照）。したがって、供給される財又はサービスの不可欠な性質は、それ自体では、供給者にとっての具体的な権利又は義務を創出せず、財務諸表利用者への情報についての具体的なニーズも生じない。
- 4.65 ライセンスを通じて又は競争を制限する同様の合意を通じて付与された、定義さ

れたサービス区域において企業が特定の財又はサービスの独占的な供給者となる権利は、一般的なものである。こうした権利は、フィルム、ビデオ録画、演劇、原稿、特許、著作権などの項目及び多くの他の項目についてのライセンス契約において見られる。

- 4.66 こうしたライセンス契約は、ライセンス保有者に、ライセンス対象の財又はサービスの提供と交換に収益を稼得する機会を提供する。しかし、ライセンス対象の財又はサービスの独占的な供給者となる権利は、ライセンス保有者が最低限の金額の収益を受け取ることを確保するように設計された契約上の取決めがない場合には、ライセンス保有者に現金を受け取る契約上の権利を与えない。これは、ライセンス対象の財又はサービスに対する需要が非弾力的で非常に予測可能性が高いため、現金の受取りの可能性が非常に高い場合であっても当てはまる。したがって、ライセンス保有者の資産はライセンスであり、これは IAS 第 38 号「無形資産」の範囲に含まれる無形資産として分類されることになる。このライセンスは金融資産には分類されない。これは IAS 第 32 号「金融商品：表示」の AG10 項で確認されている<sup>12</sup>。

物的資産（例えば、棚卸資産、有形固定資産）、リース資産及び無形資産（例えば、特許権及び商標権）は金融資産ではない。これらの物的資産及び無形資産に対する支配は、現金又はその他の金融資産の流入をもたらす機会を創出するが、現金又はその他の金融資産を受け取る権利を現時点では生じさせていない。

- 4.67 IAS 第 38 号はすでに、供給の独占的な権利を提供するライセンスを扱っているので、これは、料金規制対象企業が財又はサービスの独占的な供給者となる権利が、それ自体では、具体的な会計処理のガイダンスを開発すべき特別の権利又は義務を創出しないことを示唆している。
- 4.68 4.64 項から 4.67 項は、料金規制対象の財又はサービスの不可欠な性質及び有効な競争の欠如は、個々には具体的な会計処理のガイダンスを要する区別可能な権利又は義務を創出しないように見えることを示唆している。しかし、一部の人は、これらの特徴の組合せは、企業が収益必要額を回収する権利の存在と強制可能性の両方を裏付けるために重要であると指摘している（4.22 項から 4.24 項参照）。

#### 定義された最低限のサービス水準を達成する義務

- 4.69 定義された料金規制によって課される義務の一部は、独特のものと考えることができ、したがって、料金規制対象活動を定義された料金規制の対象とならない一

<sup>12</sup> 同様のコメントについて IFRIC 第 12 号の BC48 項参照。



一般的な商業活動と区別する可能性がある。こうした義務には、次のものがある。

- (a) 企業が、料金規制機関の指示により、料金規制対象の財又はサービスを無差別に供給するという要求（4.45 項から 4.46 項参照）
- (b) 企業が、料金規制による設定により、料金規制対象の財又はサービスを最低限のサービス水準に従って規制料金で提供するという要求（4.47 項から 4.51 項参照）
- (c) 企業が、料金規制機関の承認なしに、営業（並びに当該営業に付随する権利及び義務）を終了、休止、再編又は譲渡できないこと（4.52 項から 4.53 項参照）

4.70 規制上の合意に含まれる他の義務が、企業が所定の排出量又は他の環境目標を満たすことを要求している場合や、健康や安全の維持についての義務又は雇用関係若しくは消費者保護の基準を含んでいる場合がある。例えば、電力業界では、発電する企業は一般的に、排出される可能性のある温室効果ガス及び他の汚染物質の量に関して多くの規制の対象となっている。多くの政府が、石炭火力又は石油火力の発電所について制限を課しており、その代わりに、発電企業がより持続可能性の高いエネルギー源（水力発電又は太陽熱発電など）を使用することを要求している。同様の制限が、発電企業及び他の企業のうち、温室効果ガス及び他の汚染物質を現在排出しているが、定義された料金規制の対象となっていない企業に課されている。

4.71 したがって、こうした義務は、料金規制対象企業について具体的な会計処理の要求事項を開発すべき特別の環境を生じさせていないと結論を下すのが合理的と思われる。これは、これらの規制上の義務は、多くの競争的環境で見ることができ、したがって、定義された料金規制の対象となっている企業に限られたものではないからである。

### 収益必要額を回収する権利

4.72 このような料金規制による義務について企業に補償し、当該義務が不利となることを防ぐため、料金規制機関は企業に権利も付与する。一部の人々は、定義された料金規制の最も顕著な特徴は、企業が、過小請求又は過大請求を一定期間にわたり調整するための料金設定の仕組みを使用して、収益必要額を回収する権利であると指摘している。この権利は、企業（及びその資本提供者）が、料金規制対象の財又はサービスの提供に使用される資産の稼働期間にわたる合理的な原価の回収を、料金規制に依拠できることを確保する（4.57 項参照）。しかし、定義された料金規制は、企業が収益必要額だけを回収する権利を有することも確保する。

定義された料金規制は、企業が顧客に請求した過大金額を保持することを禁止することによって、これを図っている。したがって、料金設定の仕組みは、企業が回収する金額が収益必要額より多くも少なくもならないことを確保する上での、定義された料金規制の有効性の重要な側面である。

### 権利及び義務の強制

- 4.73 一部の人は、役割と権限が法令又は他の公式の規則において設定された料金規制機関の存在が、料金規制によって設定されたどのような権利及び義務が強制可能なのかを分析する際に考慮すべき重要な特徴であると指摘している。これは、実質的な権利又は義務が存在するためには、企業の外部に強制の仕組みがなければならないからである。例えば、特定の行動を取ることを約束するという経営者の決定は、外部との相互関係がなければ、企業が変更したり取り消したりできる。この論拠は IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発負債」と整合的である。IAS 第 37 号の第 72 項から第 77 項では、リストラクチャリング引当金について論じ、リストラクチャリングを行うという経営者又は会社機関の決定は、影響を受ける人々に、企業がリストラクチャリングを実行するであろうという妥当な期待を生じさせるまでは、推定的債務を発生させないことを明確にしている。
- 4.74 料金規制対象企業、料金規制機関及び顧客の権利及び義務は、通常、料金規制、法令、ライセンス等に示された条件の適用を通じて強制される。有効に機能するとともに、料金規制対象企業にとっての経済的に持続可能な成果と顧客にとっての合理的な料金を確保するという定義された料金規制の目的を達成するためには、料金規制及び詳細な料金設定の仕組みは、十分に予測可能で強制可能である必要がある。
- 4.75 料金規制対象企業が規制上の合意又はサービスの条件において設定された義務のいずれかを充足できない場合、料金規制機関には、料金規制に組み込まれたさまざまな制裁措置がある。これには次のものが含まれる。
- (a) 罰金又は課徴金の賦課
  - (b) 顧客に課すべき将来の料金の引下げ
  - (c) 企業の営業認可の取消し及び料金規制対象事業（基盤資産及び他の補助的資産を含む）の他の企業又は政府機関への譲渡の強制
- 4.76 料金規制機関が企業の義務を強制する能力とバランスさせるために、企業は収益必要額を回収する権利を強制することができる。収益必要額の決定と、収益必要額と顧客への請求額との差額の一部の回収又は返還には、企業が顧客に課す料金

を変更する前に規制上の承認が必要となるが、料金規制機関は何が算入可能で何が算入可能でないのかについて完全な裁量があるわけではない。料金規制機関が将来の料金を決定する根拠となる要件は、規制上の合意の中で設定されている。料金規制機関は、その要件を合理的な方法で適用しなければならず、これが顧客のニーズを企業のニーズとバランスさせる。

- 4.77 要件が適正に適用されることを確保するために、収益必要額及び次の規制対象期間について顧客に課すべき単位当たりの料金又は料金の範囲の設定の際に要するいくつかの手順がある。これらの手順の一部は、一般からのコメントの対象とされる場合がある。企業が収益必要額を回収する権利の重要な側面の 1 つは、企業が通常、料金規制が合理的に適用されることを確保するために料金規制機関の決定に異議を唱える法的権利を有していることである。場合によっては、顧客も（時には指定された代表機関を通じて）料金規制機関の決定に異議を唱えることができる。この異議申立権は、通常は料金設定の仕組みの適用に焦点を当てている。その理由は、料金設定の仕組みは規制料金の計算のための算式を定めているが、その算式の適用には、通常、何らかの判断が必要とされるからである。この判断は、どのような原価が合理的に発生するのか、どのような利益率が合理的なのか、定性的な目標が達成されているのかどうか、などの論点に適用される。
- 4.78 しかし、明確な立法及び規制上の方針（料金規制機関の決定に異議を唱える権利を含む）が、規制上の判断及び裁量に対する制限として機能する。これは、料金規制から生じる権利及び義務の予測可能性と強制可能性に対する信認を維持するために重要である。
- 4.79 最終確定された規制上の合意（「料金ルール」と呼ばれることもある）は、企業と料金規制機関の両方を拘束する。これは、次の規制対象期間についての企業の義務を、企業が当該義務の充足と交換に顧客に課す権利を与えられる収益の金額とともに、確認する。さらに、この合意は、現在の単位当たりの料金を使用して顧客に課すことのできる収益の金額と、将来の料金調整の一部として繰り越される収益必要額の金額とを区別する。

### コメント提出者への質問

- 4.80 このセクションは、RFI への回答から識別された、世界中のさまざまな料金規制スキームに共通するいくつかの特徴を記述している。一部の人々は、これらの特徴によって創出される権利と義務の組合せが、具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項の開発の根拠となる経済的条件を創出すると指摘している。

**質問 5**

4.4 項から 4.6 項では、定義された料金規制の主要な特徴を要約している。これらの特徴は、定義された料金規制が、一般目的財務諸表の利用者に目的適合性のある情報を提供するために具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項が開発される可能性のある権利と義務の組合せを創出するのかどうかについての、IASB の検討の焦点となってきた。

- (a) 定義された料金規制の記述が、料金規制スキームの適切な母集団を範囲に取り込んでいると考えるか。そう考える場合、理由は何か。そう考えない場合、理由は何か。
- (b) 記述している特徴のいずれかを、特定の種類の料金規制スキーム又は料金規制対象活動を定義された料金規制の範囲に含めるか又はそこから除外するために、修正すべきだと考えるか。提案する特徴の修正を明示し、その根拠となる理由を示していただきたい（特に、その特徴が、財務諸表利用者にとっての特定の情報ニーズを生じる状況となる理由又はならない理由に言及のこと）。
- (c) 定義された料金規制の範囲を確定するために含めるべきだと考える追加的な特徴はあるか。あるいは、記述している特徴のいずれかを除外するか。追加又は除外する特徴を明示し、その根拠となる理由を示されたい。

**質問 6**

4.62 項から 4.72 項は、定義された料金規制の特徴から生じる権利及び義務の分析を内容としている。

- (a) IASB が考慮すべきだと考える追加的な権利又は義務はあるか。明示して、理由を示されたい。
- (b) 記述している権利と義務の組合せを会計処理するための具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項を IASB が開発すべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

## セクション 5—代替的な財務報告アプローチ

5.1 このセクションでは、IASB が料金規制の考え得る財務上の影響を反映するために IFRS を改変すべきかどうかを検討している理由に関する背景情報を提供する。5.10 項から 5.31 項では、規制繰延勘定残高が「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を満たすのかどうかに関するさまざまな見解を論じている。このセクションでは、定義された料金規制の財務上の影響を IFRS 財務諸表にどのように反映するのが最善なのかを検討する際に IASB が考慮し得る他の可能なアプローチの概要も示している。これは以下の考え得るアプローチのそれぞれの識別された利点と決定を記述している。

- (a) 規制上の合意によって設定される権利と義務のパッケージを無形資産として認識する
- (b) 規制会計の要求事項を用いて報告する
- (c) 原価・収益の繰延べ・加速化を行う具体的な IFRS 要求事項を開発する
- (d) 規制繰延勘定残高を IFRS 財務諸表に認識することを禁止する

### 背景

5.2 セクション 2 では、料金規制環境とそれが料金規制対象企業の財政状態及び業績に与える影響を財務諸表利用者が理解するのに役立つ情報を論じた。2.25 項では、財務諸表利用者が以下のことを行うのに役立つ情報を求めていることを強調した。

- (a) 企業の料金規制対象活動に関連した収益、純利益及びキャッシュ・フローの金額、時期及び確実性に影響を与える料金規制要因をより適切に理解する
- (b) 料金規制機関に報告される成果と一般的な IFRS 要求事項に従って財務諸表で報告される成果との関係をより適切に理解する
- (c) 業績の変動可能性のうち料金規制の仕組みを通じて調整されるものと調整されないものとを区別する

5.3 定義された料金規制（セクション 4 で記述）においては、料金規制機関と企業との間で設定された規制上の合意が、企業が各規制対象期間中に行う活動の範囲を示している。こうした活動には、料金規制対象の財又はサービスの顧客への提供や、当該財又はサービスの提供を直接又は間接に支援するか又は料金規制機関の他の目的を支援する一定範囲の他の活動が含まれる（4.9 項参照）。規制上の合意は、以下のことを決定するための仕組みも設定する。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

- (a) 「収益必要額」の金額：すなわち、企業がそれらの活動の履行と交換に権利を得る対価（4.12 項参照）
- (b) 請求プロセス：これは対価がいつ顧客に請求されるのかを決定する（4.13 項参照）

- 5.4 収益必要額は、当初は見積りを基礎とするが、その後は当期中の実際の取引及び事象に基づいて調整される。料金設定の仕組みは、見積られた収益必要額と調整後の収益必要額との間の所定の差額が個々の顧客に請求されることを確保するように設計されている。これは、将来の期間において提供される料金規制対象の財又はサービスについて顧客に課す将来の料金を調整することによって行われる。
- 5.5 料金規制対象活動について IFRS 要求事項の改変を支持しない人々は、料金規制対象企業は、当期中に個々の顧客に移転する財又はサービスについての収益の認識を、単位当たりの規制料金に当期中に提供した単位の量を乗じた額を用いて行うべきだと提案している。彼らは、当該収益の認識の時期は当該財又はサービスの提供の時期と一致すべきだと提案している。その提供が企業の唯一の直接的な収益生成活動だからである。この直接的な収益生成活動は、企業と個々の顧客との間の契約上の合意に適用される収益認識についての IFRS 要求事項に従って会計処理すべきである<sup>13</sup>。さらに、コストは IFRS の一般的な要求事項に従って発生時に認識すべきである。このアプローチは、大半の料金規制対象企業についての確立されている IFRS 実務と整合的である。
- 5.6 IASB が包括的な料金規制対象活動プロジェクトを進めている理由は、一部の人々が、料金規制の特定の側面が、確立された IFRS 実務の改変によって表現の忠実性が高まる可能性のある権利及び義務の特別な組合せを創出すると考えているからである。5.3 項で述べたように、定義された料金規制は、企業がどれだけの対価に対する権利を得るのかを定めるだけでなく、企業が当該対価について顧客にいつ請求できるのかも決定する。料金規制対象活動についての現在の実務及び IFRS 要求事項の再検討を支持する人々は、料金規制対象企業の業績は、たとえ当該企業が将来の期間までそれらの影響について顧客に請求することが禁じられている場合であっても、当期に発生した取引及び事象の影響を考慮すべきであると提案している。
- 5.7 以前の論議の主要な焦点は、規制繰延勘定残高の会計処理であった。過去の議論は、企業が将来の料金を引き上げる権利（又は将来の料金を引き下げる義務）が、IFRS に従って、規制繰延勘定残高を資産及び負債として認識する根拠となるのに

<sup>13</sup> 企業と個々の顧客との間の契約上の合意に適用される収益認識の要求事項は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に含まれている（7.15 項から 7.17 項参照）。

十分なのかどうかに焦点を当てる傾向があった。このアプローチの難点の1つは、規制繰延勘定残高を回収又は返還するために将来の販売を使用することに焦点を当てる傾向があり、どのような取引又は事象が当該残高を生み出したのかに注目していないことである。この将来の販売及び料金調整に焦点を当てることに関して、さまざまな見解が生じており、それらを 5.10 項から 5.31 項に示している。

5.8 さらに、IASB は現在「概念フレームワーク」の改訂を行っており、ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパー）で表明した予備的見解の再審議中である。IASB が現在までに行った暫定決定は、資産及び負債の定義、並びにそれらの意味に関する補強的なガイダンスが、「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーで提案された変更に沿って、現行の「概念フレームワーク」から変更される可能性が高いことを示唆している。しかし、本ディスカッション・ペーパーの執筆時点では、これらの変更の影響がどのくらい重大となる可能性があるのかは明確でない。

5.9 したがって、IASB は、規制繰延勘定残高が、現行の「概念フレームワーク」又はその改訂案のいずれかの資産及び負債の定義を満たすかどうかについて、予備的な見解を形成していない。IASB は本ディスカッション・ペーパーへの回答及び「概念フレームワーク」プロジェクトから受け取るインプットを利用して、料金規制対象活動についての具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項を開発すべきかどうかの評価に役立てる。当面、このセクションでは、規制繰延勘定残高が資産・負債の定義を満たすかどうかだけでなく、IASB がやがて考慮する可能性のある他のいくつかの考え得るアプローチも探求する。

## 資産及び負債の論議

5.10 「規制資産」及び「規制負債」を認識することを支持しない人々の多くは、将来の販売に課す料金を引き上げる権利又は引き下げる義務は、企業にとっての現在の資源・権利又は現在の義務を創出しないと主張してきた。むしろ、彼らの指摘では、規制繰延勘定残高を将来の料金を調整することによって回収又は返還する権利又は義務は、将来の販売が行われることを条件とした、可能性のある将来の資産又は可能性のある将来の負債を構成するものである。したがって、規制繰延勘定残高は偶発資産又は偶発負債として分類されることになる。過去の事象及び取引から生じる可能性はあるが、それらが資産及び負債として存在することは、十分な量の将来の販売の発生によってのみ確認されることになるからである。

5.11 偶発資産及び偶発負債の会計処理は、IAS 第 37 号に示されている。IAS 第 37 号に従い、偶発負債も偶発資産も認識されない（IAS 第 37 号の第 27 項及び第 31

項参照) が、経済的便益の流出又は流入の蓋然性によっては、開示を要する場合がある (IAS 第 37 号の第 28 項及び第 34 項)。

5.12 しかし、規制繰延勘定残高を規制資産及び規制負債として認識することを支持する人々は、これらが偶発的な金額であるという見解に反対している。規制繰延勘定残高は、企業が料金規制対象活動の履行と交換に権利を得る対価の金額と顧客への請求額との差額である (5.3 項から 5.4 項参照)。したがって、一部の人々は、企業は過小請求又は過大請求した金額を回収する現在の権利又は返金する義務を有していると指摘している。

5.13 以下の各項では、これら 2 つの見解を論じる。

### 「概念フレームワーク」の資産及び負債の定義

5.14 「概念フレームワーク」は現在、資産を「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」と定義している。負債は現在、「概念フレームワーク」において、「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」と定義されている。

5.15 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーでは、この定義を変更して、資産は「過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源」、負債は「過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務」とするよう提案していた。資産の定義への「現在の」という用語の追加は、現行の定義ですでに暗示されていた考え方を明示するものである。さらに、会計処理が、資源を企業の支配下に置いたか又は企業に義務を課した過去の取引又は他の事象に関するものである旨を強調している。また、「資産」と「負債」の定義の相似も強調している<sup>14</sup>。それぞれの定義における経済的便益のフローの蓋然性への現行の言及を削除する提案は、結果として生じるキャッシュ・フローの蓋然性ではなく、資源 (資産) 又は義務 (負債) の存在に定義の焦点を再び当てることを意図している。

5.16 追加的なガイダンスが、資産及び負債の定義に関して「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーに含まれている。特に、企業が結果としてのキャッシュ・フローではなく資源に対する「支配」を有することに関するガイダンスがある<sup>15</sup>。企業が「現在の義務」を有することに関する追加的なガイダンスもある<sup>16</sup>。これは、現在の義務の存在の評価において、将来の行動又は事象のうち企業の統

<sup>14</sup> 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの 2.13 項及び 2.16 項参照

<sup>15</sup> 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの 3.16 項から 3.32 項参照

<sup>16</sup> 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの 3.63 項から 3.69 項参照



制が及ばないもの及び企業の将来の行動に依存するものの役割を考慮に入れている。この追加的なガイダンスは、現在の義務と条件付の義務との区別に焦点を当てているが、企業が有しているのが現在の資源なのか条件付の資源なのかを検討する際にも関連性がある<sup>17</sup>。

## 支配

- 5.17 一部の人は、料金規制の対象となっている企業は、規制繰延勘定の借方残高（すなわち、収益必要額のうち顧客に未請求の金額）を IFRS 財務諸表において資産として認識すべきだと提案している。これは、彼らの指摘では、企業が資源（すなわち、料金規制に従って規制繰延勘定残高を回収する権利）を支配しているからであり、これは企業が、料金規制対象の財又はサービスを定義された区域の中で規制料金で提供する独占的権利を有しているからである。したがって、当該企業が、料金規制対象の財又はサービスをより高い規制価格で将来提供することから生じる経済的便益を受け取るのであり、他の者は受け取らない。
- 5.18 この見解を支持するため、彼らは「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの 3.27 項に言及している。同項は、「企業が経済的資源を支配するためには、当該資源から生じる経済的便益が、他者ではなく企業に（直接又は間接に）流入しなければならない」と述べている。同項は続いて、「この要求は、当該資源がすべての状況において経済的便益を生み出すことを企業が確保できることを含意するものではない。むしろ、その意味は、当該資源が経済的便益を生み出す場合に、企業がそれを受け取る当事者であるということである」と述べている。
- 5.19 支配には資源が経済的便益を生み出すという確実性は必要ないというこの考え方は、新しいものではない。例えば、IAS 第 2 号「棚卸資産」は、棚卸資産は資産であると定めている。これは、現在の顧客又は潜在的な顧客が棚卸資産項目を購入するのかどうかを企業が支配できない場合であっても当てはまる。むしろ、企業は、顧客がまだ特定されていない場合であっても、顧客に対する将来の販売があるという期待に基づいて棚卸資産を認識する。一部の人は、定義された料金規制の対象となっている企業について、将来の販売の蓋然性は、棚卸資産を保有している多くの企業の場合よりも高いと指摘している。顧客は不可欠な料金規制対象の財又はサービスを企業から購入する以外の選択肢がほとんど又は全くないからである（4.4 項参照）。したがって、彼らは、規制繰延勘定残高の回収は非常に可能性が高く、当該残高の資産としての認識の根拠となると指摘している。
- 5.20 規制繰延勘定の借方残高を IFRS 財務諸表において資産として認識することを支

<sup>17</sup> 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの 3.70 項から 3.97 項参照

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

持しない人々は、企業が将来において財又はサービスを販売する料金を引き上げることによって当該残高を回収する権利は、棚卸資産を資産として認識することとは類似していないと指摘している。彼らは、棚卸資産として認識される資源は、将来の販売を行う権利ではなく、物理的な棚卸資産項目であると指摘している。棚卸資産を将来において販売することの蓋然性は、認識される棚卸資産の測定に反映される。これと対照的に、多くの規制繰延勘定借方残高は、企業が保有している物理的な項目の取得原価を表すものではない。むしろ、こうした残高の多くは、すでに顧客に移転されたサービスを提供する際に発生した（したがって、企業が支配していない）コストを表すものである。

### 経済的資源を移転する現在の又は条件付の義務

- 5.21 定義された料金規制においては、規制繰延勘定残高の多くは、収益必要額と規制料金を使用して顧客に請求した額との差異から生じる。料金規制の目的上、規制繰延勘定に生じる貸方残高は、顧客に請求した収益が、企業が現在までに履行した料金規制対象活動と交換に権利を得る対価の金額を超過する額を表す。企業は、顧客に請求した超過額を、将来の期間における料金規制対象の財又はサービスの提供について課す料金の引下げによって返還する義務がある。
- 5.22 この状況では、規制繰延勘定の貸方残高は過去の事象及び取引から生じている。しかし、こうした残高を負債として認識することを支持しない人々は、その過去の事象が経済的便益を移転する現在の義務を創出するのかどうかを疑問視している。定義された料金規制においては、企業は過大請求された顧客に返金することや、料金規制機関又は他の指定された機関に支払を行うことを要求されない。その代わりに、過去の過大請求は、将来の販売について課される料金の引下げによって返還される。したがって、規制繰延勘定残高の返還を現在の義務と考えない人々がいる。返還が企業自身の将来の行動に依存しているからである。すなわち、企業が将来において顧客に販売を行うことが条件となっている。
- 5.23 過去の事象が現在の義務又は条件付の義務を創出するのかどうかに関するこうした疑問は、IASB が他の論点を扱う際の困難の発生源となってきた。「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーにおいて、IASB は、他の状況において負債が存在しているのかどうかを判定しようとした際に、下記の理由で実務上の困難に直面したことを認めている。

しかし、実務上、そうした過去の事象が経済的資源を移転する現在の義務を創出するのに**十分**なのかどうか不明確な場合があるため、困難が生じる。それは、こうした移転が、報告日までにまだ発生していない将来の事象、又は企業がまだ行っていない追加的な行動

を依然として条件としている場合である。<sup>18</sup>

- 5.24 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの 3.68 項から 3.97 項では、この論点についての IASB の考えを論じている。3 つの見解が議論されていた (5.25 項から 5.27 項参照)。
- 5.25 IASB は、義務は厳密に無条件でなければならないという見解（「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーでは見解 1 と呼ばれている）を暫定的に棄却した。IASB の考えでは、企業は、過去の事象から生じた負債で企業が回避する実質上の能力を有していないものを、財務諸表から除外すべきではない。除外すると、企業の過去の行動による不可避的な将来のコストに関する目的適合性のある情報を除外することになってしまう。<sup>19</sup>
- 5.26 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーは、さらに 2 つの見解（見解 2 及び見解 3）を見解 1 に対する代替案として示している<sup>20</sup>。「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーが公表された時点では、IASB は負債の定義を次のどちらにすべきかについて予備的見解に至っていなかった。
- (a) 回避する実質的な能力を企業が有していない負債だけを含める（見解 2）。
  - (b) 条件付の義務のうち、企業が将来の行動を通じて回避できる可能性はあるが、それでも過去の事象の結果として生じているものも含める（見解 3）。
- 5.27 IASB は再審議の間に、下記の両方に該当する場合には、企業は過去の事象の結果として経済的便益を移転する現在の義務を有していると暫定的に決定した<sup>21</sup>。
- (a) 企業が移転を回避する実質的な能力を有していない。
  - (b) 移転の金額が、企業が過去に受け取った便益又は過去に実施した活動を参照して決定される。
- 5.28 定義された料金規制においては、企業は、料金規制対象の財又はサービスの提供を、要求に応じて、引き下げた単位当たりの料金で継続することを要求される。顧客は、料金規制対象の財又はサービスを企業から購入する以外の選択肢がほとんど又は全くない。当該財又はサービスの不可欠な性質のためである。その結果、

<sup>18</sup> 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの 3.67 項参照

<sup>19</sup> 「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの 3.96 項参照

<sup>20</sup> これらの代替的な見解は、「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーの 3.77 項から 3.89 項で議論されている。

<sup>21</sup> この暫定的決定は、2014 年 7 月の *IASB Update* で報告された。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

一部の人々は、企業は、規制繰延勘定の貸方残高を料金規制対象の財又はサービスを引き下げた単位当たりの料金で提供することによって返還することを回避する実質的な能力を有していないと指摘している（見解 2）。

- 5.29 さらに、規制繰延勘定の貸方残高は、過去の履行から生じる（予想コストと認可された収益との差異の結果として過大請求した金額や、インセンティブ目標を達成できなかったことへのペナルティを含む）。したがって、この残高の金額は、過去の取引及び事象の結果として生じており、企業が過去に受け取った便益又は過去に実施した活動を参照して決定される（見解 3）。
- 5.30 こうした規制繰延勘定残高を負債として認識することを支持しない人々は、さらに、企業が将来の販売について顧客に課す価格の引下げによって残高を返還する義務があるとしても、これは経済的資源の移転を伴うものではないと指摘している。むしろ、企業が将来の販売について稼得する利益が低くなるのである。
- 5.31 1つの反論は、企業は、実質的に、現在までに提供した料金規制対象の財又はサービスについて過大支払を受けているというものである。規制繰延勘定の貸方残高を負債として認識することを支持する人々は、この過大支払は、料金規制の目的上、将来において提供すべき財又はサービスに対する前払と同様であると指摘している。前受金額は、企業がすでに受け取った現金を返還する義務がなくても、他の基準に従って負債として認識される。例えば、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の第 106 項では、契約負債とは、企業が顧客に財又はサービスを移転する義務のうち企業が顧客から対価を受け取っている（又は対価の金額の期限が到来している）ものであると述べている。これは、企業が経済的便益を移転する義務を有していることを認めているものであるが、当該経済的便益は現金又は他の金融資産ではない。これは IAS 第 32 号の AG11 項で明らかにされており、そこでは次のように述べている。

将来の経済的便益が現金又は他の金融資産を受け取る権利ではなく、むしろ財又はサービスの受取りである資産（例えば、前払費用）は、金融資産ではない。同様に、繰延収益及び大部分の製品保証債務のような項目は、それらに関連する経済的便益の流出が現金又は他の金融資産の引渡しではなく、財及びサービスの提供であるので、金融負債ではない。

### その他の考え得る財務報告アプローチ

- 5.32 ここまでの資産・負債の論議は、規制繰延勘定残高を資産又は負債として認識すべきかどうかに関心を当ててきた。IFRS 財務諸表における定義された料金規制の影響の報告の他の考え得るアプローチを探求する際に、このセクションでは、規制繰延勘定残高がどのようにして発生するのか、及びこの追加的な考慮が資産・

負債の論議でまだ解決されていない論点のいくつかを明確化するのに役立つのかどうかも検討している。この記述はハイレベルのものであり、詳細な要求事項の提案はしていない。これは、会計処理の提案を開発する前に、IASB は料金規制の経済上及び財務上の影響の理解を確認したいと考えているからである。この時点で、IASB はどのアプローチに対する選好も形成していない。これは、本ディスカッション・ペーパーの主な目的は、料金規制対象活動の会計処理に関して焦点をより絞った議論のための共通の出発点を識別することだからである（1.22 項参照）。

5.33 さらに、IASB は利害関係者（特に投資者及び融資者）からのインプットを、定義された料金規制の影響に関して彼らが求める可能性のある具体的な情報に関して求めている。特に、IASB は、ここで探求した考え得るアプローチのどれかが、IFRS 財務諸表において、料金規制の財務上の影響に関して現在利用可能な情報よりも目的適合性の高い情報を提供する可能性があるのかどうかを検出したいと考えている。このセクションでは、これらのアプローチの背景にある論理のいくつかを、考え得る利点及び欠点のいくつかとともに概説する。この要約は、すべての考え得るアプローチの包括的なレビューと考えるべきではない。それらをここに記述しているのは、議論を刺激し、IASB が求めているインプットを利害関係者が IASB に提供する助けとするためである。

5.34 要約すると、このセクションで記述している考え得るアプローチとしては、以下のものがある。

- (a) 定義された料金規制によって創出される権利と義務のパッケージを、単一の資産、すなわち「規制上のライセンス」として認識する。このアプローチでは、規制上のライセンスは無形資産として分類されることになる。権利と義務のバランスの変化（したがって、この無形資産の価値変動）をより完全に反映するためには、IASB は IAS 第 38 号の現行の要求事項の修正を検討することが必要となる。
- (b) 料金規制が定めている会計処理の要求事項を、料金規制対象企業の一般目的の IFRS 財務諸表において採用する。このアプローチを適用するためには、IASB は、こうした企業について現行の IFRS の適用の免除を検討することが必要となる。料金規制対象企業が「規制上の財務諸表」のいくつかの側面を一般目的財務諸表として表示することを認めるためである。
- (c) 料金規制の影響を具体的な IFRS 要求事項を通じて認識する。このアプローチは、IASB が、収益必要額と顧客への請求額との間に生じる差額を直接的に反映するように現行の IFRS を修正する方法を検討することが必要となる。IFRS の考え得る修正方法として、以下の認識の繰延べ・加速化がある。

- (i) 原価
- (ii) 収益
- (iii) 原価と収益の組合せ

(d) 規制繰延勘定残高の認識を禁止する。このアプローチは、既存の IFRS 作成企業（すなわち、IFRS 第 14 号を適用しない作成者）についての現在の確立されている IFRS 実務を実質的に維持することになる。この確立されている IFRS 実務とは、規制繰延勘定残高を認識せず、料金規制の対象となっていない企業が適用している通常の IFRS 要求事項と異なる会計処理も適用しないというものである。IASB がこのアプローチの採用を決定するとした場合には、開示のみの要求事項を開発すべきかどうかを検討する可能性がある。

#### 権利と義務のパッケージを無形資産として認識

5.35 規制繰延勘定残高を認識するための具体的な IFRS 要求事項の開発を支持しない人々の一部は、規制上のライセンスは他の商業的環境で見られる他の独占的な営業ライセンスと同様であると指摘している。これらのライセンスは IAS 第 38 号に従って会計処理される（4.65 項から 4.67 項及び 5.103 項から 5.107 項参照）。しかし、規制上のライセンスを他の営業ライセンスと区別する特徴があるという指摘もある。この特徴とは、定期的な料金見直しプロセスであり、各料金規制対象期間について、企業が当該期間中に履行しなければならない義務と、企業が当該義務の履行と交換に稼得する権利を得る収益の金額とを設定するものである。この見解を有する人々は、実質上、このプロセスは、ライセンスの契約条件を契約期間全体を通じて一定間隔で変更又は更新するものであると指摘している。

5.36 したがって、IAS 第 38 号の現行の要求事項を、料金設定の決定の結果を反映するように修正すべきかどうかを検討する必要がある。これは、構成部分の会計処理又は再評価モデルのいずれかを使用して行うことができる。

#### 規制上のライセンス又は他の合意の構成部分

5.37 IAS 第 16 号は、耐用年数が異なる有形資産の独立の構成部分の会計処理に関する要求事項を示している。一部の人々は、同様の構成部分アプローチを、規制繰延勘定残高を創出する時期差異及び他の差異の会計処理に使用できると指摘している。これは、創出する差異のそれぞれが規制上のライセンスの独立の構成部分として認識される結果となる可能性がある。こうして認識した構成部分は、料金規制上の調整期間にわたり償却されることになる。

5.38 しかし、有形資産に現在適用されている構成部分アプローチは、規制上の合意に

適用するとした場合には、修正が必要となる可能性が高い。IAS 第 16 号の第 12 項から第 13 項では、当初の構成部分を取り替えるために要する事後の支出は、資産化のための一般的な認識要件を満たさなければならないと述べている。IAS 第 38 号はこのような構成部分化への明示的な言及を含んでいないが、当初の資産の「追加、一部の取替え又は保守」のために生じる事後の支出の資産化についての同様の要求事項を含んでいる。

- 5.39 規制上のライセンスに構成部分アプローチを適用する際の困難の 1 つは、規制繰延勘定残高が必ずしも当初のライセンスの追加、取替え又は保守のために支出された金額を表していないことである。むしろ、そうした残高は、ライセンスの条件と料金設定の仕組みの適用の結果として生じる。それらは将来の規制対象期間中に適用すべき料金の設定の際に考慮されるが、それ自体は、ライセンスの取得、更新又は条件変更のコストを表すものではない。
- 5.40 さらに、規制繰延勘定残高は、正の値（価格の引上げ）と負の値（価格の引下げ）の両方の可能性がある。取得原価及び償却モデルを使用した資産構成部分アプローチは、負にも正にもなり得る生じる差額を反映するのには適していないように思われる。

#### **規制上のライセンス又は他の合意の再評価**

- 5.41 規制繰延勘定残高を規制上のライセンスの取得原価の構成部分として認識することに対する代替案として、規制上のライセンス又はその構成部分の再評価を認めるように IAS 第 38 号を修正することが考えられる。これにより、企業がライセンスの価値の正及び負の増減を反映できるようになる。その増減は、将来の料金を引き下げる義務から生じる場合もあれば、将来の料金を引き上げる権利から生じる場合もある。
- 5.42 IAS 第 38 号の現行の要求事項は、無形資産を公正価値で測定する選択肢を設けている。しかし、再評価の選択肢を適用する際には、無形資産の公正価値は活発な市場を参照して決定される (IAS 第 38 号の第 75 項参照)。定義された料金規制の対象となっている企業については、ライセンスについて、IAS 第 38 号で定義されている活発な市場はない。ライセンスは、所定の地域において料金規制対象の財又はサービスを供給する独占的な権利を企業に付与するものであり、企業が料金規制機関の事前の承認なしにライセンスを他の企業に移転することを認めていない。したがって、IASB は、活発な市場がない場合に、規制上のライセンス又はその構成部分の再評価を許容又は要求するように IAS 第 38 号を修正することが必要となる。しかし、そのような再評価アプローチはいくつかの実務上の困難を生じさせ、それはこのアプローチの潜在的な便益を上回る可能性がある。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

- 5.43 規制上の合意は、企業の料金規制対象事業の多くの側面及びその運営方法を包含した広範囲の権利及び義務を含んでいる。規制上のライセンスの価値の変動には、自己創設のものの価値の変動が織り込まれる場合がある。ライセンスの価値は料金規制対象事業全体の価値と非常に密接に関連するからである（4.53 項参照）。例えば、価値の変動は、ライセンス区域の人口の変動や、気象条件、消費パターンなどの変化から生じる可能性がある。さらに、ライセンスの価値は、規制上の合意が、どのくらいの柔軟性を、料金規制によって決定される純利益の金額とインセンティブ要素を通じて企業が稼得できる金額との間に正の差額を創出できるようにするために経営者に与えているのかに影響を受ける可能性がある。
- 5.44 このような価値の全体的な変動を認識すると、規制繰延勘定残高を生じる規制上のライセンスの要素から生じる変動が覆い隠される可能性がある。代替案として、IASB は、規制繰延勘定残高を消去するために、企業が将来の料金を引き上げる権利又は引き下げる義務から生じるライセンスの現在価額の変動だけの認識を要求することを検討することが考えられる。しかし、それぞれの料金決定から生じる規制上のライセンスの価値に対する影響を、事業の価値の他の変動と区別して識別することは、複雑となる可能性がある。
- 5.45 さらに、IAS 第 38 号は現在、無形資産の公正価値の変動をその他の包括利益を通じて認識することを要求している。規制繰延勘定残高には、純損益に認識される項目に関連する部分もあれば、その他の包括利益に認識される項目に関連する部分もある。料金設定の仕組みと規制繰延勘定残高の返還に関連する規制上のライセンスの構成部分を再評価とした場合には、会計上のミスマッチを生じさせることを避けるために、ライセンスの公正価値のすべての変動をその他の包括利益を通じて認識するという現行の要求を、価値の変動の一部を純損益を通じて認識することを認めるように修正することが必要になるという指摘が一部にある。しかし、これは規制上のライセンスの公正価値の全体的な変動を、純損益に認識すべき価値変動とその他の包括利益を通じて認識すべき価値変動とに区分する際に、複雑性を生じる可能性がある。
- 5.46 この時点で、IASB は IAS 第 38 号を 5.35 項から 5.45 項で議論したように修正する可能性を捨ててはいない。しかし、このように修正した要求事項を規制上のライセンス又はその構成部分に適用することの潜在的な複雑性及び関連するコストは、こうしたアプローチの便益がコストを上回るのかどうかについて疑問を生じさせる。特に、IASB は、規制上のライセンスの再評価が、料金規制の影響及び料金設定の仕組みを通じて調整される変動可能性について、企業の純損益に直接流入する変動可能性と区別して、十分に透明で理解可能な情報を利用者に提供するのかどうかを検討することが必要となる。



## 規制会計の要求事項を用いて報告

- 5.47 定義された料金規制の影響の報告についてのもう 1 つの考え得るアプローチは、料金規制機関が規定している会計処理を一般目的の IFRS 財務諸表において使用することを認める（又は要求する）ことである。これは、料金規制が要求している会計方針を IFRS の一般的な要求事項に従って設定される会計方針に優先させることを許容又は要求することが必要となる。
- 5.48 料金規制機関は、料金規制対象企業が規制上の会計目的で従わなければならない会計処理の要求事項を規定することが多い。場合によっては、料金規制が詳細な統一的な勘定体系を含んでいて、料金規制の対象となるすべての原価及び収益についての会計処理の要求事項を規定している。また、料金規制が、出発点として、当該法域で料金規制の対象となっていない企業が適用する GAAP に具体化されている原則及び要求事項に依拠する場合もある。そのうえで、料金規制機関は特定の前原価又は収益の処理を扱うための変更を行う。こうした変更は、一般的な GAAP よりも優先され、規制会計の要求事項に組み込まれている。
- 5.49 規制会計の要求事項を一般目的財務諸表において使用することを支持する人々の一部は、料金規制対象企業に財務諸表を 2 つの基礎（1 つは規制会計の要求事項を使用した料金規制機関用、もう 1 つは一般目的財務報告用）で作成することを要求するのは煩雑であると主張している。したがって、彼らは、定義された料金規制の対象となる企業が規制会計の要求事項を使用して IFRS 財務諸表を作成することを認める方が、煩雑さが少なく、料金規制対象企業にとってのコストの節減となり得ると指摘している。
- 5.50 しかし、こうしたアプローチにはいくつかの反対論がある。
- (a) 料金規制にはいくつかの共通の特徴があるが、料金設定の仕組み及び関連する規制会計の要求事項の詳細は、法域ごと、料金規制機関ごと、さらに同一の料金規制機関に報告する企業間でさえも、相違がある。多様な要求事項を使用することは、料金規制対象企業の財務諸表の比較可能性を低下させる。これは投資者及び融資者に提供される情報の目的適合性を低下させることになる。
  - (b) 多くの料金規制対象企業は、さまざまな場所で、定義された料金規制の対象となる活動を有している。類似した項目についての規制会計の要求事項が、各場所での料金規制の詳細に応じて異なる場合がある。同様の取引及び事象に異なる規制会計の要求事項を適用することは、比較可能性という IFRS 財務報告の補強的特性に反するものであり、複雑性を増大させ財務諸表利用者に

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

とっての情報の透明性を低下させるものである<sup>22</sup>。

- (c) 具体的な規制会計の要求事項のある表示項目では、それらの項目に対する料金規制の影響と一般的な市場状況及び経営者の意思決定の影響とを区別することが困難となる可能性がある。
- (d) 一般目的財務諸表の目的は、規制会計の要求事項の目的とは異なる。前者の目的は、現在の及び潜在的な投資者及び融資者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、企業に関する財務情報を提供することである（2.3 項参照）。規制会計の目的は、料金規制機関が使用する料金設定の仕組みが顧客のニーズを料金規制対象企業の財務的な存続可能性とバランスさせることを支援し、場合によっては、政府の社会政策・環境政策又は財政政策の達成に役立てることである。仮に一般目的財務諸表を、規制上の会計方針を使用して作成した財務諸表に置き換えるとした場合には、投資者及び融資者が彼らの意思決定のニーズに目的適合性のある情報を失う可能性がある。

5.51 さらに、財務諸表を 2 つの基礎で作成することは煩雑であるという主張は、税務又は他のコンプライアンス目的で要求されている財務諸表が一般目的財務諸表と異なる場合にも同様に適用できる。一般目的財務諸表とこうした特別目的財務諸表の目的は異なる。法人所得税の場合、特定の項目についての IFRS の会計処理と税務処理との差異から生じる一時差異は、IAS 第 12 号「法人所得税」に従った繰延税金の会計処理を通じて反映される。

### 原価・収益の繰延べ・加速化を行う具体的な IFRS 要求事項の開発

5.52 一般的に、料金規制対象企業の基礎となる事業活動は、財の製造又はサービスの提供を行う他の企業の活動と同様である。これは、基礎となる事業活動が、料金規制の対象となっていない同様の企業と同じ方法で会計処理されることを示唆している。料金規制対象活動について具体的な会計処理の要求事項を開発すべきだとした場合には、それに合わせた要求事項は、料金規制の財務上の影響を反映するために必要とされるものに焦点を当てるのが論理的と思われる。これは、各国の GAAP（US GAAP を含む）で一般的に適用されてきたアプローチである。

5.53 5.62 項から 5.90 項では、料金規制の財務上の影響を財務諸表に反映するための具体的な IFRS 要求事項の開発に対するさまざまなアプローチを論じている。この議論は、料金規制機関が採用しているアプローチ（規制会計の要求事項の出発点として、国内で企業に適用される GAAP の一般的な要求事項に依拠するアプローチ）の範囲をある程度反映している。

<sup>22</sup> 「概念フレームワーク」の QC20 項から QC25 項参照

- 5.54 5.64 項から 5.91 で概説している IFRS に対する考え得る変更は、定義された料金規制の対象となっている企業にとってはすでに利用可能であるはずの情報を使用することを検討している。考え得る変更を概説する前に、以下の各項では、原価あるいは収益の認識の繰延べ・加速化を行うために具体的な IFRS 要求事項を開発という一般的なアプローチのいくつかの利点と不利益に関する一般的なコメントを行う。
- 5.55 具体的な IFRS 要求事項を開発することの不利益は、規制上の要求事項と一般的な IFRS 要求事項との相互関係を扱う際に生じる複雑性の増大である。セクション 7 では、これまでに識別された論点のいくつかを論じており、IFRS 第 14 号は他の論点を識別している。例えば、多くの場合、料金規制は、企業が自己建設の有形固定資産の帳簿価額の一部として含めるコストについて IAS 第 16 号と異なる要求事項を有している。開発される可能性のある具体的な IFRS 要求事項は、これらの相違を扱うことが必要となる。これは、規制上の要求事項を反映するように IAS 第 16 号を変更すること、又は IAS 第 16 号は依然として適用されるが、規制上の相違が別個の項目として扱われるように別個の要求事項を重ねることを伴う可能性がある。一般的な IAS 第 16 号の要求事項を維持し、規制上の相違を別個に識別することは、財務諸表利用者により大きな透明性とより多くの情報を提供する可能性がある。定義された料金規制の対象となっていない企業との比較可能性を高めることとなるからである。
- 5.56 後者のアプローチが IFRS 第 14 号では採用されている（セクション 6 参照）が、IFRS 第 14 号は暫定的な基準であり、調査研究プロジェクトの結果に予断を与えることを意図したものではない。したがって、IFRS 第 14 号の要求事項は、このプロジェクトの結果として開発される可能性のある具体的な要求事項の指標として見るべきではない。
- 5.57 規制会計の要求事項に依拠せずに、定義された料金規制の財務上の影響を報告するための具体的な IFRS 要求事項を開発することには利点がある。IFRS に従って作成された財務諸表は、明確に示された原則に基づいて、高品質の透明で比較可能な情報を提供するものとして広く受け入れられている。一般的な IFRS 要求事項を出発点として維持し、IFRS の原則を使用して IFRS の一般的な要求事項を料金規制の影響を反映するためにどの程度修正するのかを識別することは、一般目的財務諸表で提供される情報の質、透明性及び比較可能性の維持に役立つであろう。
- 5.58 5.62 項から 5.90 項では、一般的な IFRS 要求事項の修正に対する 3 つのアプローチを探求している。それぞれのアプローチは、料金規制の影響が透明で理解可能な方法で忠実に報告されることを確保するために、表示及び開示の要求事項を組

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

み込むことが必要となる。セクション 6 は、IFRS 第 14 号の表示及び開示の要求事項をこの論点の議論の出発点として検討している。これまでに識別されている IFRS 要求事項の修正に対する 3 つの考え得るアプローチは、以下のものである。

- (a) 原価の認識の繰延べ・加速化——このアプローチは、いくつかの法域での料金規制の伝統的な「原価ベース」の性格を反映している。会計期間中に単位当たりの規制料金を使用して顧客に請求されたか又は請求可能な金額は、収益として認識される。規制目的での認識と対応させるために、純損益において、発生した原価の認識の繰延べ、又は予想原価の加速化が行われる。
- (b) 収益の認識の繰延べ・加速化——このアプローチを使用すると、企業は、IFRS の一般的な要求事項に従って、原価を発生時に報告する。会計期間中に単位当たりの規制料金を使用して顧客に請求されたか又は請求可能な金額が、まず収益として認識される。収益に対する修正も、顧客に賦課可能な料金に対する将来の補償的調整を反映するために認識される。
- (c) 原価と収益の組合せの認識の繰延べ・加速化——このアプローチは、有形固定資産に関する原価の資産化など、一部の項目については原価の繰延べ・加速化を行うが、暴風雨による損害の修理やインセンティブ・ボーナス又はペナルティなど、他の項については収益の繰延べ・加速化を行う。

5.59 ここに記載した 3 つの考え得るアプローチは、検討の出発点を提供することを意図したものであるが、必ずしも IASB の将来の議論の内容を示すものではない。

5.60 考え得るアプローチを記述する前に、IASB がセクション 4 及び付録 B に記述している種類の定義された料金規制に焦点を当てていることを想起することが重要である。定義された料金規制においては、収益必要額（すなわち、企業が所要の料金規制対象活動の履行と交換に権利を得る対価）の金額を設定する規制上の合意がある（4.12 項から 4.16 項参照）。規制対象期間中に、収益必要額と顧客に請求される収益の金額との間に差額が生じる。収益必要額の不足は将来の料金の引上げによって回収され、請求された過大な収益は将来の料金の引下げによって返還される。料金規制機関は、料金設定の仕組みを用いて、顧客にとっての料金のボラティリティを緩和し、所定の差額が将来の請求を通じて返還される期間を決定する。これにより、企業が料金変更を延期することによって、キャッシュ・フローの若干のボラティリティを一時的に被らなければならなくなる場合がある。料金規制は、顧客に請求できる料金を引き上げる能力の遅れについて企業に補償するか、又は料金規制により料金の引下げが遅れる場合には企業に財務コストを課することができる。

- 5.61 料金規制対象活動についての具体的な会計処理の要求事項の開発を支持する人々は、これは業績の変動可能性のうち料金規制を通じて調整されるものと料金規制による調整がないものを利用者が区別するのに役立つであろうと指摘している。

#### 原価の認識の繰延べ・加速化

- 5.62 このアプローチは、発生した原価が純損益を通じて認識される時期を変更することになる。原価回収に重点を置く多くの規制上の調整については、原価が一般目的財務諸表において認識される時期の調整は、料金規制機関が要求しているアプローチに最も密接に従う可能性が高い。したがって、一部の人々は、このアプローチは適用が比較的単純で費用対効果が高く、収益必要額及び規制料金に対する調整を通じて企業が原価及び許容される利益を回収する能力に対する料金規制機関の介入の影響を忠実に表現するものと考えている。
- 5.63 例えば、定義された料金規制は一般的に、有形固定資産の規制上の帳簿価額の一部として資産化することのできるコストの性質及び金額についての要求事項を含んでいる。料金規制はコストの資産化について IAS 第 16 号と同様の要求事項で出発する場合があるが、その場合、料金規制上の調整が当該資産の当初の規制上の帳簿価額について要求される場合がある。例えば、料金規制により、IAS 第 16 号に従うと発生時に費用として認識されることになる一部の間接費を企業が資産化することが認められる場合がある。これは、当該間接費が料金規制の目的で原価として認識される時期を遅らせる。IAS 第 16 号に従って直ちに純損益に認識するのではなく、資産の規制上の減価償却を通じて一定期間にわたり規制上の純損益勘定に認識されることになるからである。さらに、料金規制により、資産の規制上の帳簿価額を資産の耐用年数よりも短い期間又は長い期間にわたり減価償却することが要求される場合がある。これは規制上の帳簿価額と IAS 第 16 号に従って算定される帳簿価額との間にさらに差異を生じさせる。
- 5.64 規制資産の帳簿価額は、料金規制の目的上重要である。通常、料金規制対象活動に使用する資産に対する投資について企業が稼得する権利を得るリターンを計算するために使用されるからである。この許容されるリターンは、料金規制に従って、規制対象期間中の収益必要額（すなわち、企業が当期中に稼得する権利を得る収益の合計額）を設定するために料金規制機関が使用する。
- 5.65 このような状況で原価を繰り延べることを支持する人々は、規制上の調整を一般目的財務諸表において資産の帳簿価額に反映することで、当該財務諸表の利用者に目的適合性のある情報が提供されると指摘している。それにより、IFRS 財務諸表の利用者が、規制上の要求事項が企業の収益、純利益及び関連するキャッシュ・フローの金額及び時期に与える影響をより容易に識別し予測できるようになる可

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

能性がある。これは、収益必要額には、見積金額の出発点として、資産の規制上の帳簿価額に規制上の利益率を乗じた額が含まれるからである。

- 5.66 しかし、このアプローチを批判する人々は、これは「対応」原則に依存しすぎており、企業の成果を一定期間にわたり人為的に平準化するものであると指摘している。また、透明性がなく誤解を招く可能性があると言及する人々もいる。一部の原価が発生よりも後の時点で純損益に報告されることになるからである。
- 5.67 透明性に関する批判の証拠となる一般的な例は、送電又は配電の供給者で、暴風雨による停電の後に電力供給を再開するための供給ネットワークの被害の修復について生じるコストに関するものである。
- 5.68 暴風雨などの不利な気象条件が、電線や変電所への被害によって送電又は配電のサービスを中断させる可能性がある。一般的に、規制上の合意により、企業はサービスを回復させるために暴風雨の被害をできるだけ早く修復することを要求される。それと交換に、企業は対価に対する権利を得るが、これは実際に発生した修復コストに限定される場合がある。この対価は、料金設定の仕組みを通じて単位当たりの料金に組み込まれる将来の期間において、顧客に請求される。しかし、単位当たりの料金に対する調整は、通常、コストの発生の数か月後に行われ、一部の顧客にとって苦痛を生じる可能性のある「料金ショック」を避けるために数年間にわたり顧客にコストを分散させるように設計されることが多い。
- 5.69 規制の目的上、企業は算入可能な修復コストを、費用として純損益に認識するのではなく、規制資産として当初認識する。それから規制資産は複数期間にわたり減価償却され、提供される料金規制対象の財又はサービスについて顧客に請求可能な調整後の単位当たりの料金を通じて回収される。このアプローチは、暴風雨の修復コストに関連する請求される収益と同じ期間に認識することを可能にする。しかし、修復コストを一般目的財務諸表において発生した期間に認識しないことは、透明性に欠ける。当期中に行われた活動を忠実に表現しないからである。
- 5.70 原価の繰延べ・加速化アプローチのもう 1 つの不利益は、多くの法域における料金規制の変化しつつある性質を反映しないことである。セクション 3 から 4 に記述したように、定義された料金規制スキームは、実際原価の回収の要素を、よりインセンティブに基づいた要素と組み合わせている。ますます、規制上の調整は、良好な（又は低調な）業績について企業に報奨（又はペナルティ）を与えることを伴っている。料金規制対象企業が報奨として稼得する権利を得る（又はペナルティとして放棄を要求される）対価の金額は、必ずしも企業に生じたコストの金額と直接には関連しない。こうした状況では、原価の繰延べ・加速化アプローチが、定義された料金規制の財務上の影響を忠実に表現する可能性は低い。

**収益の認識の繰延べ・加速化**

- 5.71 このアプローチは、料金規制に従って、企業が当期に実際に行った活動と交換に権利を得る対価の金額を反映しようとするものであり、当期中に顧客に請求される金額に焦点を当てるのではない。後者の金額は、単位当たりの価格に、提供される料金規制対象の財又はサービスの単位数を乗じたものを反映する。その代わりに、当期に実際に行った活動に関連する収益必要額のコストを反映するように、顧客に請求される収益の一部の認識の繰延べ又は加速化を行うことは、一部の人の指摘では、料金設定の仕組みを通じて設定される収益のコスト及び時期に対する料金規制機関の介入の影響を忠実に表現するものである。
- 5.72 収益調整アプローチがどのように機能し得るのかを示すために、それを本項では5.67項から5.69項に記述した暴風雨の例に適用する。定義された料金規制により、企業は、暴風雨の後にサービスを回復させるために行った作業と交換に、決定可能な金額の対価を受け取る権利を得る。追加的な金額の収益は、暴風雨の被害が修復された期間中の純損益に認識され、実際の暴風雨被害のコストは発生時に純損益に認識される（他の基準に従って別の資産の取得原価に算入されない限り）。この収益調整は、当期に行った修復活動に関連した対価のコストを反映しており、これを企業は、料金設定の仕組みを通じて、将来の期間に顧客に送付する請求書において回収することができる。
- 5.73 この場合には、収益調整アプローチにより、財務諸表利用者は、原価繰延べアプローチを使用する場合よりも容易に、料金規制による調整の影響を理解することができる。より大きな透明性と、定義された料金規制の対象となっていない類似の企業との比較可能性を提供するからである。これは、実際の暴風雨被害のコストが、料金規制がない場合と同じ方法で、発生時に認識されるからである。関連する収益調整が具体的な表示又は開示の要求事項を通じて明確に識別される限りは、財務諸表利用者は、料金規制に従って企業が行う活動について料金規制がどのように企業に補償するのかが分かる。開示要求は追加的な情報を提供する可能性がある。例えば、価格調整を通じて補償されない原価（すなわち、算入できない原価）、企業が発生した原価に対するマークアップを稼得する権利を得ているかどうか、対価の回収がどの期間に分散されると見込まれるのか、企業が繰延べの期間中に貨幣の時間価値について補償されるのかどうか、などである。
- 5.74 一部の人は、収益の認識の繰延べ又は加速化は規制上の調整をより適切に反映すると指摘している。規制上の調整は、発生した原価の回収に直接関連しないが、その代わりに、良好な（又は低調な）業績について企業に報奨（又はペナルティ）を与えることを伴う。この報奨又はペナルティは、所定の期間中の企業の業績に

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

基づいて決定され、将来の期間において提供される規制対象の財又はサービスについて課される単位当たりの料金に対する一時的な調整を通じて反映される。

- 5.75 収益調整アプローチを支持する人々は、報奨（又はペナルティ）を業績目標が達成された（又はされなかった）期間と同じ期間に反映することで、当期中の企業の業績に関する目的適合性のある情報が提供されると指摘している。単位当たりの料金に対する規制上の調整は、測定期間の業績に直接起因するものであり、したがって、同じ期間に反映すべきである。
- 5.76 しかし、規制上の調整の中には、顧客への財又はサービスの移転に直接関連する活動ではなく、企業が料金規制対象である営業に使用する基盤資産又は他の資産に対する変更を生じる活動の業績に関連するものもある。こうした資産は、通常、有形固定資産又は無形資産に分類され、通常は IAS 第 16 号又は IAS 第 38 号に従って企業の財政状態計算書に認識され会計処理されることになる。一部の人々は、原価（又は原価と収益の組合せ）の認識の繰延べ又は加速化の方が、こうした状況ではより適切であると指摘している。

### *原価と収益の組合せの認識の繰延べ・加速化*

- 5.77 5.62 項から 5.76 項では、原価又は収益のいずれかの認識の繰延べ又は加速化を行うことの利点と不利益を論じている。したがって、IASB が料金規制対象活動について具体的な会計処理の要求事項を開発する場合、考え得るアプローチの 1 つは、原価アプローチと収益アプローチの両方の側面を組み合わせることであろう。これは開発されるモデルの複雑性を増大させる可能性もあるが、定義された料金規制のさまざまな側面に単一のモデルを適用しようとするものの複雑性の一部を緩和する可能性もある。
- 5.78 例えば、収益の認識の繰延べ又は加速化は、業績ボーナス又はペナルティの会計処理や、インプットの原価若しくは数量の差異又は暴風雨被害の修復などの活動に関しての収益必要額の見積りと調整後の収益必要額との差額により生じた差異の会計処理に有用となる場合がある。このアプローチは、識別可能な料金規制対象活動に関する実際の発生原価が、発生した期間の純損益に認識される結果となる（5.72 項から 5.75 項参照）。これにより、当期中に行われた活動に関する目的適合性と表現の忠実性のある情報が財務諸表利用者に提供される場合がある。その場合、開示により、企業が発生した収益又は繰り延べた収益を将来の請求を通じて回収又は返還する時期に関する情報を提供できる。
- 5.79 収益の認識の繰延べ・加速化と対照的に、原価の認識の繰延べ・加速化は、有形固定資産などの資産の原価の資産化に関する要求事項の相違を反映する上で望ま



しい場合がある（5.63 項から 5.65 項参照）。

- 5.80 現行の IAS 第 16 号の要求事項を、規制目的で算定された金額を反映するように修正することを支持する人々の一部は、有形固定資産項目は「概念フレームワーク」における資産の定義を満たすと指摘している。その場合、この論点は認識に関するものではなく、当該項目を当初認識時及びその後どのように測定するのにかに関するものとなる。どのコストを資産の当初認識に含めるのか又は除外するのかを識別するために規制上の要求事項を使用することにより、資産の IFRS 帳簿価額が、規制上の帳簿価額（これに規制上の利益率が適用される）とより密接に合致する可能性がある。これにより、収益必要額の根拠及び資本的支出が投資者の収益率に与える影響を財務諸表利用者がより適切に理解するのに役立つ情報が提供される場合がある。
- 5.81 場合によっては、料金規制機関が、顧客に課される規制料金の引上げの承認を、企業が有形固定資産を取得又は建設することを見込んで行うことがある。一部の人々は、こうした場合、収益を資産の使用が開始されるまで繰り延べるべきだと指摘している。IASB は、原価及び収益の組合せの繰延べ・加速化を用いた IFRS 要求事項の開発を決定する場合には、料金規制対象の資産の帳簿価額を調整すべきかどうか及び繰延べ・加速化をした金額を反映する独立の資産又は負債を認識すべきかどうかに関するガイダンスを設けることが必要となる。

#### **料金規制対象の有形資産の取得又は建設に関する収益必要額の修正**

- 5.82 定義された料金規制の対象となっていない企業は、新規資産又は取替資産にいつ投資するのかや、取得又は建設の資金調達を、留保利益から利用可能な資金を使用して行うのか、あるいは、他人資本若しくは自己資本のいずれかの発行、又はそれらの組合せのどれで行うのかを決定する。
- 5.83 定義された料金規制においては、料金規制機関が、規制上の合意によって決定された量及び質の財又はサービスを提供するための新規又は更新の有形固定資産及び基盤資産を企業が取得又は建設する時期に影響を及ぼす場合がある。また、料金規制により、企業が資産の取得又は建設の原価をいつ回収できるのかが決定されることになり、これは経営者がその取得又は建設の資金をどのように調達すると決定するのに影響を与える場合がある。料金規制機関は、原価（及び当該原価に対して許容される利益率）を回収するための関連する料金の引上げを、次のいずれかの形で承認する場合がある。
- (a) 後払で——収益必要額が、資産の使用が開始されて規制上の減価償却（すなわち、資産の規制上の帳簿価額に基づく減価償却）に含められる時点で増額

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

される（5.84 項から 5.86 項参照）。

- (b) 部分的に前払で残りの部分を後払で——収益必要額は、資産の取得又は建設の前に増額され、その後の規制上の減価償却額は前払で回収された金額を反映するために減額される（5.87 項から 5.90 項）。

### 後払の収益必要額の調整

- 5.84 収益必要額を設定する際に、料金規制機関は通常、有形固定資産の原価を、当該資産の規制上の帳簿価額の減価償却額を織り込むことによって反映する。これは、企業が料金規制対象活動を遂行するのに必要な資産の取得又は建設に投資していること、また、提供される将来の財又はサービスと交換に顧客に請求される収益の金額を通じて、当該資産の原価が合理的な率のリターンとともに回収可能であるべきことを認識するものである。
- 5.85 5.63 項では、資産の規制上の帳簿価額が IAS 第 16 号に従って算定される帳簿価額と異なる場合がある理由を記述している。これにより、一部から、IFRS の一般的な要求事項を修正して、原価の認識の繰延べ又は加速化によって規制目的上の資産の帳簿価額を報告できるようにすべきだという指摘が出ている。例えば、有形固定資産項目を建設する際に、企業に IAS 第 16 号又は IAS 第 23 号「借入コスト」に従って資産化されない原価が生じる場合がある。こうした原価は、IFRS の一般的な要求事項に従えば発生時に費用として認識されることになる。料金規制機関が、当該原価を将来の請求を通じて回収すべきだと決定する場合がある。しかし、料金規制機関は、当該原価を営業原価として扱わずに、資産の規制上の帳簿価額に含めることによって回収を繰り延べることを決定する場合がある。その結果、企業は当該原価について規制上の利益率を稼得する。これは顧客からの回収の遅延について企業に補償するものである。
- 5.86 原価繰延アプローチは、実質的に、こうした原価を資本コストとして、料金規制と同じ方法で扱うことになる。したがって、当該原価は、発生した期間に費用として認識されないことになる。その代わりに、当該コストは増額された減価償却費の一部として純損益に認識されることになる。このアプローチに対する反対論は、5.99 項から 5.102 項に概説している。

### 前払の収益必要額の調整

- 5.87 料金規制機関は、単位当たりの規制料金の引上げを、企業が資産に資金を投資することを見込んで行う場合がある。一部の人々は、企業は、当期において個々の顧客に提供した財又はサービスの販売価格のうち、将来の資産の取得又は建設に関連する金額について収益の認識を繰り延べるべきだと指摘している。その代わ

りに、当該資産の原価は企業自身の資産に対する投資であり、関連する収益は、当該資産が顧客に提供される将来の財又はサービスの生成に使用されるようになるまで繰り延べるべきである。その時点で、料金規制機関は、その後の期間において課すべき規制料金の計算に含めるべき減価償却費の金額を減額するように調整を行う。これは、企業がすでに当該資産に対する投資の原価の一部を、当該資産の使用開始前に回収しているからである。このアプローチの結果として繰り延べた収益は、その後、料金規制機関が規制上の減価償却調整を制限するために収益必要額に加える調整を補償するために、純損益に認識されることになる。当該資産の減価償却は、IAS 第 16 号に従って純損益に認識されることになる。

- 5.88 資産の取得又は建設の間又はその前に認識される収益の金額を繰り延べることに  
対する反対論は、多くの料金規制対象でない企業が、有形固定資産の建設の資金  
を、留保利益から利用可能な資金で賄っているというものであろう。一般的に、  
財又はサービスの提供について顧客に請求される金額（これは建設の資金を賄う  
のに必要な資金を積み上げる）を請求される期間に収益として認識すべきである  
ことに異論はない。
- 5.89 しかし、料金規制対象企業と料金規制の対象でない企業との相違は、料金規制対  
象企業が有形固定資産に投資する意思決定が、通常は料金規制機関の影響を受け  
ることである。料金規制上の合意は、企業が資産を取得又は建設する義務を設定  
し、収益必要額は、当該義務の充足への対価に対する企業の権利を設定する。し  
たがって、計画された建設が完成前に中止される場合には、料金規制機関は将来  
の期間の収益必要額を減額して、過去に回収されたが意図された目的に使用され  
ない金額を「返金」するようにする。
- 5.90 IASB はまだ、推奨するアプローチを提案するのに十分な詳細さでこの論点を検討  
してはいない。この論点をここで強調しているのは、定義された料金規制を会計  
処理するためのアプローチのどれかを追求すると IASB が決定する場合に、どれ  
が最も目的適合性の高い情報をもたらすのかに関する議論を促進するためである。

#### 規制繰延勘定残高の認識を禁止

- 5.91 IASB は、本ディスカッション・ペーパー及び「概念フレームワーク」プロジェク  
トからのフィードバックを検討した後に、規制繰延勘定残高は IFRS 財務諸表にお  
いて認識すべきではないと結論を下すかもしれない。こうした残高の認識及び測  
定や、収益又は原価が料金設定目的で認識される時期を反映するための収益又は  
原価の認識の繰延べ又は加速化を行うための、具体的な IFRS 要求事項の開発は行  
わないことになる。これは、実質的に、現行の支配的な IFRS 実務を維持すること  
になり、したがって、規制繰延勘定残高はほとんど認識されない（仮にあるとし

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

ても) こととなる。

- 5.92 規制繰延勘定残高を一般目的財務諸表に認識することを支持しない人々の一部は、すべての企業が顧客に課す価格を設定するための枠組みを使用していると指摘している。彼らの考えでは、価格決定の枠組みの設定における料金規制機関の関与は、原価及び収益の認識の時期を、一般的な IFRS 要求事項に従って他の場合に報告される時期から変更する説得力のある根拠を提供していない。
- 5.93 このセクションの残りの部分では、IASB が定義された料金規制対象活動についての具体的な会計処理の要求事項を開発すべきではないと指摘するいくつかの主張を示す。ただし、IASB はこのアプローチを何らかの具体的な開示要求で補完すべきかどうかを検討する可能性がある。

### 原価認識

- 5.94 規制繰延勘定残高を認識するように IFRS 要求事項を修正することを支持しない人々は、暴風雨被害のコストなどの所定の原価 (5.68 項から 5.69 項参照) を発生した期間に費用として認識しないと、透明性に欠けることとなるだけでなく、誤解を招く可能性があるとして指摘している。定義された料金規制は、暴風雨被害の修復のコストが発生した時期を変化させるものではない。むしろ、料金規制が影響を与えるのは、企業が当該コストを将来において販売する財又はサービスについて課す価格の引上げによって回収できる時期である。したがって、一部の人々の考えでは、定義された料金規制は、純損益及びその他の包括利益の計算書における原価の認識の時期を変更すべきではない。

### 収益認識

- 5.95 IFRS 要求事項を修正することを支持しない人々の一部は、料金規制は通常、顧客を搾取的な価格から保護するのに十分な競争圧力がない状況において競争の代用として機能するように設計されていると指摘している。したがって彼らは、料金規制は、競争的市場の経済的影響と比較した場合、重大な顕著な経済的影響力を有していないと指摘している。その結果、料金規制は、それ自体では、資産及び負債又は収益及び原価の認識について現行の IFRS が要求しているのと異なるアプローチの根拠となるものではない。
- 5.96 競争的市場では、すべての企業が、市場の圧力の条件付で、財又はサービスの将来の供給について課す価格を引き上げるか又は引き下げる能力を有している。一部の人々は、料金規制機関が使用しているさまざまな料金設定の仕組みを、規制の対象ではない企業が競争的市場において使用している仕組みと同様のものと見ている。料金規制は、将来の価格を引き上げる「権利」又は将来の価格を引き下

げる「義務」を創出するかもしれないが、彼らの考えでは、これは規制の対象ではない企業が将来の価格を引き上げる能力又は引き下げる必要性と経済的には何の違もない。これは、料金規制は、引き上げた価格に係るキャッシュ・フローを料金規制機関又は他の指定された者から回収する権利を料金規制対象企業に法的に与えているものではないからである。むしろ、料金規制対象企業は、将来において、引き上げた価格で顧客に請求することのできる追加的な財を提供する際に、関連するキャッシュ・フローを回収する権利を無条件で得るだけである。同様に、規制価格の所要の引下げは、企業が料金規制機関又は他の指定された者に「規制上の返金」を支払う義務を負わせるものではない。むしろ、料金規制対象企業は、将来において規制対象の財又はサービスを引き下げた価格で顧客に提供する義務を負っているだけである。

- 5.97 したがって、一部の人々は、企業の収益は料金規制対象の財又はサービスが顧客に提供される時点で、財又はサービスの提供時に適用される単位当たりの規制料金を使用して認識すべきだと指摘している。このアプローチは、一部の人々の指摘では、IFRS 第 15 号で適用されているアプローチと整合的であり、以前に IAS 第 18 号「収益」で使用されていたアプローチとも整合的である。IFRS 第 15 号は、企業が履行義務を充足する時に（又は充足するにつれて）収益を認識することを要求している。履行義務とは、「財又はサービスを顧客に移転するという顧客との契約における約束」である。
- 5.98 IFRS 第 15 号における焦点は、企業と企業が対価と交換に財又はサービスを引き渡す個々の顧客との間の契約に置かれている。定義された料金規制の対象となっている企業については、企業の対価・収益の唯一の源泉は、料金規制対象の財又はサービスを購入する顧客である。したがって、企業の唯一の「収益生成」活動は、顧客への料金規制対象の財又はサービスの提供であるように見える。これは、収益は、当該財又はサービスが顧客に移転される時に、単位当たりの規制料金を使用して認識すべきであることを意味する（セクション 7 では、さらに料金規制と IFRS 第 15 号との相互関係を論じる）。

#### **有形固定資産の測定**

- 5.99 IFRS の要求事項の修正を支持しない人々の一部は、料金規制が個々の資産の価値又は企業の全体的な料金規制対象の営業の価値に影響を与える可能性があることを認めている。しかし、彼らは、現行の IFRS はこれを料金規制の対象ではない企業と同じ方法で扱うのに十分であると指摘している。
- 5.100 例えば、企業が所有している機械が料金規制対象の営業に使用されているため、料金設定目的での料金規制の対象となっている場合がある。定義された料金規制

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

においては、収益必要額は、企業が当該資産の当初の取得又は建設の原価をそれに投資した資本のコストとともに回収することを確保するように設計される（4.56 項参照）。料金規制機関は、この目的で当該資産の帳簿価額を測定する方法を決定し、それにより規制上の帳簿価額が IAS 第 16 号の帳簿価額より高くなる場合も低くなる場合もある（5.63 項参照）。収益必要額及びその結果としての単位当たりの料金は、許容される利益率を規制上の帳簿価額に乗じて計算される。

- 5.101 一部の人は、この機械の規制上の帳簿価額を報告することは、IAS 第 16 号の帳簿価額よりも財務諸表利用者にとって有用となる場合があると指摘している。利用者が規制上の利益率を規制上の帳簿価額に乗じることによって将来の収益キャッシュ・フローをより適切に予測するのに役立つからである。この主張に対する反論は、IAS 第 16 号の目的は異なっているというものである。その目的は、財務諸表利用者に企業の有形固定資産に対する投資に関する情報を提供すること（IAS 第 16 号の第 1 項参照）であり、これは資産の回収可能価額を報告することを要求していないからである。むしろ、IAS 第 16 号は、企業が有形固定資産の認識及び測定を、減価償却累計額及び減損累計額控除後の取得原価で行うことを要求している（ただし、企業が再評価モデルの適用を選択する場合は除く）。
- 5.102 料金規制機関が収益必要額を計算するために異なる帳簿価額を使用する場合はあるが、これは当該資産の取得原価を変更するものではなく、むしろ当該資産の取得原価の回収の時期に影響を与え、回収可能価額に影響を与える可能性がある。回収可能価額が IAS 第 16 号の帳簿価額よりも低い場合には、企業は IAS 第 36 号「資産の減損」に従って減損損失を認識することになる。回収可能価額が IAS 第 16 号の取得原価による帳簿価額よりも高い場合には、IAS 第 16 号の再評価モデルが企業に利用可能である。定義された料金規制の対象となる資産は、この目的上は 1 つのクラスの資産と考えられる可能性がある。しかし、再評価モデルの測定上の要求事項は、帳簿価額が規制上の要求事項と同じにならない可能性がある。

### *規制上の認可を無形資産として認識*

- 5.103 料金規制対象活動について IFRS 要求事項を修正することを支持しない人々の一部は、料金規制から生じる権利及び義務のパッケージは、定義された料金規制の対象となっていない営業ライセンスに含まれているものと同様であると指摘している。このような営業ライセンスは、他の商業的環境では一般的であり、やはり権利及び義務のパッケージを含んでいるが、一般的に会計処理の目的上の「会計単位」として識別されている。その場合、この単一の資源は、通常、IAS 第 38 号に従って無形資産として会計処理される<sup>23</sup>。一部の人は、規制上のライセンス又

<sup>23</sup> 無形資産は、IAS 第 38 号で「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義されている。

は契約も同様に会計処理すべきであり、特別な IFRS の会計処理の要求事項は不要であると指摘している。(これと反対の見解は、IAS 第 38 号の修正を検討した 5.36 項から 5.46 項で論じた。)

- 5.104 IASB の予備的見解では、企業が別個の規制上のライセンスについて直接に支払をしている場合には、当該ライセンスは、IAS 第 38 号に従って、個別に取得した無形資産の定義と、それに係る認識要件を満たすことになる。
- 5.105 しかし、料金規制対象の財又はサービスを供給するためのライセンス又は他の契約の取得又は更新のための直接的な原価は、通常は僅少で、ゼロの場合もある。これは、ライセンスの原価が価値を反映するように意図されていることは稀だからである。通常、ライセンスの原価は、料金規制対象の財又はサービスについて設定される規制料金を通じて顧客に転嫁される。これは、場合によっては、料金規制機関がライセンスの発行又は更新の際に生じる管理コストの回収を放棄するか、又はこうしたコストについて料金規制機関に弁済することを意図した金額だけを求めることによって、顧客にとってのコストを低く保つことを意味する。
- 5.106 料金規制対象企業にとってのライセンスの原価がゼロである場合には、企業は、実質的に、無形資産を認識しないことになる。原価がある場合には、ライセンスは当初はその原価で認識される。しかし、規制上のライセンスが、政府補助金により、無償又は名目的な対価で取得される場合には、企業は当該ライセンスと政府補助金の両方を、IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」で認めているように、公正価値で当初認識することを選択できる。
- 5.107 企業が規制上のライセンスの当初測定を取得原価又は公正価値のいずれで行うにしても、当該ライセンスを価値の変動を反映するために再評価することは禁止される。IAS 第 38 号における再評価モデルが利用可能ではないからである。当該モデルは、活発な市場の存在を要求している (5.42 項参照)。そのような市場 (IAS 第 38 号で定義) は、料金規制上のライセンスや料金規制対象活動に関連する権利及び義務を設定する他の契約については存在しない。しかし、これもやはり他の商業的環境で付与されている他の営業ライセンスと同様である。

#### **開示のみの要求事項**

- 5.108 料金規制対象活動について IFRS の要求事項を修正することを支持しない人々は、料金規制は、具体的な IFRS 要求事項の開発の根拠となるのに十分なほど区別可能な経済環境を創出しないと指摘しているが、何らかの追加的な開示要求が状況によっては適切となる可能性があることを認めている。これに該当する可能性があるのは、例えば、料金規制により企業が状況の変化に適時に対応する能力が制限

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

されている場合である。これは通常、料金規制が、料金の変更を事前に決められた間隔でのみ適用することを認めていて、その間隔が、競争的な環境において適用されるであろう間隔よりも著しく長い場合に当てはまる。例えば、企業が石油火力発電所で発電するために使用する石油について、1 バレル当たり 10% の世界的な価格の上昇があり、これが予見可能な将来に適用されるとする。当該企業は、定義された料金規制の対象となっている。

- 5.109 規制の対象となっていない競争的な市場では、燃料インプット原価の上昇は、すべての競争者が生成する電力の価格の上昇を通じて速やかに反映されるであろう。しかし、定義された料金規制は、この上昇が反映されるのを、例えば、1 年遅らせるが、変更が生じる時には、価格は 10% を超えて上昇すると予想される。これは、規制価格の引上げが発効する前の期間に発生した過大なインプット原価が、予見可能な将来について残ると予想される基本の 10% の上昇のほかに、改訂後の価格に反映されるからである。したがって、初年度の純利益は原価の増大により減少するが、この減少は、後続の年度（顧客に課される引上げ後の価格が企業への補償となる）における、より高い純利益によって補償される。おそらく、回収の遅延に関する開示及び過去の原価を回収するために価格を引き上げる最終的な権利に関する開示は、料金規制が将来キャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解するのに役立つであろう。

### コメント提出者への質問

- 5.110 このセクションでは、定義された料金規制の影響について財務諸表利用者に目的適合性のある情報を適用することに対するいくつかの考え得るアプローチの概要を示した。これらのアプローチは、IFRS の一般的な要求事項に全く修正を加えないというものから、開示のみの要求事項や IAS 第 38 号の狭い範囲の修正を経て、IFRS の一般的な要求事項のより広範囲の変更までの範囲にわたっている。このような幅広い変更は、財政状態計算書並びに純損益及びその他の包括利益の計算書におけるいくつかの表示項目の報告に影響を与える可能性がある。
- 5.111 現時点では、IASB はどのアプローチを選好するのか（もしあるとして）に関しての暫定的決定を行っていない。その代わりに、IASB は利害関係者からのインプットを、各アプローチの利点と不利益及び考慮すべき他のアプローチがあるのかどうかについて求めている。
- 5.112 その後に、このフィードバックの検討を、本ディスカッション・ペーパーで検討している他の論点に関して寄せられるフィードバックとともに、料金規制対象活動プロジェクトの今後のステップを決定するために行う。



**質問 7**

セクション 5 は、本ディスカッション・ペーパーから受け取るフィードバックに応じて、IASB がさらに開発を検討する可能性のあるいくつかの考え得るアプローチを概説している。それぞれのアプローチのいくつかの利点と不利益を明らかにしている。

- (d) どのアプローチ（もしあれば）が、定義された料金規制の財務上の影響を IFRS 財務諸表に最も適切に描写し、投資者及び融資者が投資及び融資の意思決定に役立てるために最も目的適合性があると考えられる情報を提供する可能性が最も高いと考えるか。回答の理由を示されたい。
- (e) IASB が考慮すべき他のアプローチがあるか。その場合、それを明示し、こうしたアプローチがどのように投資者及び融資者に料金規制の財務上の影響に関する目的適合性のある情報を提供できるのかを説明されたい。
- (f) これらのアプローチのいずれかをさらに開発すべきかどうかを決定する前に、IASB が考慮すべき追加的な利点又は不利益はあるか。その場合、それらを記述されたい。

資産・負債アプローチについてコメントする場合には、関連があれば、回答者のコメントが「概念フレームワーク」における資産及び負債の現行の定義又は 2013 年 7 月に公表された「概念フレームワーク」ディスカッション・ペーパーで提案された定義案を反映しているのかどうかを明示されたい。

**質問 8**

回答者の組織は、料金規制の対象となる活動を行っているか。その場合、IASB が具体的な会計処理のガイダンス又は要求事項を開発すると決定するとしたときに IASB はどのような運用上の問題を考慮すべきか。

**質問 9**

本ディスカッション・ペーパー及び「概念フレームワーク」プロジェクトからのフィードバックを検討した後に、IASB が IFRS 財務諸表における規制繰延勘定残高の認識を禁止すると決定するとした場合には、IASB は具体的な開示のみの要求事項の開発を検討すべきだと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。そう考える場合、どのような種類の情報が、投資者及び融資者が投資又は融資の意思決定を行う際に目的適合性があると考えられるのかを理由とともに明示されたい。

## セクション 6——IFRS 第 14 号における表示及び開示の要求事項

- 6.1 このセクションでは、IFRS 第 14 号の表示及び開示の要求事項の要約と、それらの開発に関しての若干の背景を示している。IFRS 財務諸表の利用者にとってのそれらの有用性に関して、より多くのフィードバックを求めるためである。IASB が IFRS 第 14 号を置き換える長期的な解決策を開発すると決定する場合には、現行の要求事項はその解決策の提案に情報を与えるものとなるが、開発される可能性のあるその後の要求事項に関する予断的な決定と考えるべきではない。
- 6.2 IFRS 第 14 号における要求事項は、3 つの区分において示されている。
- (a) 財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書に認識した金額の表示
  - (b) 料金規制の対象となる活動に関する開示
  - (c) 財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書に認識した金額に関する開示

### 財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書に認識した金額の表示

- 6.3 セクション 1 では、IASB は、IFRS 第 14 号を開発した際に、規制繰延勘定残高が「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を満たすのかどうかについて予備的な見解を示さなかったと述べた（1.10 項参照）。したがって、IFRS 第 14 号は、当該基準を適用する企業に、すべてのこうした残高の合計額、及びその中の増減を、独立の表示項目として財政状態計算書（資産の合計額及び負債の合計額についての小計の後に）、純損益及びその他の包括利益の計算書に表示することによって、規制繰延勘定残高を認識する影響を分離するように要求している（IFRS 第 14 号の第 20 項から第 26 項参照）。
- 6.4 財政状態計算書において、すべての規制繰延勘定の借方残高の合計額及びすべての規制繰延勘定の貸方残高の合計額は、他の基準に従って表示される資産及び負債と、小計の使用により分離され区別される。小計は、規制繰延勘定残高が表示される前で算出される（IFRS 第 14 号の第 20 項から第 21 項参照）。
- 6.5 純損益及びその他の包括利益の計算書において、規制繰延勘定の金額に認識した正味の増減は独立の表示項目として表示される。純損益に表示する金額は、他の基準に従って認識した純損益と、小計（規制繰延勘定残高の正味の増減の前で算出される）の使用により区別される。

- 6.6 さらに、IFRS 第 14 号は、認識した規制繰延勘定残高及びその正味の増減に関する情報のいくつかの分解を、関連する繰延税金、非継続事業、処分グループ、及び 1 株当たり利益の金額（EPS）の金額に関する情報を含めて、要求している。
- 6.7 規制繰延勘定金額の区分表示が要求されているのは、IFRS 第 14 号を企業の限定的なグループに選択的なベースで利用可能にすることによって生じる認知された比較可能性の潜在的な減少に対処するためである。IFRS 第 14 号は、IFRS の初度適用企業のうち従前の会計原則に従って規制繰延勘定を認識していない企業や既存の IFRS 作成企業には利用可能となっていない。これらの企業は、こうした残高の認識を開始するために現行の会計方針を変更することが認められていない。
- 6.8 IFRS 第 14 号を開発した際に、IASB は、規制繰延勘定残高及び正味の増減を区別して表示することにより、規制環境に関してより有用な情報が提供されると結論を下した（IFRS 第 14 号の BC45）。
- 6.9 財政状態計算書において、この区分表示の最大の影響はおそらく、有形固定資産に関係する。一部の法域では、国内 GAAP が、料金規制の対象となっていない企業が国内 GAAP に従って報告するであろう金額ではなく、有形固定資産の料金規制上の帳簿価額を一般目的財務諸表において報告することを許容又は要求している。2.19 項において、我々は、規制上の帳簿価額と IAS 第 16 号での帳簿価額との 1 つの差異を識別した。それは、IAS 第 16 号に従えば直ちに費用として認識されることになる一部の間接費を規制上の帳簿価額に算入するというものであった。
- 6.10 もう 1 つの一般的な差異は、IAS 第 23 号に従って決定される IAS 第 16 号での帳簿価額において資産化される金額と比べて、規制上の帳簿価額に資産化される財務コストの金額に関係する。IAS 第 23 号は、資産化される適格資産の取得、建設又は製造に直接帰属する借入コストだけを当該資産の取得原価の一部として算入する。IAS 第 23 号は、資本の実際原価又は帰属原価の資産化を認めていない。
- 6.11 これと対照的に、一部の法域において規制上の帳簿価額は「建設中に使用される資金についての許容額」（AFUCD）を含んでおり、通常、IAS 第 23 号に従って資産化される金額とは異なる。これは、AFUCD は資本の帰属原価（これには、自己資本の帰属原価と借入の実際原価又は帰属原価が含まれる場合がある）を反映するからである。借入の帰属原価を使用する場合には、これは通常は、料金規制機関によって設定される。企業の実際の借入レートは、このレートよりも高い場合や低い場合がある。
- 6.12 規制上の帳簿価額と IAS 第 16 号での帳簿価額との間のもう 1 つの考えられる差異は、料金規制がインフレーション調整又は物価指数を規制上の帳簿価額に適用

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

する場合に生じる。この実務は、料金規制スキーム間で異なる。インフレーション調整が有形固定資産の規制上の帳簿価額に適用される場合には、許容される利益率は通常、こうしたインフレーションによる調整を設けない状況よりも低い率で設定される。これは、後者の場合には、より高い利益率が実質的にインフレーションによる調整を設けないことについて企業を補償するからである。

- 6.13 IFRS 第 14 号に従い、企業は、IAS 第 16 号の要求事項を適用して、有形固定資産の帳簿価額を財政状態計算書に表示し、この金額と規制上の帳簿価額の差額は別個の規制繰延勘定残高として報告する。現時点で、IASB は、IASB がこの料金規制対象活動プロジェクトの結果として IFRS を修正すると決定する場合に IAS 第 16 号での帳簿価額と規制上の差額のこの区分表示を継続すべきかどうかを決定していない。これは、IASB がフィードバックを受け取ることに特に関心がある論点である。
- 6.14 区分表示を維持することの利点は、これが料金規制にはどのような調整が必要なのかをより明確に識別するかもしれないということである。これにより料金規制対象企業間の比較可能性が向上する可能性がある。基礎となる有形固定資産の帳簿価額が整合的に計算され、規制上の調整の金額が独立の項目として明確に識別されることになるからである。
- 6.15 しかし、規制上の帳簿価額を、IAS 第 16 号での帳簿価額と別個の規制残高に分けることは、料金規制対象企業にとってより多くのコストがかかる可能性があり、規財務諸表利用者（規制上の帳簿価額を単一の項目と考えることを選好する可能性がある）にとって明確さが低下する可能性がある。通常、料金規制機関が収益必要額及び顧客に課される単位当たりの料金を計算するために使用する規制上の利益率を適用するのはこの規制上の帳簿価額である。したがって、これは、投資者、融資者及びアナリストが企業の将来の収益、利益及びキャッシュ・フローを予測するのに役立つために目的適合性のある情報を提供する。

### 料金規制の対象となる活動、及び財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書に認識した金額に関する開示

- 6.16 IFRS 第 14 号の開示要求を開発した際に、IASB スタッフは、いくつかの国内 GAAP における開示要求及び当該 GAAP を適用したいくつかの企業が提供した開示を検討した。さらに、スタッフは、財務諸表に付属する経営者による説明の中で提供された開示及び年次成果を説明するために投資者及びアナリストに提供された文書に含まれている情報を検討した。特に IFRS 作成企業について、これは、規制残高を含んでいる「プロフォーマ」の損益計算書及び財政状態計算書を含め、財務諸表における非 GAAP 測定値及び開示の広範な使用を伴うことがある。また、

IASB スタッフは、数名の信用アナリストが一般に利用可能な方法論の文書において使用した情報も検討した。このリサーチからの我々の観察事項を 6.17 項から 6.21 項に要約している。これらの観察事項は、6.22 項から 6.25 項で概要を示している IFRS の開示要求に情報を提供した。

- 6.17 投資者、融資者及びアナリストは一般的に、我々が「定義された料金規制」と呼んでいる種類のものを含め、高いレベルの料金規制の対象となる企業は基本的には市場の力の影響を受けないと考えている。したがって、それらは一般的に、類似の又は他の業種の競争的な企業と直接には比較されない。むしろ、料金規制対象企業が営業を行っている規制上の枠組みの有効性が、重要な考慮事項である。規制上の枠組みの有効性には次のものが含まれる。
- (a) 料金規制の「合理性」（すなわち、顧客と企業のニーズをバランスさせるのにどのくらい効果的なのか）
  - (b) 枠組みの予測可能性及び安定性
  - (c) 料金設定手続の透明性及び効率性
  - (d) 規制機関の強さ及び独立性
  - (e) 料金規制機関と企業との関係の質
- 6.18 規制上の枠組みの全般的な有効性に加えて、アナリストは、料金規制対象企業が適時にコストを回収し、料金規制機関によって設定されるリターンを稼得できるより具体的な能力も重要視する。これには、「承認された」収益の全額かつ適時な回収を確保するために整備されている法律上又は規制上の仕組み及び保護の評価を伴う。こうした仕組み及び保護は、以下を含んでいると考えられる。
- (a) 透明で客観的な料金設定の算式及び手順に基づいた、予測可能な料金見直しの結果
  - (b) 一定の種類のコストを顧客に対してより適時に転嫁することを可能にする自動的な毎年の（又はより頻繁な）料金調整
  - (c) 変動性のある又は予想外の事象又はコスト・収益の差異について料金の見直しを開始するための適時な自動的なトリガー又は仕組み
  - (d) 資本投資プログラムの事前承認及び料金を通じた投資キャッシュ・フローの適時な回収
  - (e) 政治的介入から十分に隔絶されている安定的で補償的な利益率

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

- 6.19 一部の法域において、料金設定プロセスに関する文書は一般公表されている。したがって、投資者、融資者及びアナリストは、料金設定の枠組みの詳細へのアクセスだけでなく、企業の料金申請及び料金規制機関の料金の決定へのアクセスも有している。こうした場合において、利害関係者（例えば、顧客の代表者）は通常、料金申請に関してコメントすることができ、料金規制機関が最終的な料金の決定を行う前に開催される公聴会に代表する場合がある。
- 6.20 しかし、一般公表されている情報のレベルは、法域間で異なる。一般公表されている情報が少ない場合には、財務諸表利用者は、彼らが投資又は融資の意思決定を行うのに役立つために目的適合性のある情報の提供を、企業自体により多く依頼しなければならない。
- 6.21 「規制資産」及び「規制負債」が国内 GAAP に従って一般目的財務諸表に現在認識されている法域において、財務諸表利用者は依然として追加的な情報を要望している。他の情報源が、特に、キャッシュ・フローの時期及び確実性に関する情報や、報告利益から料金規制で認められている利益への調整表に関する情報について使用されている。しかし、IASB スタッフは、投資者、融資者、アナリスト及び規制機関は財務諸表が貴重な情報源であると考えているというフィードバックも受け取った。これは、財務諸表は通常、容易に利用可能であることや、それらは透明で首尾一貫した方法で目的適合性のある情報を表示するからである。これは、そこから分析を開発することができる基礎を提供し、代替的な情報源から入手する必要がある情報量を削減する助けとなる。さらに、独立した監査プロセスは一般的に、提供される情報の信用性及び信頼性を裏付けると考えられている。これは、投資者、融資者及び規制機関が情報を検証する際に直接に負担する必要がある遵守コストのレベルを低減する場合がある。
- 6.22 IFRS 第 14 号は、財務諸表利用者が、企業の料金規制対象活動の内容及びそれに関連するリスクを評価するのに役立ついくつかの定性的な開示を要求している。これらの開示には以下のものが含まれる。
- (a) 料金規制の対象となっている活動の内容と程度及び料金設定プロセスの内容の簡潔な記述
  - (b) 認識している料金規制繰延勘定残高の各種類の将来の回収又は将来の返還におけるリスク及び不確実性に関する情報
- 6.23 IFRS 第 14 号は、財務諸表に認識している規制繰延残高の金額に関するいくつかの開示を要求している。こうした残高を認識し測定するために使用する会計方針とともに、企業は、規制繰延勘定残高の各クラスについて、以下を開示すること

が要求される。

- (a) 当期首及び当期末の帳簿価額の調整表（当期に生じた金額、当期に回収又は返還した金額及び他の調整項目の間で増減を区分する）
- (b) 貨幣の時間価値を反映するために使用した利益率又は割引率
- (c) 企業が認識した規制繰延勘定残高の回収又は返還を見込んでいる残存期間

6.24 IASB は、IFRS 第 14 号の表示要求と定性的及び定量的な開示要求の組合せは、財務諸表利用者に目的適合性のある情報を提供すると結論を下した。この情報は利用者が次のことを行うのに役立つ。

- (a) 料金規制機関に報告された成果と、一般的な IFRS 要求事項に従って作成された財務諸表において報告された成果との関係をより適切に理解する。
- (b) 料金規制上の仕組みを通じて調整される業績の変動性と、規制上の調整がない変動性とを区別する。
- (c) 企業の料金規制対象活動に関連する料来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性をより容易に予測する。

6.25 IFRS 第 14 号の前に公表した公開草案「規制繰延勘定」に対するコメント提出者は、提案されていた IFRS 第 14 号の開示要求をおおむね支持していた。しかし、IFRS 第 14 号は 2014 年 1 月に公表されたため、開示の有効性を評価するには時期尚早である。

### コメント提出者への質問

6.26 IFRS 第 14 号は、その範囲に含まれる企業に、初めて IFRS を採用する前に従前の会計原則に従って適用した規制繰延勘定についての認識及び測定の方針を引き続き適用することを認めている。したがって、IFRS 第 14 号に含まれている表示及び開示の要求事項は、認識した規制繰延勘定残高及びそれらがどのように生じたのかに関する区分表示及びそれに関する広範な開示を要求することによって、IFRS 第 14 号を適用していない企業との考えられる比較可能性の喪失を補うことが意図されている。しかし、IASB が、本ディスカッション・ペーパーからのフィードバックの結果として具体的な要求事項を開発するとした場合には、それらの要求事項は IFRS の初度適用企業に限定されないことになる。IFRS 第 14 号の要求事項は、議論のための有用な出発点となる可能性がある。

**質問 10**

セクション 2 及び 6 では、一般目的財務諸表の利用者の情報ニーズのいくつかを論じている。IASB は、料金規制が企業の営業に与える財務上の影響に関する情報に対する財務諸表利用者のニーズと、長大な開示から生じる可能性のある財務諸表の理解可能性の不明瞭化と作成コストの増大に関する懸念とをバランスさせることを図る (2.27 項参照)。

- (c) IASB が、定義された料金規制の対象となるすべての企業について具体的な会計処理の要求事項を開発すると決定する場合に、IFRS 第 14 号の要求事項は投資者及び融資者の情報ニーズをどの程度満たすと考えるか。要求すべきだと考える追加的な情報はるか。その場合には、それを明示し、投資者又は融資者がその情報をどのように使用する可能性が高いのかを説明されたい。
- (d) IFRS 第 14 号の開示要求のいずれかを、財務諸表利用者が十分な情報に基づく投資又は融資の意思決定を行うのに役立つ情報を省略せずに、要求事項の遵守のコストを軽減するために省略又は修正できると考えるか。そう考える場合には、それを明示し、回答の理由を説明されたい。

**質問 11**

IFRS 第 14 号は、認識されている規制繰延勘定残高を、他の基準に従って財政状態計算書に認識されている資産及び負債とは区分して表示することを要求している。同様に、規制繰延勘定残高の正味の増減は、純損益及びその他の包括利益の計算書に認識される収益及び費用の項目と区分して表示することが要求されている。

IASB が、既存の IFRS 作成企業と IFRS の初度適用企業の両方に適用される具体的な会計処理の要求事項を開発し、その要求事項が規制勘定の財政状態計算書への認識を生じるとした場合に、IFRS 第 14 号で要求している区分表示を適用したとすると、どのような利点又は欠点を予想するか。



## セクション7—その他の論点

7.1 このセクションでは、IASB が、本ディスカッション・ペーパーに対する回答を検討した後に、料金規制対象活動に関する具体的な会計処理の要求事項を開発すると決定する場合に考慮が必要となる可能性のある論点のいくつかを明らかにしている。特に、本セクションでは、次のいくつかを紹介する。

(a) 定義された料金規制の顕著な特徴に関する追加的な考慮（7.6 項から 7.9 項参照）

(b) 他の基準とのいくつかの考えられる相互関係（7.11 項から 7.22 項参照）

### はじめに

7.2 本ディスカッション・ペーパーにおいて、IASB は、料金規制の分析及び定義された料金規制の記述に関して利害関係者からのインプットを求めている。これは、IASB が、料金規制対象企業が営業を行う経済環境についての理解を確認したいだけでなく、定義された料金規制の記述が料金規制対象活動の会計処理に関してより焦点を絞った議論のための共通の出発点を提供することができるのかどうかを確認したいとも考えているからである。

7.3 セクション 4 で示している定義された料金規制の記述は、顧客と料金規制対象企業のニーズとをバランスさせる規制上の価格設定の枠組みの特徴に焦点を当てている。顧客は、料金規制対象企業から財又はサービスを購入する以外に選択肢がほとんど又は全くないからである（4.4 項参照）。この種類の料金規制は、料金規制対象企業及び料金規制機関に対して強制可能な権利及び義務を創出する。

7.4 IASB は、本ディスカッション・ペーパーを通じて、定義された料金規制のどのような特徴が、権利と義務の区別可能な組合せを記述する上で「不可欠」又は単に「補助的」と考えられる可能性があるのか、及び IASB が考慮に入れるべき他の特徴があるのかどうかを識別するのに役立つフィードバックを求めている。7.6 項から 7.9 項で論じている特定の懸念は、協同組合など自己規制される企業は「定義された料金規制」の対象となると考えることができるのかどうかである。

7.5 さらに、本セクション（7.11 項から 7.22 項参照）では、定義された料金規制の影響と現行の IFRS 要求事項との間に潜在的な相互関係があるいくつかの領域を明らかにしている。ここでそれらを概説するのは、それらの認識を高めるため、及び IASB が定義された料金規制の対象となる活動について具体的な会計処理の要求事項を開発すると決定する場合に対処すべきであると利害関係者が考える他の潜在的な相互関係があるのかどうかに関してインプットを求めためである。

## 料金規制機関の権限——協同組合

- 7.6 セクション 4 に示している定義された料金規制の記述は、料金規制対象企業と料金規制機関に対して強制可能な権利及び義務を創出する規制上の価格設定の枠組みに焦点を当てている。これは、法令又は他の公式の規則で役割と権限が設定されている料金規制機関の存在は、重要な特徴であることを示している（4.73 項参照）。これにより、外部規制の対象となっていない協同組合は定義された料金規制の対象となっていないと考えることができるのかどうか、それとも、それらはむしろ「自己規制」であると考えられ、したがって定義された料金規制の範囲に入らないのかどうかに関する質問が生じる。
- 7.7 協同組合は、「共同で所有され、民主的に支配される企業を通じて共通の経済的、社会的、文化的ニーズ及び願望を満たすために自発的に結束した人物の自主的な組合」である<sup>24</sup>。協同組合は、多くの理由のため結成されており、労働者、消費者、生産者、購買、マーケティング、流通、農業、電気、水道、住宅協同組合などの多くの種類があり得る。
- 7.8 協同組合は、彼らが供給する財又はサービス（通常は協同組合のメンバーに供給される）に対する価格を設定するに際しては、一般的に自己規制されている。IASB スタッフは、協同組合が供給している財又はサービスが不可欠なものであると考えられる場合には、当該協同組合は一般的に、何らかの形での規制上の監督の対象となると聞いた。この監督は、協同組合がそれらの財又はサービスを、無差別的に、過剰な利益獲得を防ぐ価格で提供することを促す又は確保するように設計されている。例えば、監督は、定義された料金規制上の枠組みにおいて特定されることが多い目的と類似した目的を協同組合が達成することを促すために貸付金、税金の減免又は他のインセンティブを提供する政府機関又は他の有権的機関が行う場合がある。
- 7.9 IASB は、協同組合など自己規制している企業が、定義された料金規制の他の特徴が存在する場合に、定義された料金規制の対象となる企業の母集団に含めるべきかどうかに関してインプットを求めている（質問 12 参照）。

## 他の基準との相互関係

- 7.10 以下の各項の目的は、セクション 5 で論じた論点に加えて、本ディスカッション・ペーパーからのフィードバックの結果として、IASB が IFRS を修正するための提案を開発すると決定する場合に、IASB が考慮する必要がある可能性がある論点のいくつかを明らかにすることである。現時点でそれらの論点の分析や解決策の提

<sup>24</sup> 国際協同組合（ICA）による定義、<http://ica.coop/en>.

案を提示することは時期尚早である。ここでそれらに焦点を当てているのは、認識を高めるため、及び IASB がさらなる審議の際に考慮に入れるべき他の相互関係があるのかどうかに関してインプットを求めるためである。

### IFRIC 第 12 号との相互関係

- 7.11 IFRIC 第 12 号の第 3 項(c)で述べているように、サービス委譲契約の共通の特徴は、「[サービス委譲] 契約は、営業者によって徴収される最初の価格を設定し、サービス契約の期間にわたる価格改訂を規制する」というものである。この特徴は、IFRIC 第 12 号の第 5 項(a)における範囲の要件の中で確認されている。
- 7.12 一部の状況において、営業者は、所定の又は決定可能な対価の水準が委譲者によって保証されている。企業は、委譲者から直接に又はサービスの個々の利用者に請求する金額を通じてこの対価を回収し、不足額又は超過回収額がある場合には委譲者からそれを受け取る又は委譲者にそれを支払う。
- 7.13 他の状況において、営業者は、原価を回収し、合理的な利益率を稼得するために、契約の期間にわたり委譲サービスの販売からの収益だけに依拠する。こうした場合において、委譲者は、目標とする収益のレベルを下回る不足額について営業者に支払わない場合がある。委譲者は、営業者が委譲契約期間全体にわたり目標とするリターンの水準を受け取る確率を高めるために、契約期間の長さを延長する場合がある。
- 7.14 いくつかのサービス委譲契約の契約条件は、特に、営業者が、原価を回収し、合理的な利益率を稼得するために契約の期間にわたり十分な収益を創出するために委譲サービスの販売だけに依拠する場合には、定義された料金規制において見られる契約条件と多くの類似性がある。したがって、こうしたサービス委譲契約において営業者が直面する論点は、定義された料金規制の対象となる企業と類似する可能性が高い。しかし、重大な相違は、委譲サービスを提供するために使用する有形固定資産又は基盤資産が営業者の資産として認識されないことである。IFRIC 第 12 号の範囲に含まれるサービス委譲契約は、資産の使用を支配する権利を営業者に委譲しないからである (IFRIC 第 12 号の第 11 項参照)。

### IFRS 第 15 号との相互関係

- 7.15 IASB は、最近、IFRS 第 15 号を公表しており、これにより IAS 第 11 号「工事契約」及び IAS 第 18 号は廃止される。IFRS 第 15 号及びその前身の各基準は、企業と顧客との間の契約上の取引から生じる収益の会計処理を扱っている。こうした取引は、顧客が企業から料金規制対象の財又はサービスを購入する場合に生じる。

- 7.16 一部の人は、料金規制機関は顧客のために行動するので、料金規制は料金規制対象企業と集合的な顧客（「顧客ベース」と呼ばれることがある）との間の黙示の又は疑似の契約であると考えられることができると示している。この見解を用いると、企業は、料金規制対象の財又はサービスを個々の顧客に移転するにつれて収益（請求可能な収益）を認識するだけでなく、それまでに履行したすべての料金規制対象活動と交換に権利を得る対価の金額（収益必要額）も認識することになる。この見解への支持論として、彼らは、定義された料金規制において、収益必要額と、顧客に課される将来の料金に織り込まれると見込まれる顧客に請求される金額との間に生じる所定の差異は、顧客に請求する対価の変動要素であると考えられることができると指摘している。IFRS 第 15 号は、変動対価を収益として認識することを、対価の戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲に制限している（IFRS 第 15 号の第 56 項）。この見解は、収益の認識の繰り延べとともに、過大請求した金額（すなわち、収益必要額を上回る金額で、将来の料金の減額を通じて調整すると見込まれるもの）の返還を反映する関連した負債の認識を支持するものとなる。
- 7.17 しかし、IFRS 第 15 号の第 31 項では、企業は「約束した財又はサービス（すなわち、資産）を顧客に移転することによって企業が履行義務を充足した時に（又は充足するにつれて）、収益を認識しなければならない。資産は、顧客が当該資産に対する支配を獲得した時に（又は獲得するにつれて）、顧客に移転される」と定めている。定義された料金規制において、その対価が収益必要額に含まれている料金規制対象活動の多くは、個々に又は集合的に、料金規制機関又は顧客への財又はサービスの移転を伴わない。例えば、活動は、企業の有形固定資産又は基盤資産への変更又は代替的なエネルギー源への転換に関わるものである場合がある（4.49 項から 4.50 項参照）。したがって、料金規制が料金規制対象企業と集合的な顧客との間の契約と見られたとしても、これが IFRS 第 15 号に従った収益の認識にどのように影響を与えることになるのかは不明確である。結果として、IASB が収益の繰延又は加速化に関わる IFRS の要求事項を開発すると決定する場合には（セクション 5）、IFRS 第 15 号の原則を、料金規制対象活動について調整される収益認識モデルの基礎を形成するように修正することができるのかどうか、及びその場合の修正方法を検討することが考えられる。

### IAS 第 12 号及び IAS 第 20 号との相互関係

- 7.18 セクション 4 における定義された料金規制の記述は、規制対象の料金は、一定の期間にわたり企業が収益必要額を回収するのを可能にするような水準で設定される可能性があるとして仮定していた。しかし、状況によっては、要求される料金規制対象活動のすべてを実施することについて企業に補償するために必要とされる料金が、非常に高額で、顧客に手頃なものでないと考えられる場合がある。こうし

た場合には、料金規制機関は、企業に補償するために代替的な方法を使用する必要がある（4.26 項から 4.29 項参照）。

- 7.19 この結果、料金規制機関は、政府補助金若しくは他の助成金を企業に提供する又は企業に追加的な資金を提供するために課税を使用する場合がある。したがって、IASB が料金規制対象活動の報告に関する具体的な要求事項を開発すると決定する場合には、収益必要額の合計を、顧客に請求する金額と、政府又は料金規制機関との他の形態の決済を通じて回収される金額との間で配分する方法を検討する必要があるかもしれない。これは、IAS 第 12 号及び IAS 第 20 号の現行の要求事項とのいくつかの相互関係を含む場合がある。

### IFRS 第 3 号「企業結合」との相互関係

- 7.20 IFRS 第 3 号の第 10 項では、取得日時点において、取得企業は、企業結合において取得した資産、及び引き受けた負債をのれんとは区別して認識することを要求している。IASB が料金規制対象活動の報告に関する具体的な要求事項を開発すると決定する場合には、企業結合において取得した又は引き受けた規制繰延勘定残高の認識及び測定の方法を検討する必要があるかもしれない。

### IFRS 第 9 号「金融商品」との相互関係

- 7.21 場合によっては、料金規制機関又は他の指定された機関が、所定の任務の遂行に対する対価として企業に現金を支払う又は収益の不一致（過大請求と過小請求の両方）を現金で決済する。こうした状況において、受け取るべき金額又は支払うべき金額は IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融資産又は金融負債として分類することが一般的に認められる（4.28 項参照）。
- 7.22 しかし、セクション 4 で述べた、より一般的な場合において、企業は、収益の不一致を決済するために、料金規制機関から現金を受け取る権利又は現金を支払う義務を有していない。むしろ、企業は、将来の販売について顧客に課す料金を増額又は減額することによって、こうした不一致を決済する。こうした不一致を規制資産及び規制負債として認識することの支持者の多くは、企業は現金又は他の金融資産を受け取る現在の権利／支払う現在の義務を有していないので、残高が金融資産及び金融負債の定義を満たす可能性は低いことを承知している<sup>25</sup>。むしろ、当該残高は、未収収益及び繰延収益（すなわち、収益が関連する活動の履行の前に請求されるか又は後で請求される金額）の性質の方が強いと彼らは指摘している。IASB がこのプロジェクトの結果として具体的な要求事項を開発すると決定す

<sup>25</sup> 金融資産及び金融負債の定義は、IAS 第 32 号の第 11 号で示されており、IFRS 第 9 号の付録 A でこれを参照している。

る場合には、それらについて適切な測定基礎を識別するために、認識すべき規制残高の性質を設定する必要がある。

### コメント提出者への質問

7.23 本セクションでは、IASB が、本ディスカッション・ペーパーから得られるフィードバックを検討した後に、料金規制対象活動に関する具体的な会計処理の要求事項を開発すると決定する場合に考慮が必要となる可能性のある論点のいくつかを明らかにしている。これらの論点は、本ディスカッション・ペーパーでは扱っていないが、これを記載しているのは、定義された料金規制の特徴のいくつかに関する一層のフィードバックを促進し、IASB がやがて検討することが必要となる論点を利害関係者が理解するのに役立つためである。

#### 質問 12

セクション 4 は、定義された料金規制の顕著な特徴を記述している。この記述は、料金規制が具体的な会計処理のガイダンスの開発が必要となる可能性のある権利と義務の組合せを創出するのかどうかに関して、焦点をより絞った議論のための共通の出発点を提供することを意図している。

4.73 項では、法令又は他の公式の規則で役割と権限が設定されている料金規制機関の存在は、定義された料金規制の重要な特徴であると提案している。これは強制可能な権利又は義務を創出するための必要条件だと考えるか、それとも、定義された料金規制と同じ特徴を有する自己規制による料金規制に基づいて営業している協同組合又は類似の企業（7.6 項から 7.9 項参照）も、定義された料金規制に含めるべきだと考えるか。そう考えない場合、理由は何か。そう考える場合、こうした協同組合を定義された料金規制の範囲に含めるべきなのは、政府機関又は他の有権的機関からの公式の監督の対象となっている場合だけであると考えるか。

#### 質問 13

7.11 項から 7.22 項では、IASB がこのプロジェクトを引き続き進める場合に考慮する可能性のある論点のいくつかを明らかにしている。

これらの論点、又は本ディスカッション・ペーパーで指摘している論点又は指摘していない論点のうち、IASB が料金規制対象活動について具体的な会計処理の要求事項を開発すると決定する場合に考慮すべきだと考える論点について、コメント又は提案があるか。

## 付録 A

## 料金規制対象活動に関する IFRS のガイダンスへの過去の要望

- A1 IASB と IFRS 解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）は、料金規制対象企業が IFRS 財務諸表において、規制機関又は政府による価格規制又は料金規制の結果として、規制繰延勘定の借方残高又は貸方残高を認識することができるのかどうか又は認識すべきかどうかに関するガイダンスを求めるいくつかの要望を受けた。一部の国内会計基準設定機関では、そうした残高を、施行されている料金規制の種類に応じて、一部の状況において資産及び負債として認識することを許容又は要求している。こうした場合に、これらの規制繰延勘定残高は「規制資産」及び「規制負債」と呼ばれることが多い。
- A2 特に、米国会計基準（US GAAP）では、特定の種類の料金規制の影響に関する所定の認識及び測定の実務事項を、少なくとも 1962 年以来、有している。1982 年に、米国の国内基準設定主体である財務会計基準審議会（FASB）は、SFAS 71「特定の種類の規制の影響の会計処理」<sup>26</sup>を公表した。SFAS 71 はそれらの原則の多くを正式なものとした。具体的な国内のガイダンスがない場合には、多くの他の法域における実務が SFAS 71 に従った。こうしたガイダンスを適用する料金規制対象企業の財務諸表では、規制繰延勘定残高は、有形固定資産や無形資産などの項目の帳簿価額に組み込まれるか又は財務諸表に、未収金又は未払金と同様に、独立の項目として認識されることが多い。
- A3 2005 年 6 月に、解釈指針委員会は SFAS 71 に関する要望を受けた。この要望は、IFRS に具体的なガイダンスがない場合の会計方針の選択の際に、企業が IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項から第 12 項のヒエラルキーに従って、SFAS 71 を適用できるのかどうかを質問したものであった。
- A4 解釈指針委員会は過去に、サービス委譲に関するプロジェクトの一部として、規制繰延勘定の借方残高を認識する可能性を議論した。その時点での検討の結果、解釈指針委員会の結論としては、「IFRS を適用する企業は、IASB の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」（中略）及び関連性のある会計基準（IAS 第 11 号「工事契約」、IAS 第 18 号「収益」、IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」など）に従って認識の要件を満たした資産だけを認識すべきである」であった<sup>27 28</sup>。言い換えると、解釈指針委員会は、企業は規制資産を現

<sup>26</sup> SFAS 71 におけるガイダンスは、その後の修正及び関連するガイダンスとともに、現在では FASB 会計基準コード化体系のトピック 980「規制対象事業」に組み込まれている。

<sup>27</sup> 2010 年 9 月に、IASB は「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を「財務報告に関する概念フレームワーク」に置き換えた。資産及び負債の定義、並びにそれらの財政状態計算書におけ

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

行の IFRS に従って資産として認識するための要件を満たす範囲でのみ認識すべきだと考えた。

- A5 解釈指針委員会は、SFAS 71 における認識要件は、IFRS における認識要件と十分に整合的ではないと結論を下した<sup>29</sup>。SFAS 71 のガイダンスを適用すると、特定の状況において、関連性のある基準の認識要件を満たさない規制繰延勘定残高を認識する結果になってしまう。したがって、SFAS 71 の要求事項は IFRS の要求事項の指標とはならない。解釈指針委員会は、規制資産に関するプロジェクトをアジェンダに追加しないことを決定した。
- A6 2008 年 1 月に、解釈指針委員会は、料金規制対象企業が規制負債（又は規制資産）を料金規制の結果として認識することができるかどうか又は認識すべきかどうかの検討を求める 2 度目の要望を受けた。解釈指針委員会は再び、いくつかの理由で当該論点をアジェンダに加えないと決定した。重要なこととして、IFRS を適用している企業については実務の不統一は重大でないように思われたと解釈指針委員会は結論を下した。ほぼすべての企業の確立された実務は、IFRS 採用時に規制繰延勘定残高を削除し、こうした残高を IFRS 財務諸表には認識しないというものである。しかし、解釈指針委員会は、料金規制は広く行き渡っており、多くの企業の経済環境に大きく影響を与えていることにも留意した。
- A7 IASB は、この論点に関するガイダンスを求める継続的な要望に留意した。また、解釈指針委員会の暫定的なアジェンダ決定の際に受け取ったコメントも検討した。それらのコメントの指摘では、IFRS 実務の不統一は存在しないが、国内の会計原則が規制繰延勘定残高の認識を許容又は要求しているいくつかの法域が、近い将来に IFRS を採用する予定となっていた。これにより、規制繰延勘定残高を資産又は負債として認識することに関する明確なガイダンスを求める圧力が増すことになる。
- A8 したがって、2008 年 12 月に、IASB は料金規制対象活動に関するプロジェクトをアジェンダに追加し、その後、2009 年 7 月に、公開草案「料金規制対象活動（2009 年公開草案）」を公表した。2009 年公開草案に対する回答は、複雑で根本的な論点を提起した。2010 年 9 月に、IASB は複雑な技術上の論点はすぐには解決できないと判断し、当該プロジェクトを中断した。

---

る認識の要件には変わりがなかった。

<sup>28</sup> IAS 第 11 号及び IAS 第 18 号は、2014 年 5 月に公表された IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」により廃止される。

<sup>29</sup> 「IFRIC アップデート」（2005 年 8 月）参照。



## 付録 B

### 収益必要額の計算及び規制料金の設定

- B1 セクション 4 は、定義された料金規制の概略を示している。この概略には、料金設定の仕組みがどのように「収益必要額」、すなわち、所定の料金規制対象活動を遂行すると交換に企業が権利を得る対価の合計額を設定するののかについての要約を含んでいる（4.12 項から 4.18 項参照）。
- B2 本付録の目的は、収益必要額を計算するため定義された料金規制において使用される典型的な仕組み及び収益必要額と顧客に請求する収益の金額との間の不一致について将来の料金を調整するため料金設定の仕組みがどのように使用されるののかについてのより詳細な記述を提供することである。
- B3 可能である場合には、規制上の合意は、収益必要額が、料金規制対象である財又はサービスを受け取る顧客から回収されることを確保するように設計されている。しかし、場合によっては、料金規制機関は、収益必要額が、顧客が手頃に支払うと予想することができる金額を上回っていると判断する場合がある。この不足額を補うために、料金規制機関は、政府補助金又は税金の減免を含めた他の政府支援の形で政府助成金が企業に支払われよう促進する場合がある。
- B4 企業が、こうした政府の措置を通じて収益必要額の一部を受け取る場合には、これは IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」ないしは IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に入ることになる。しかし、4.29 項で述べたとおり、これは、分析の複雑性を増大させる。したがって、本ディスカッション・ペーパーでは、収益必要額全体が、料金規制対象の財及びサービスを受け取る顧客から回収される状況に焦点を当てる。

### 規制上の合意により設定される義務

- B5 料金規制は、料金規制対象の財及びサービスに対して顧客に課す予定の価格を設定する際に、その枠内で料金規制機関と企業（両当事者）が協力する枠組みを設定している。通常、以下を設定するために両当事者間で何らかの交渉がある。
- (a) 規制対象期間中に、企業はどのような活動を遂行する必要があるのか、及び企業はどのような財又はサービスを引き渡す必要があるのか。
- (b) 合意した履行と交換に企業が受け取る権利を得る収益の合計額。これには、当該期間中に顧客に引き渡すと見込まれる料金規制対象の財又はサービスの量に関して合意した見積りを織り込む。この収益の合計額は、「収益必要額」又は「許容収益」と呼ばれることが多い。

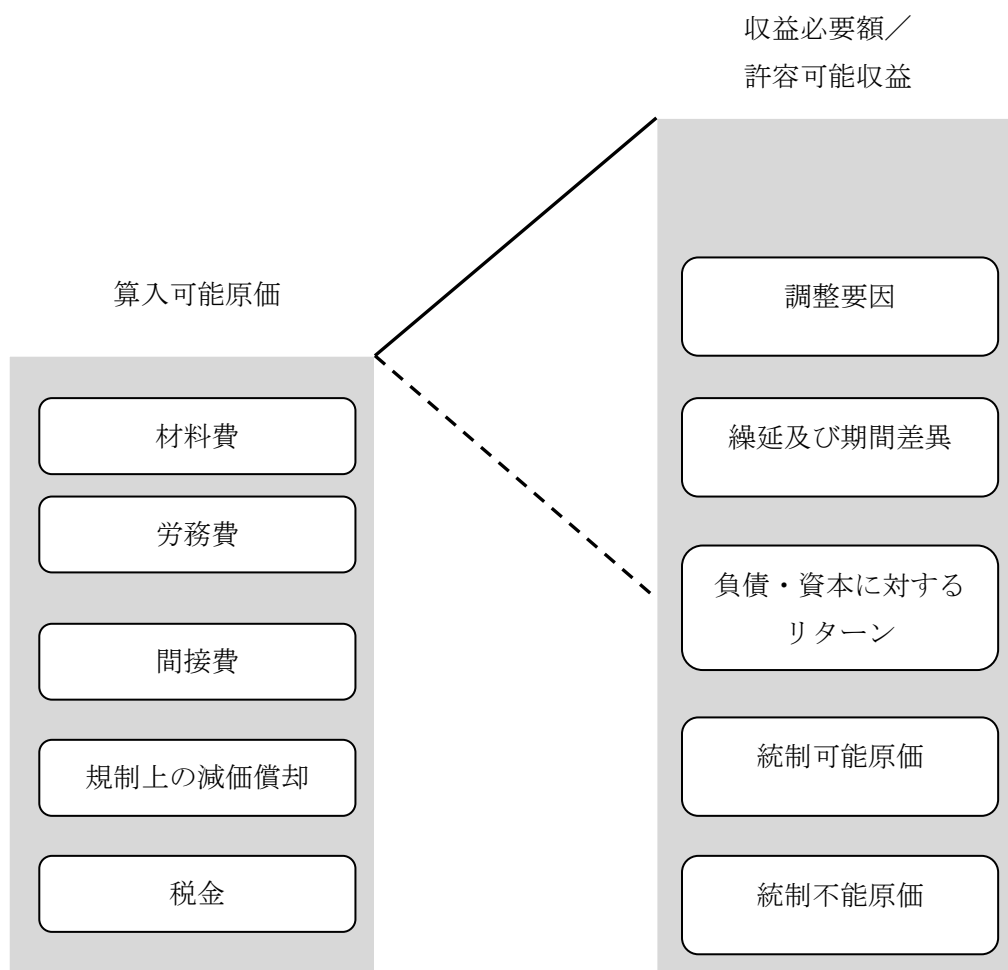
## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

- B6 規制対象期間は、収益必要額が適用される期間、すなわち、料金決定又は合意の有効日の間の期間である。この期間は、料金規制により異なり、通常は1年から5年の間であるが、もっと長い場合がある。
- B7 企業が、規制対象期間中に履行する義務がある料金規制対象活動は、次のものを含む可能性がある。
- (a) 料金規制対象の財ないしはサービスの顧客への引き渡し。これには、量とともに質についての目標を伴う可能性がある。
  - (b) ネットワークの供給能力の変更。これには、更新、追加、除去による削減、アップグレードを伴う可能性がある。
  - (c) 他の政府の目的の充足。これには、温室効果ガス又は他の汚染物質の削減、再生可能エネルギー源への転換、又は需要を管理するために顧客行動を変化させることを伴う場合がある。
  - (d) 暴風雨又は他の偶発的な事象の後にネットワークへの損傷の補修及び顧客へのサービスの復旧のための準備。

### 収益必要額はどのように計算されるのか

---

- B8 収益必要額は、複数のステップに基づいて計算される。このステップの正確な順序は、以下の各項で記述するものと異なる可能性がある。しかし、記述しているプロセスは、さまざまなスキームにおいて見られる一般的な特徴を含んでおり、したがって、代表的なものとなると考えられるようにすることが意図されている。



ステップ1：算入可能原価を識別する

- B9 大半の料金規制スキームにとっての出発点は、企業が規制上の合意に従って履行する義務がある活動の見積原価（算入可能原価）を識別することである。
- B10 この原価の内訳は、指定された期間に係る実際の過去の原価、予算上の将来の原価及びベンチマーク原価（B15 項参照）の組合せを基礎とし、料金規制対象企業の履行の継続的な原価を表さない非反復原価又は他の原価について調整する可能性がある。
- B11 算入可能原価に通常含まれる原価の種類は次のものである。
- (a) 規制対象資産の規制上の減価償却——規制対象資産の価値（一般的に、「規制対象資産ベース」（RAB）又は「規制対象資産価値」（RAV）と呼ばれる）は、所定の期間にわたり減価償却される。料金規制対象資産及び関連する減価償却の金額は、規制上の合意の要求事項に基づき計算される。これらの計算が

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

基づく原則は通常、当該資産の IFRS 帳簿価額の測定に関する原則に類似するが、計算される金額に差異がある場合がある。例えば、RAB は、インフレーションについて増額される場合がある。又は、RAB の減価償却を行う期間が、経済的耐用年数よりも短い場合がある。あるいは、資産化される当初の取得原価が、IAS 第 16 号「有形固定資産」又は IAS 第 23 号「借入コスト」では資産化が認められない間接費又は資本の帰属原価を含んでいる場合がある。

- (b) サービスの原価——これらには、材料費、労務費、財務費用、変動間接費及び算入可能な固定間接費の部分を含む可能性がある。規制上の合意は一般的に、効率的に又は慎重性をもって発生したと考えられる原価だけを認めることによって、何らかの規律を企業に課そうとしている。料金規制機関は、何が効率的又は慎重性のある原価と考えられるのかの決定に異なるアプローチを有しており、これは実際の発生原価と異なる場合がある。
- (c) 税金——場合によっては、企業が料金規制対象活動に関して稼得する利益が課税から免除される場合がある。他の場合には、企業は、こうした利益に関して課税されるかもしれないが、料金規制機関は、支払った又は支払うべき税金の金額を料金規制目的上の算入可能原価と考える。

**B12** 算入可能原価の種類が識別された後、料金規制機関は、これらの原価のうちどの金額が顧客に転嫁するのに適切なのか、したがって、収益必要額を計算する際に考慮に入れるのかを決定する。

*ステップ 2: 統制可能原価と統制不能原価を区別し、何らかの原価にインセンティブを与えるべきかどうかを決定する*

**B13** 統制不能原価は一般的に、燃料費又は原材料費などの項目を含む。企業は、これらの原価に対する統制力がほとんど又は全くないため、それらは一般的に、収益必要額を計算する際に発生額で算入される。したがって、こうした統制不能原価は、顧客に最終的に請求される収益必要額の変動性の一因となっている。

**B14** 他方、統制可能原価は、企業が管理することができるものである。したがって、料金規制機関は、規制上の合意の中で、企業がそれらを管理するためインセンティブを与えられるべきかどうかを検討する際に、これらの原価を考慮する。料金規制機関は、どのようなインセンティブけの方法が適切なのかを決定するためにさまざまなアプローチを有している。

**B15** ますます、規制上の合意は、算入可能な統制可能原価を、目標又は「ベンチマーク」の水準までに制限するようになっている。この水準は、仮想的な企業を基礎とすることが多い。定義された料金規制の対象となっている企業には有効な競争

がなく、したがって、比較可能な競争相手がベンチマークとして利用可能となることは稀だからである。場合によっては、規制上の合意で、統制可能原価をこの目標金額で固定し、したがって、企業がより低い原価で義務を充足することができる場合には、その便益を保持することが認められる。他の場合には、規制上の合意で、収益必要額を減額することによって、便益の一部を「共有する」ことを企業に要求する可能性がある。

*ステップ3：収益必要額の調整要因を識別する*

- B16** 算入可能原価が識別された後、料金規制機関は、どのような収益金額が許容可能なのかを決定する。料金規制はこれに対する枠組みを提供し、それは料金規制機関に、「公正で合理的」な収益又は利益率を供給者に提供する水準で収益必要額を設定するように要求することが多い。何が公正で合理的であると考えられるのかは、判断の問題であり、供給者と料金規制機関との間の交渉の対象となることがある。一部の法域では、供給者が規制機関の決定に法廷で異議を唱えることができる。
- B17** 料金規制機関が収益必要額を設定する際に算入可能原価基礎を調整する多くの項目がある。これらの一部は、識別された算入可能原価に直接に関連する。これらの調整は、例えば、原価の変動、量及び所要の質に関するさまざまな仮定を反映する場合がある。他の調整は、原価に直接に連動することなしに、収益必要額の金額に直接に関連するものである（例えば、業績インセンティブに関する調整）。
- B18** いくつかの調整は、規制対象期間中に（特に、その期間が一年よりも長い場合に）価格を改訂するために適用される場合がある。調整の金額及び時期は、規制上の算式を通じて料金規制に組み込まれる。他の調整は、公式な料金見直しが生じる場合にのみ適用され、したがって、次の規制対象期間中に効力が生じるにすぎない場合がある。これにより、料金規制機関は、企業及び顧客の全体的なポジションに対する当該調整の影響を検討することができ、したがって、今後の規制対象期間に係る収益所要額にそれを適切に反映することが可能となる。
- B19** より一般的な調整のいくつかを以下に要約している。
- (a) 資本に対するリターン——規制対象資産は、負債又は資本若しくは両方の組合せを通じて資金提供される。定義された料金規制は、企業が、負債のコスト（金利費用）を賄うためにこうした規制対象資産に投資した資本に対するリターンを稼得し、企業に対する資本の保有者のために利益を提供することを認めている。一部の料金規制上の合意において、料金規制機関は、資本の帰属原価を使用し、企業はこれに基づき収益必要額を通じて資本に対する利

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

益率を稼得する権利を得る。したがって、「利益」及び「資本コスト」という用語は、規制目的上で異なる意味を有する場合があります。収益必要額の計算を通じて異なる方法で反映される。規制上の合意は通常、資本に対するリターンを計算する際に使用すべき負債・資本の比率を設定するが、これが実際の負債・資本の比率を使用する場合もあれば、ベンチマーク比率を設定する場合もある。同様に、一部の規制上の合意は、企業の借入に係る実際の金利を使用する場合があるが、他の規制上の合意では、効率的に借り入れるよう企業に動機を与えるための方法としてベンチマーク金利を使用する場合がある。

- (b) 業績インセンティブ——一部の規制上の合意は、特定の行動を促進するように設計されたインセンティブを含んでいる。これらのインセンティブは、広範囲の行動を扱っている。いくつかのインセンティブは、顧客に提供する財又はサービスの量又は質に直接に関連する（顧客満足度目標の達成、停電回数の削減、又は公共輸送サービスの定時運行の改善など）。他のインセンティブは、顧客に提供される財又はサービスの量又は質に間接的にのみ関連する場合がある（温室効果ガスの削減、再生可能エネルギーの比率の拡大など）。これらのインセンティブの仕組みにおいて設定された目標を上回る業績の達成は、収益必要額を増加させる場合がある、あるいは、一定の最低限の目標を達成できないことは、収益必要額の減少につながる場合がある。
- (c) インフレーション調整——収益必要額を設定する際に、一般的な又は具体的なインフレーション調整が、資本コスト、営業コスト又は両方に対して行われる場合がある。一部の規制上の合意において、収益必要額の合計額に直接にインフレーション調整が行われる場合がある。
- (d) 能力調整——これらの調整は、顧客に引き渡すと見込まれる料金規制対象の財又はサービスの量に対して予定されている変更を反映する。これらの予定される変更は、予想される需要の増加に応えるために、規制対象資産に対する投資を伴う場合がある。あるいは、超過能力を排除するために規制対象資産の除去を伴う可能性がある。
- (e) トラッカー及びフロースルー勘定——一部の規制上の合意では、企業が規制対象期間中に、原材料又は燃料などの所定の項目の実際の前価を回収することが認められている。これらは通常、統制不能原価に分類される。これらの原価の発生と回収の時期の相違を最小限にするため、これらの項目の前価（及び量）の差異について規制対象期間中に短い間隔で収益必要額が調整される。
- (f) 偶発的な事象——料金規制対象の財又はサービスが顧客にとって「不可欠」と考えられ、その供給を維持することは規制上の合意の重要な側面である

ある。したがって、収益必要額は一般的に、暴風雨、地震又は洪水などの不利益な事象の後に供給を回復するコストについて企業が補償されることを確保するための調整を含んでいる。偶発的な事象への対処について識別された2つのアプローチがある。

- (i) 事前調整： 料金規制は、将来の予測される事象に関する金額を収益必要額に含めることによって、事象の発生を予測する。これは、準備金、例えば、暴風雨が発生する際に企業が利用することができる暴風雨損害準備金を積み立てる。その後、準備金残高と算入可能な暴風雨損害コストとの差額について収益必要額への追加的な調整を設ける。予測した事象が所定の期間内に発生しない場合には、準備金の水準を維持又は減少するために収益必要額が減額される。
- (ii) 事後調整： 収益必要額には、考えられる将来の又は予測される事象に関する金額を含めない。その代わりに、収益必要額を計算するために使用する算式には、事象が発生した場合に発動される調整要因を含める。したがって、企業にコストが発生する場合（例えば、暴風雨損害を補修する場合）には、算入可能な暴風雨コストを回収するために収益必要額が増額される。

**B20** ある規制対象期間について設定される収益必要額及び固定価格又は単位当たりの料金は、必然的に見積額に基づく。しかし、企業が顧客に請求する権利を得る実際の収益必要額は、調整可能な金額である。これは、実際の取引及び事象を反映し、それらは使用した見積りとは異なる可能性があるからである。したがって、当該期間中の収益必要額と当該期間中に顧客に請求する実際の金額との間に何らかの差異が生じる。したがって、将来の期間に請求すべき料金は、これらの差異を解消するために調整される。結果として、次の規制対象期間に係る収益必要額は、以前の期間に発生した何らかの繰延及び他の差異を含む可能性がある（B26項から B27 項参照）。料金規制機関は、貨幣の時間価値を反映するためにこれらの金額を調整するかどうかを決定する。通常、料金規制機関は、適用する金利も決定する。

#### ステップ4：収益必要額を計算する

**B21** この段階で、次の規制対象期間に係る潜在的な収益必要額の合計額を設定することができる。潜在的な収益必要額は、引き渡す予定の料金規制対象の財又はサービスの予想量に基づいて、企業が規制上の合意に従って履行する義務がある活動を履行するのと交換に稼得する権利を得る収益の金額である。

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

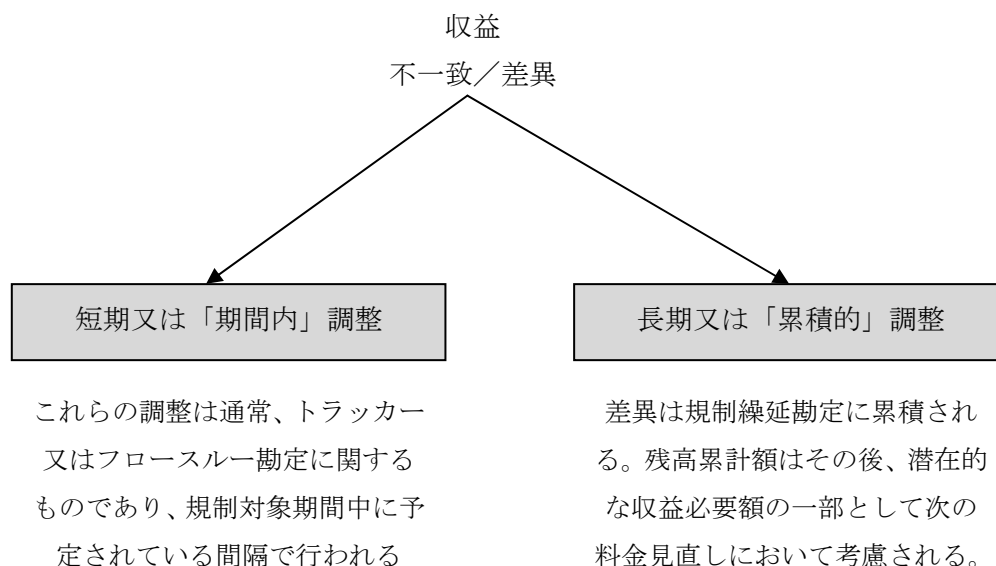
- B22** 収益必要額に含めるべき変動性のある算入可能原価の金額を識別する際に、規制対象期間中に顧客に引き渡すと見込まれる規制対象の財又はサービスの量を見積る。収益必要額の合計額をこの見積数量で割って、単位当たりの料金を特定する。単位当たりの料金は、企業が当該規制対象期間中に収益必要額を回収するために顧客に請求する必要がある。
- B23** その後、この潜在的な単位当たりの料金は、料金規制の目的に従って許容可能と考えられる料金を表しているのかどうかを識別するために評価される。定義された料金規制において、その目的は、顧客の利益と企業の利益とをバランスさせることである。したがって、潜在的な単位当たりの料金が、それが関連する規制対象期間において顧客にとって高額すぎて支払えない場合には、料金規制機関は、企業の財務的な存続可能性を危険にさらすことなしに、許容可能な水準まで料金を減額する方法を識別する必要がある。
- B24** 場合によっては、企業の義務が減る可能性がある。例えば、排出量を削減するためにネットワークをアップグレードするため予定している支出が延期される可能性がある。これにより、企業が発生させる必要があるコストが減ることになり、その結果、企業の義務の減少を反映するために、これに対応して収益必要額の減額が生じる。
- B25** あるいは、料金規制機関は、将来の規制対象期間まで収益必要額の一部の回収額を繰り延べる可能性がある。こうした場合において、繰り延べた金額は、規制繰延勘定において繰り越される。当該勘定に関する残高は、将来の1期間又は複数の期間における収益必要額に、通常は定額法で配分される。一般的に、料金規制機関は、こうした場合において貨幣の時間価値について企業を補償する。

### ステップ5：収益必要額の過小回収又は過大回収を解消する方法及び時期を設定する

- B26** 単位当たりの料金は、見積った収益必要額に基づいて規制対象期間中に固定される。しかし、見積った収益必要額のコストは、実際の事象及び取引を反映するために調整される。したがって、当該規制期間中に顧客に請求される請求可能収益のコスト（1期間又は複数の期間の財務報告期間が含まれる可能性がある）と当該期間について計算された調整後収益必要額との間に不一致が生じる（B20項参照）。
- B27** 定義された料金規制において、企業は、料金規制対象の財及びサービスの将来の販売に対して顧客に請求する単位当たりの料金を調整することによって、これらの収益の不一致を解消する権利を得るとともに、それが要求される。料金規制は、いつ料金を請求し、収益必要額への調整として含めるためにこの不一致をどの料金の期間に配分するのかを設定する。



- B28 収益の不一致を扱う料金調整の時期について 2 つの大きなアプローチがある。いくつかの料金規制スキームは、収益の不一致の発生源に応じて、両方のアプローチを使用している。



- B29 期間内調整は通常、変動性のある統制不能な製造原価に関連する。それらは一般的に、燃料費などのコモディティについて使用される。この場合、企業がコモディティのインプット原価を顧客に転嫁することができる（マークアップなしのことが多い）ように料金規制が設計されている。顧客に課される単位当たりの料金を計算するために使用した見積インプット原価と、実際の単位当たりインプット原価との差異は、規制繰延勘定に記録される（「トラッカー」又は「フロースルー勘定」と呼ばれることが多い）。顧客に課される単位当たりの料金は、これらの差異を顧客に適時に転嫁することができるように、当該料金規制対象期間内の短い間隔で（例えば、3 か月ごとに）調整される。
- B30 累積的調整は、他の差異及び期間差異又は収益の不一致に関係する。それらは、期間内調整において捕捉される差異よりも少額又は変動性が少なく、したがって、より長期的に解消するのに適している。又は、暴風雨などの事象を原因として生じるものなど、非常に多額の差異がある場合がある。こうした場合には、料金規制機関は通常、「価格の上昇」又は重大な短期の変動性から顧客を保護するために、これらの金額の料金に対する影響を分散することを検討する。結果として、規制繰延勘定を通じてその不一致額が記録され、今後の規制対象期間に係る収益必要額を設定するために次の料金見直しの際に使用される。

- B31 一部の料金規制スキーム（特に、料金規制が複数の期間にわたるスキーム）は、

料金規制には、料金見直しのトリガーを含んでいる（「オフランプ」条項と呼ばれることがある）。こうしたトリガーは、実際の事象又は取引が収益必要額を計算するために使用した見積から大幅に乖離している場合には、主要な収益不一致をより早い時期に解消するために新たな料金見直しを実施できるように設計されている。このトリガーにより、料金の見直しが、所定の状況において自動的に開始される可能性がある、又は、所定の状況において料金の見直しを実施する権利を供給者ないしは料金規制機関に提供する可能性がある。

### 収益必要額の差異を各規制対象期間に配分する

- B32** 料金規制は、収益必要額と顧客に請求する金額との間の差異の累計額を、収益必要額に配分する期間を定めることが多い。多くのスキームにおいて、顧客と企業の両方の利益をバランスさせ、時期の問題に関する確実性を高めるために「回廊」アプローチが使用されている。回廊アプローチを使用する場合には、収益の不一致が回廊の内側に入るのか、それとも外側にあるのかに応じて、配分及び調整について異なる特定の日程に従う。
- B33** 場合によっては、回廊の内側に入る金額を是正するための調整は行わない。こうした場合には、これらの差異は、規制目的上、実質的に無視される。したがって、具体的な会計処理の要求事項を必要とする可能性は低いが、代わりに、他の基準に従って他の資産の原価の一部として認識される場合を除いて、純損益を通過することとなる。
- B34** 以下の単純化した設例では、収益の不一致がどのように計算され、解消されるのかを示している。使用した仮定は以下のとおりである。
- (a) 規制対象期間は 4 年間続く（20X3 年から 20X6 年までを含む）。最後の料金見直しによる設定では、20X3 年に係る収益必要額は CU16,000 であり、見積販売水準は 2,000 単位である<sup>30</sup>。したがって、単位当たりの料金は、当該年度について CU8 で固定される。
  - (b) 顧客に引き渡す単位の数量以外に、20X3 年の収益必要額の計算に使用した他のすべての見積及び仮定が、実際の結果において達成され反映された。
  - (c) 単位当たりの料金 CU8 は、変動費に関する金額 CU3 を含んでいる。これは、変動金額に係る数量の不足は、将来の期間の収益必要額の調整なしに通過することを意味する。残りの CU5 は固定金額に関連するものであり、販売料金の中のこの部分に係る数量差異は将来の期間の収益必要額に配分すべき期間

<sup>30</sup> 本ディスカッション・ペーパーにおいて、貨幣金額は「通貨単位（CU）」で表示している。

差異として記録される。したがって、第 1 年度に生じる収益の時期の不一致は、数量の不足に 1 単位当たり CU5 を乗じた金額として計算される。

- (d) 料金規制は、以下のとおり将来の各年度の収益必要額に収益の不一致を配分するために回廊アプローチを使用する。
- (i) 収益必要額のプラス／マイナス 5%未満の不一致は、次の料金見直しに含めるために繰り越される。
- (ii) 収益必要額のプラス／マイナス 5%から 10%の間の不一致は、t+1 年度に開始する 2 年間にわたり定額法で是正される (t は、不一致が組成する年度である)。
- (iii) 10%以上の不一致は、金額が改訂後の規制対象の単位当たりの料金を通じていつ是正されるのかを設定するために新しい料金見直しの契機となる。

20X3 年 (すなわち、4 年の規制対象期間の初年度) に生じた不一致	ケース A	ケース B	ケース C
見積販売量	2,000	2,000	2,000
規制対象の単位当たりの料金「固定」要素	CU5	CU5	CU5
収益必要額の「固定」要素 (2,000 単位の量に基づく)	CU10,000	CU10,000	CU10,000
引き渡した実際の量	1,950 単位	2,150 単位	1,750 単位
収益の不一致、すなわち、(過小回収) / 過大回収	(CU250)	CU750	(CU1,250)
(過小回収) / 過大回収の百分率	(2.5)%	7.5%	(12.5)%

B35 この設例において、我々は、期間差異が、料金規制に示される回廊アプローチに従ってどのように解消されるのかを示すために 3 つの代替的な結果を検討する。

ケース A: 企業は、CU250 又は収益必要額の 2.5%だけ回収が過小であった。この金額は、次の料金見直しに繰り越すために規制繰延勘定に記録される。規制対象期間 20X3 年から 20X6 年の残りの期間に係る収益必要額の調整はない。

ケース B: 企業は、CU750 又は収益必要額の 7.5%だけ回収が過大であった。この金額は、t+2 年度に開始する 2 年間に係る収益必要額に定額法で配分される。この不一致は、20X3 年 (t+0 年度である) に発生した。20X5 年 (t+2 年度) 及び 20X6 年 (t+3 年度) のそれぞれについて計算され

## REPORTING THE FINANCIAL EFFECTS OF RATE REGULATION

る収益必要額は、CU375 (CU750÷2) だけ減少する。これは、それらの年度に請求する予定の規制対象の単位当たりの料金を減額する。

ケース C: 企業は、CU1,250 又は収益必要額の 12.5% だけ回収が過小であった。この不一致が契機となるオフランプ条項又は見直し条項が料金規制にある。したがって、20X5 年から 20X8 年までの 4 年の期間を対象とする新たな規制対象期間について適用すべき収益必要額と規制対象の単位当たりの料金を設定するために、20X4 年中に新たな料金見直しを実施される。